

一関市 こども計画

令和7年度～令和11年度

- 一関市子ども・子育て支援事業計画
- 一関市次世代育成支援対策行動計画
- 一関市こどもの貧困の解消に向けた対策計画
- 一関市子ども・若者計画
- 一関市子ども健全育成プラン



令和7年3月

はじめに



加速する少子化の中で、「これから起きること」を見通すことが困難な時代となり、こどもや若者、子育て世帯を取り巻く環境は変化し続けています。

このような中でも、こどもたちが健やかに成長でき、若者が夢や希望をもって生活できる環境を整えるため、こどもの健康と安全の確保、子育て支援や教育の充実など、多様なニーズへの対応が求められています。

本市はこれまでも、こども・子育て世帯への支援を最優先で取り組むべき施策の一つとし、相談支援体制の充実や経済的な負担の軽減など、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行ってまいりました。その結果、若者世代や子育て世代などの住み良さに関する全国ランキングで上位にランクインしました。

また、少子化や核家族化、近隣との関係の希薄化が進む中においては、地域で子育てを支えることが重要であり、現在住んでいる地域で保育ができ、気軽に相談できる場所があることや、世代を超えて交流できる居場所があることなど、安心して子育てができる環境が必要です。

こうしたこどもを取り巻く課題を踏まえ「一関市こども計画」（計画期間：令和7年度から令和11年度まで）を策定しました。

本計画では、こどもや若者、子育て世帯の意見を取り入れながら、全てのこどもや若者、子育て世帯が喜びやいきがいを感しながら安心して過ごすことのできるまちを目指してまいります。

結びに、計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました一関市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査やこどもや若者の意見聴取にご協力いただき貴重なご意見をお寄せくださいました多くの市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和7年3月

一関市長 佐藤善仁

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画期間	3
第4節 計画の策定体制	3
第2章 こども・若者、子育て当事者を取り巻く現状と課題	5
第1節 統計データによる現状	5
1 人口・世帯の状況.....	5
2 結婚・就労の状況.....	10
第2節 子育て支援サービスの状況	13
1 保育サービス等の状況.....	13
2 こどもの健全育成の状況.....	16
3 母子保健事業等の状況.....	20
第3節 現行施策・事業の評価等	24
第4節 本市の課題	25
第3章 計画の基本的な考え方	27
第1節 基本理念	27
第2節 基本目標	27
第3節 施策体系	28
第4章 施策の展開	29
1 切れ目なく子育てを支えるまち	29
2 こどもが自分らしく健やかに成長できるまち	34
3 困難を抱えるこども・若者とその家族を支えるまち	37
4 地域全体で子育てを支えるまち	40
5 若者の希望をかなえ安心して暮らせるまち	41
6 評価指標と検証・評価	43
第5章 子ども・子育て支援サービスの見込量	44
第1節 量の見込みを算出する項目及び教育・保育の提供区域の設定	44
第2節 教育・保育の区分	45
第3節 量の見込み方法	46
第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	50
第6章 計画の推進	63
第1節 計画の推進体制	63
第2節 計画の進行管理	63

資料編	64
第1節 一関市こども計画策定までの経過	64
第2節 一関市子ども・子育て会議条例（平成25年9月6日条例第27号）	65
第3節 こども大綱の概要	67
第4節 アンケート調査結果の概要	69
1 調査の概要.....	69
2 ニーズ調査.....	71
3 こどもの生活に関する実態調査（貧困実態調査）	79
4 こども・若者調査.....	88
第5節 現行施策・事業の評価の内訳	94

第1章 計画策定にあたって

第1節 策定の背景と趣旨

急速な少子化の進行に伴い、わが国では、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など社会・経済に影響を及ぼす課題が深刻になっています。国の合計特殊出生率※をみると、令和5年は1947年に統計を取り始めて以降最も低い1.20となり、出生数は72万7,277人と過去最少になりました。その要因として、未婚化・晩婚化の進行、所得や雇用への不安や、仕事と子育ての両立の難しさ、子育ての経済的・精神的負担などが指摘されています。

こども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、国は、令和5年4月にこども基本法を施行し、こども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁を発足させ、同年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。

「こども大綱」では、全てのこども若者を権利の主体として認識し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、全てのこども・若者が、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現することが掲げられています。

また、「こども未来戦略」では、“経済的支援を充実させ、若い世代の所得を増やす”“社会全体の構造や意識を変える”“全てのこども・子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援する”の3つを基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現をめざしています。

本市においては、平成27年度から「一関市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年度から「第二期一関市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「子育てに喜びを感じ、家族の絆と地域で支え合うまちづくり」を基本理念とし、こどもと子育て世代を地域社会全体で支援する取組を進めてきましたが、「第二期一関市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で最終年度を迎えることから、近年のこどもを取り巻く環境の変化や国の動向等を踏まえ、こども施策を総合的に推進するため、「こども基本法」に基づく、「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援対策行動計画」「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」「子ども・若者計画」「子ども健全育成プラン」を一体化した「一関市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

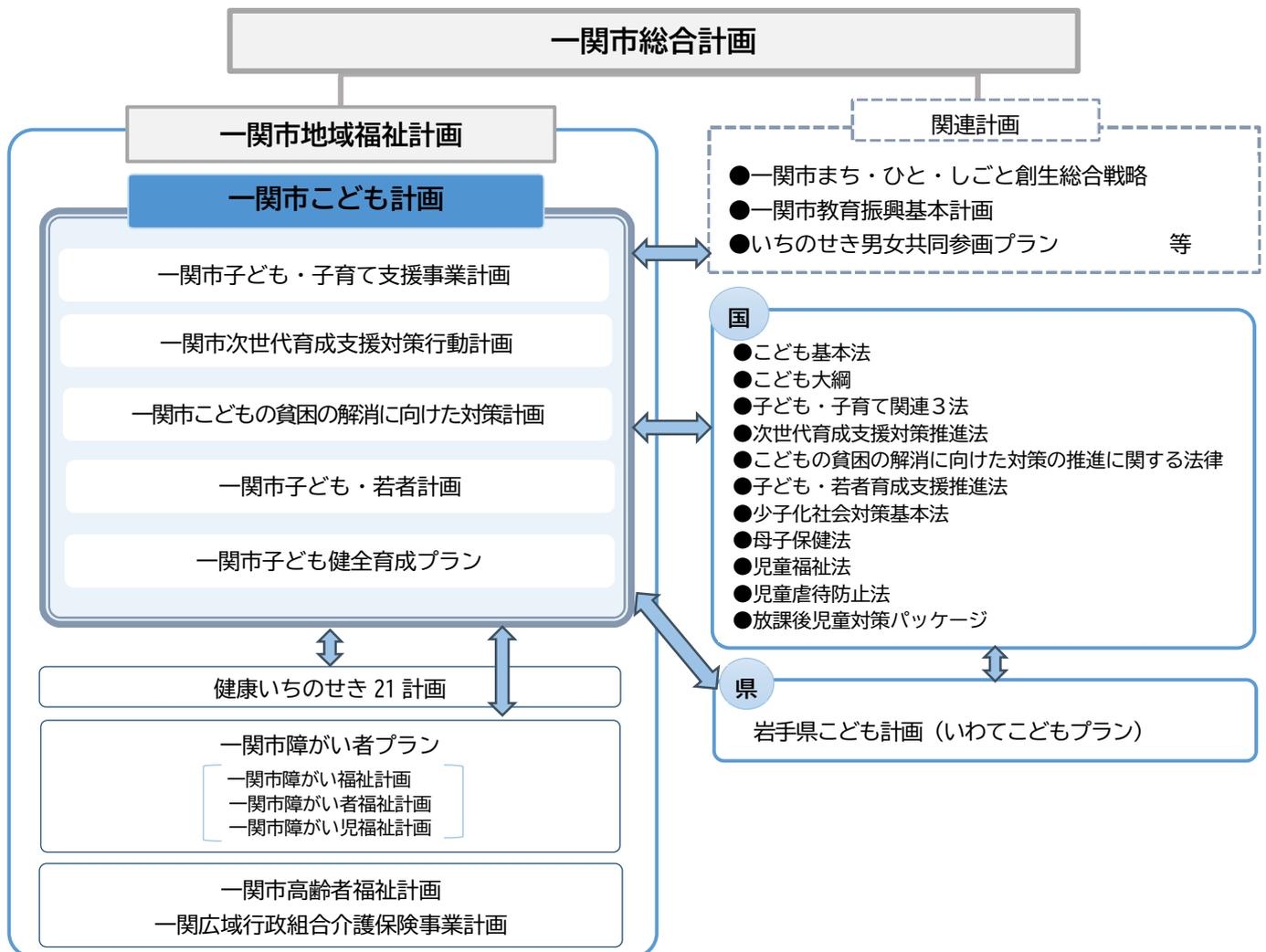
※合計特殊出生率：ひとりの女性が一生の間に生むこどもの数

第2節 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」であり、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」、国の「放課後児童対策パッケージ」の趣旨を踏まえた「市町村行動計画（子ども健全育成プラン）」の5つの計画を合わせた計画です。

■他計画との関係

本計画は、国の「こども大綱」及び「岩手県こども計画（いわてこどもプラン）」を踏まえて策定するとともに、本市の上位計画や関連計画との整合を図ります。



第3節 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画期間において、社会情勢の変化等に応じて見直しが必要な場合は、適宜見直しを行います。

第4節 計画の策定体制

1 一関市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法に基づき、保護者、こども・子育て事業の従事者や関係団体、知識経験者等で構成する「一関市子ども・子育て会議」において、本計画に関する事項について審議しました。

2 市民からの意見・提言

こども・若者とその保護者を対象としたアンケート調査、こどもの意見聴取イベントの開催、各種事業に参加した子育て当事者からのニーズ把握、パブリックコメントによる意見募集を行い、寄せられた意見を可能な限り計画に反映しました。

3 市関係部局との連携

市の関係課等において、これまでの取組を検証するとともに課題を整理し、市の部局を横断した全庁的な連携を図りながら計画の内容について検討・協議しました。

【持続可能な開発目標（SDGs）と一関市こども計画の関連性】

平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで、「持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ」が採択され、その中核を成すのが「持続可能な開発のための目標（SDGs）」です。

SDGs は、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、貧困や飢餓の根絶などを目指す 17 のゴール（目標）と、各ゴールを実現するための 169 のターゲット（具体目標）から構成されています。

本計画においても、SDGs の理念を踏まえた取組を推進していくこととしており、関連するゴールは次のとおりです。

第 4 章「施策の展開」の施策の方向ごとに関連する SDGs のゴールを示すアイコンを掲載しています。

アイコン	SDGs におけるゴール
	1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	4 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
	8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
	10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
	11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第2章 こども・若者、子育て当事者を取り巻く現状と課題

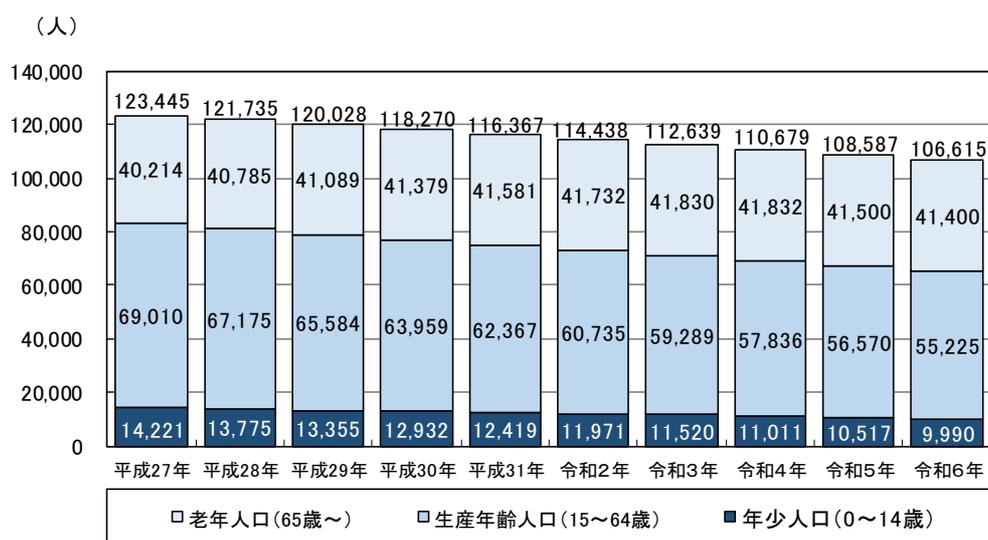
第1節 統計データによる現状

1 人口・世帯の状況

(1) 人口の推移

■年齢3区分別人口の推移

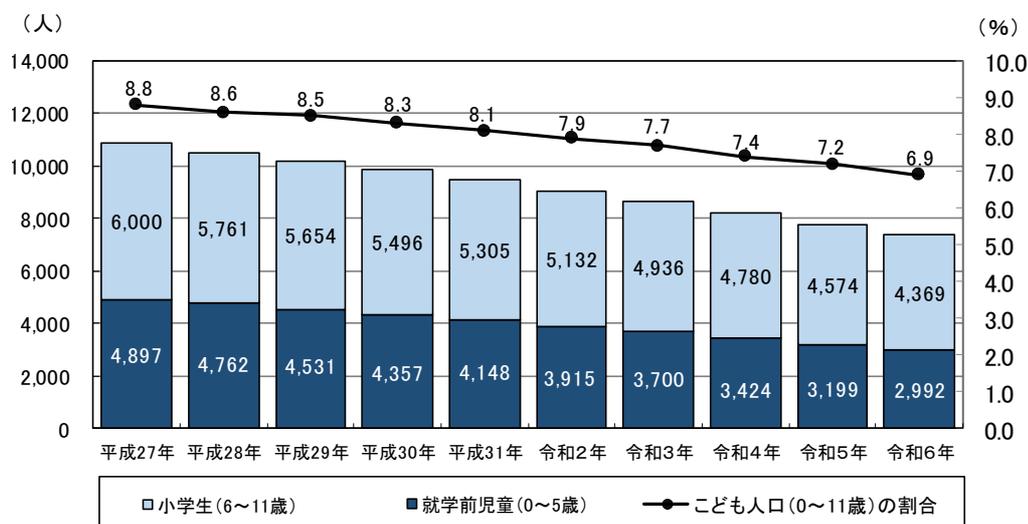
平成27年以降の推移をみると、人口は減少し続けています。老年人口（65歳以上）は令和4年まで増加したのに対し、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は令和6年まで減少し続けています。



【資料】一関市住民基本台帳

■こども人口の推移

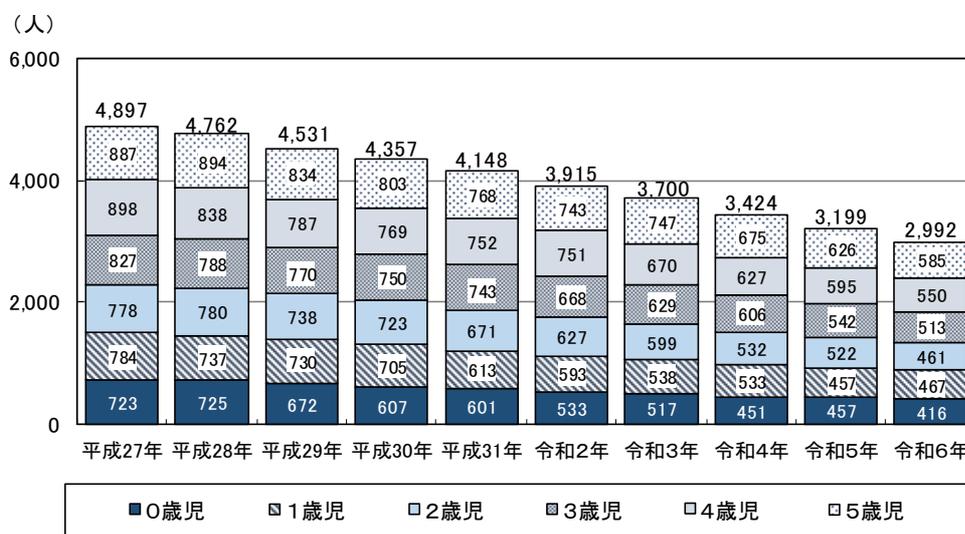
平成27年以降の推移をみると、総人口に対するこども人口（0～11歳）の割合は低下を続け、令和6年は6.9%となっています。



【資料】一関市住民基本台帳

■ 0～5歳児人口の推移

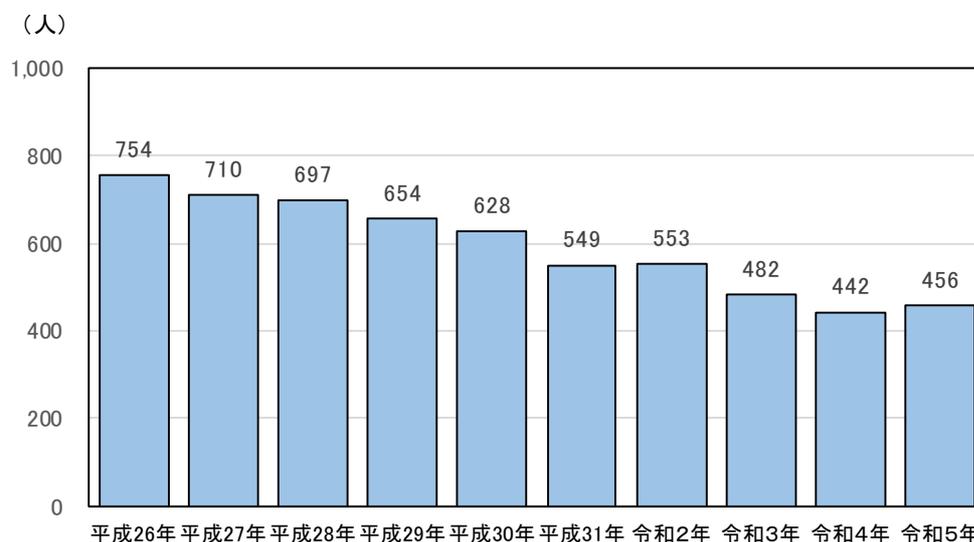
就学前児童（0～5歳）の人口推移をみると、1歳ごとに令和6年は平成27年と比べていずれの年齢も300人以上減少し、全体で1,905人減少しています。



【資料】一関市住民基本台帳

■ 出生数の推移

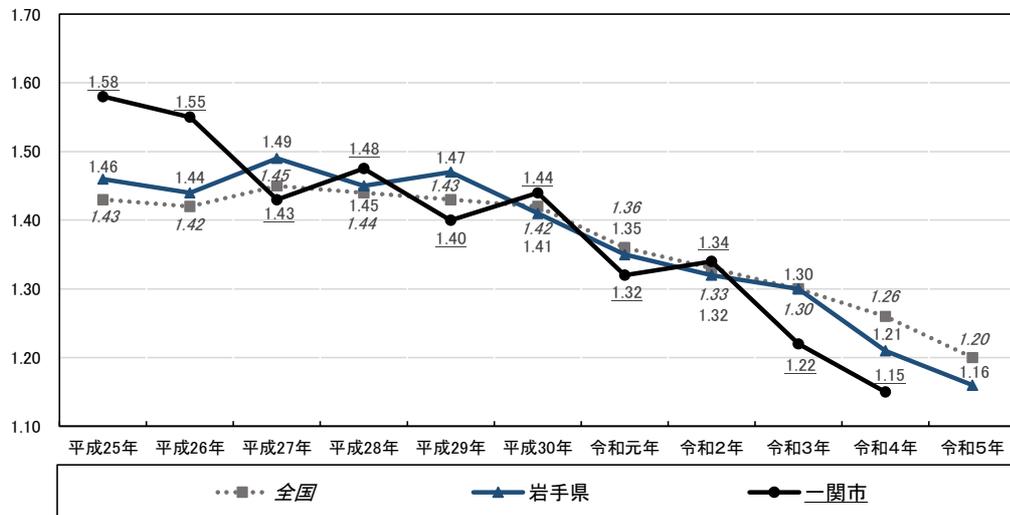
平成26年以降の推移をみると、出生数は年々減少しており、ここ10年で約4割減少しています。



【出典】住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省）

(2) 合計特殊出生率の推移

平成25年以降の推移をみると、全国・県を上回った水準で推移していましたが、平成27年に大きく落ち込み、その後も減少傾向となっています。



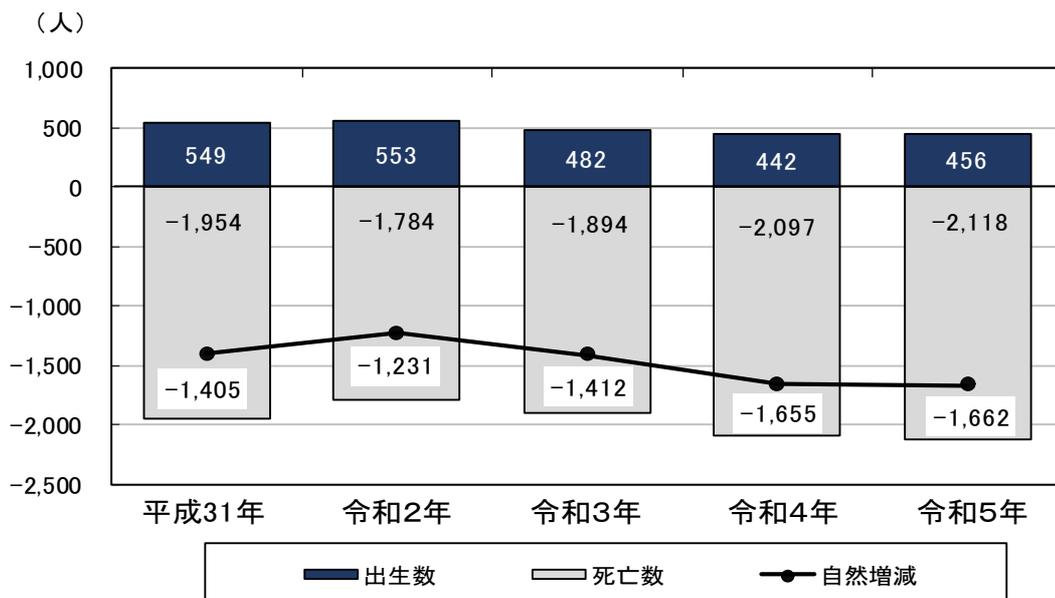
【出典】全国・岩手県：人口動態統計（厚生労働省）
一関市：保健統計（岩手県環境保健研究センター）

※合計特殊出生率：その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。
合計特殊出生率 = (母の年齢別出生数 / 年齢別女性人口) 15~49歳までの合計

(3) 自然動態の推移

■出生数及び死亡数の推移

平成31年以降の推移をみると、出生・死亡による人口動態は、マイナスで推移しており、令和5年は1,662人のマイナスとなっています。

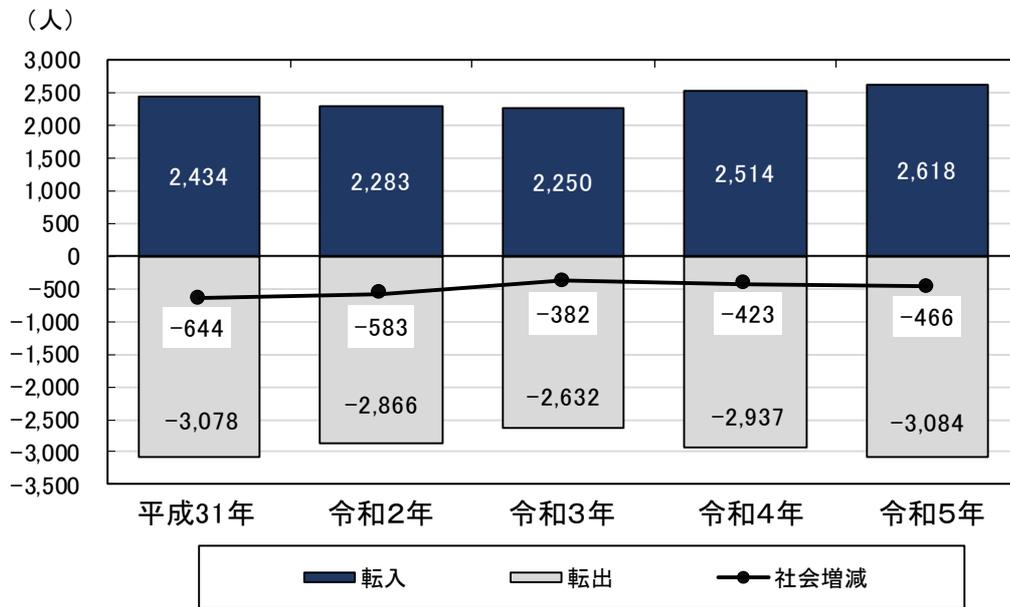


【出典】住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省）

(4) 社会動態の推移

■転入者数及び転出者数の推移

平成 31 年以降の推移をみると、転入・転出による人口動態についても、マイナスで推移しており、令和 5 年は 466 人のマイナスとなっています。

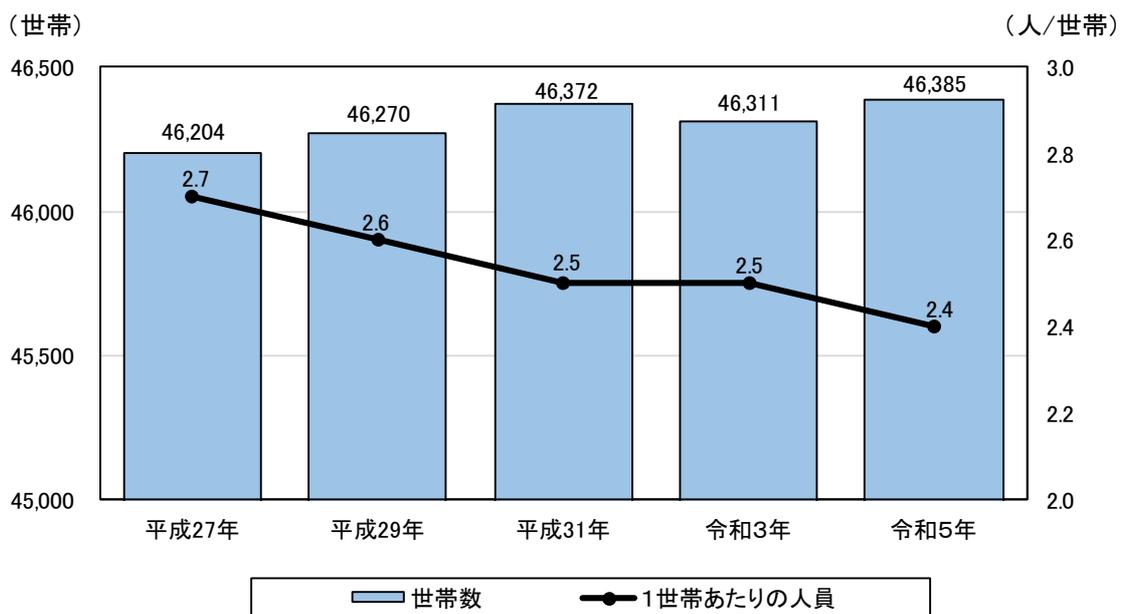


【出典】住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省）

(5) 世帯数の推移

■世帯数の推移

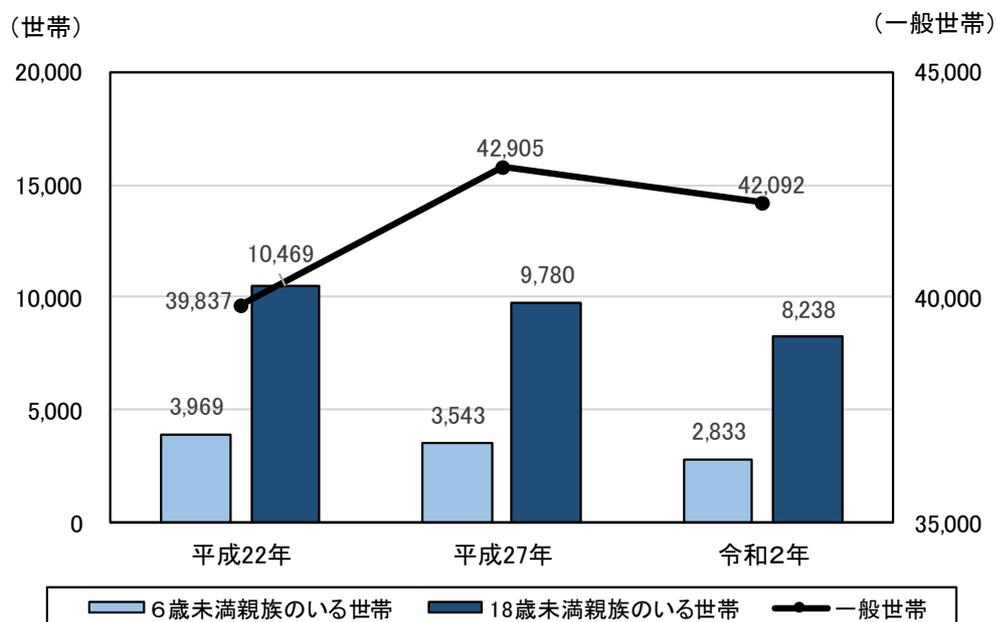
平成 27 年以降の推移をみると、世帯数は増加傾向にありますが、1 世帯あたりの人員は減少傾向にあります。



【出典】住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省）

■子育て世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の世帯数の推移

平成22年以降の推移をみると、一般世帯は平成27年、令和2年は4万世帯を超えています。6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯はともに減少しています。



【出典】国勢調査

2 結婚・就労の状況

(1) 結婚の状況

■婚姻率の推移

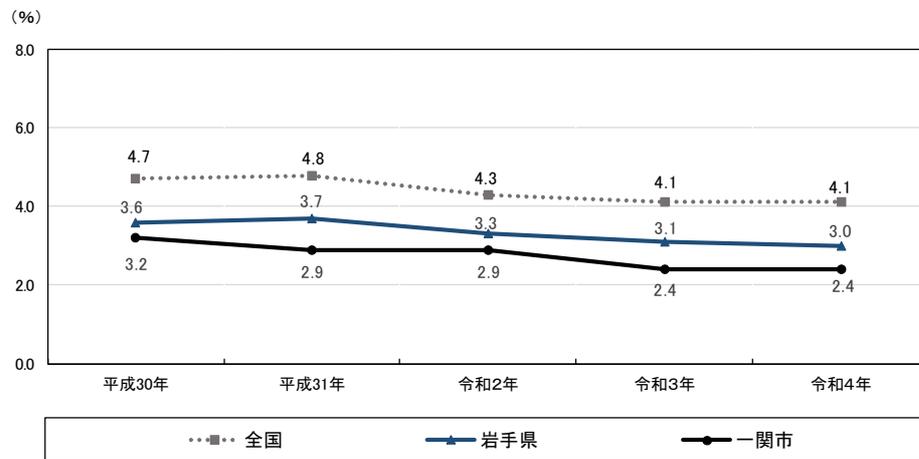
平成30年以降の推移をみると、婚姻率は国・県・市ともに減少傾向となっていますが、本市の婚姻率は、平成30年から令和4年にかけて国・県を下回った水準で推移しています。

単位：％

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
全国	4.7	4.8	4.3	4.1	4.1
岩手県	3.6	3.7	3.3	3.1	3.0
一関市	3.2	2.9	2.9	2.4	2.4

【出典】保健福祉年報（岩手県保健福祉部）

※婚姻率（人口千人に対する婚姻件数の割合）：年間婚姻届出件数÷総人口×1,000



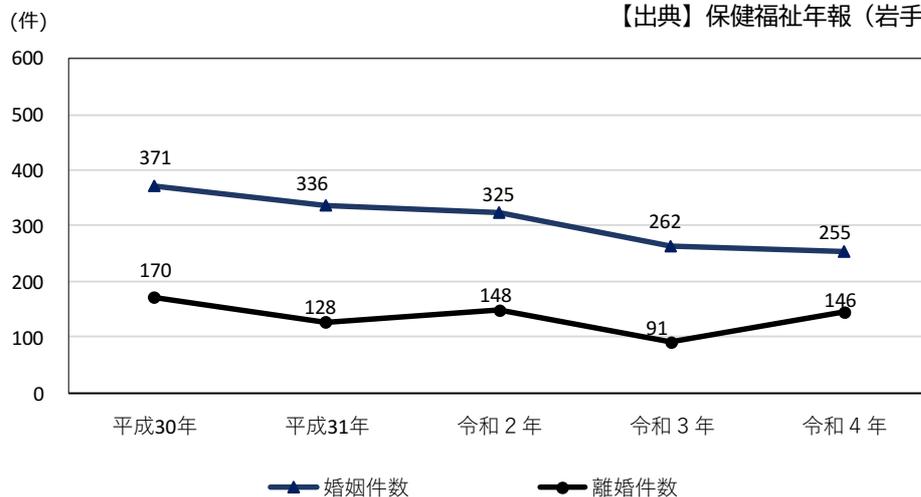
■婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数は、令和4年は255件で平成30年と比べて116件減少しています。離婚件数は、令和3年を除き横ばいで推移しており、令和4年は146件となっています。

単位：件

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
婚姻件数	371	336	325	262	255
離婚件数	170	128	148	91	146

【出典】保健福祉年報（岩手県保健福祉部）



■未婚率の推移（15歳以上）

平成17年以降の推移をみると、本市の未婚率は、男性・女性ともに増加傾向となっています。

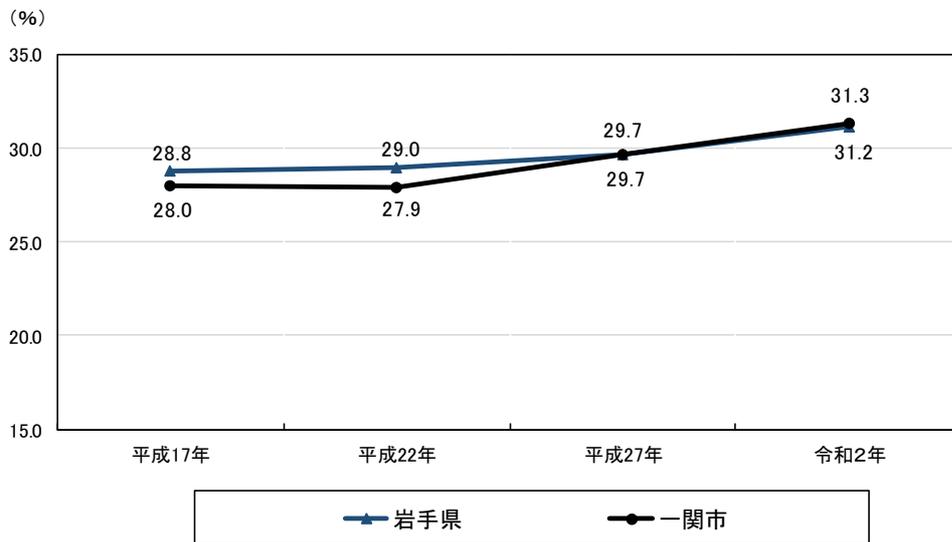
単位：％

		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
男性	岩手県	28.8	29.0	29.7	31.2
	一関市	28.0	27.9	29.7	31.3
女性	岩手県	19.4	19.2	19.3	19.8
	一関市	16.4	16.1	16.7	17.6

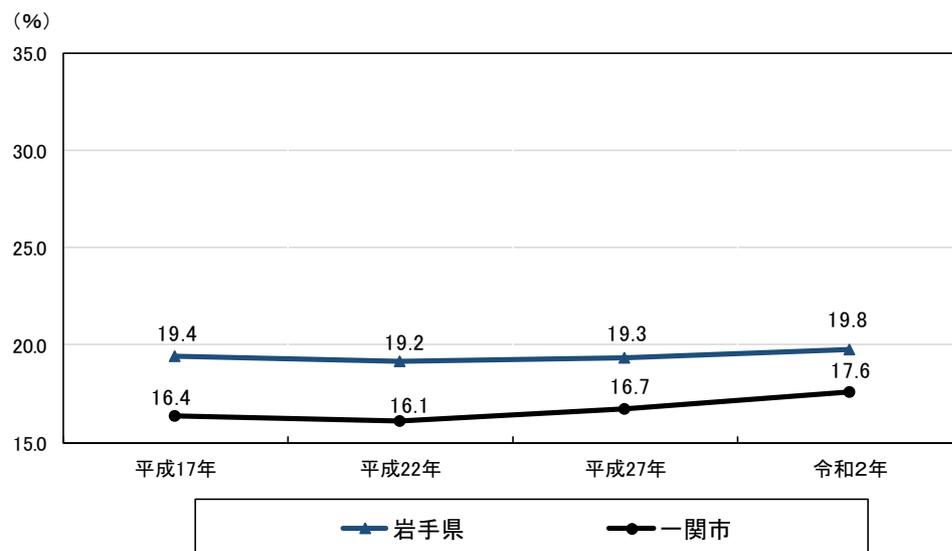
※未婚率：未婚者数÷15歳以上人口×100

【出典】国勢調査

■男性未婚率



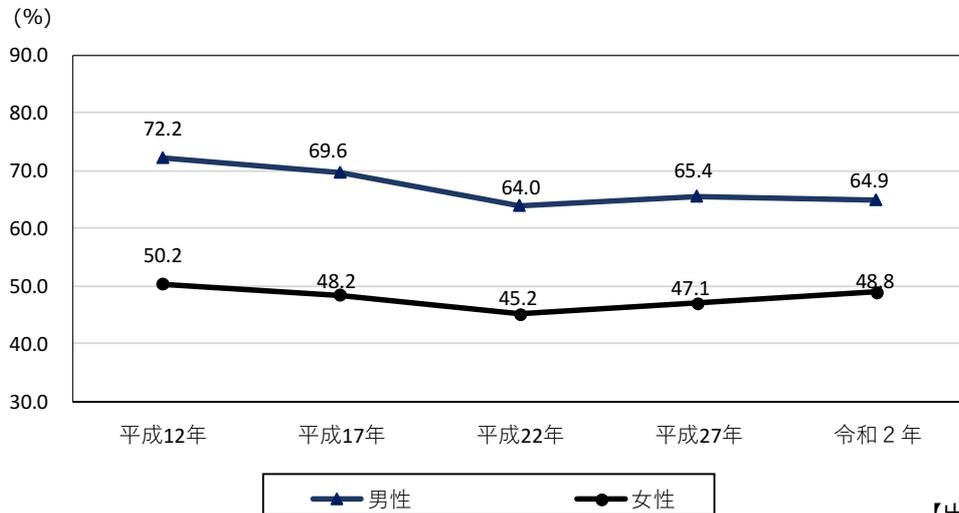
■女性未婚率



(2) 就業の状況

■男女別就業率の推移（15歳以上）

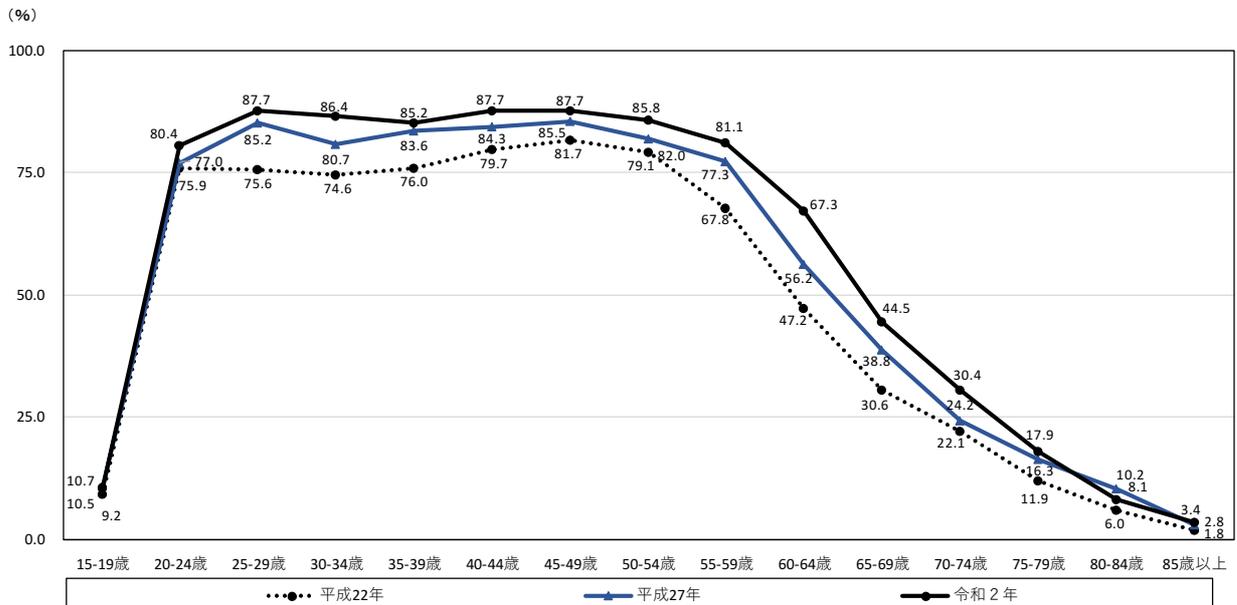
平成12年以降の推移をみると、就業率は、男性は平成22年から、女性は平成17年から横ばいで推移しています。



【出典】国勢調査

■女性の年齢別労働力率

労働力率は、一般的に、出産・子育てを迎える人が多くなる30歳代で一時的に減少し、40歳代で再び増加する傾向によって、グラフ化した際にM字の曲線「M字カーブ」を描くといわれますが、本市においては、極端な「M字カーブ」はみられません。



※労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合

【出典】国勢調査

第2節 子育て支援サービスの状況

1 保育サービス等の状況

(1) 幼稚園・保育所・認定こども園等

就学前児童数は2,992人、そのうち入所児童数は2,561人で、内訳は幼稚園の入園児童数が163人、認可保育所の入所児童数が523人、認定こども園の入所児童数は保育認定が1,487人、教育認定が266人、認可外保育施設、事業所内保育所の入所児童数が58人、地域型保育事業の入所児童数が64人となっています。年齢別の入園率は、0歳は32.5%、1～2歳は80%以上、3歳児以上は90%以上を占めています。

■幼稚園・保育所・認定こども園等の入所・入園状況等

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
就学前児童数	416	467	461	513	550	585	2,992
入所児童数 (入園率)	135 (32.5%)	386 (82.7%)	393 (85.2%)	514 (100.2%)	544 (98.9%)	589 (100.7%)	2,561 (85.6%)
幼稚園(5か所)			2	45	52	64	163
認可保育所 (14か所)	23	82	88	101	110	119	523
認定こども園 (22か所) 保育認定	96	249	267	286	291	298	1,487
認定こども園 (22か所) 教育認定			4	73	85	104	266
認可外保育施設、 事業所内保育所 (6か所)	8	23	9	8	6	4	58
地域型保育事業 (9か所)	8	32	23	1			64

【資料】 就学前児童数：一関市住民基本台帳（令和6年4月1日現在）
入所児童数：一関市児童保育課調べ（令和6年5月1日現在）

令和2年度以降の推移をみると、就学前児童数は少子化の影響により減少し続けています。

この間、幼稚園や認可保育所がこども園へ移行したこともあり、令和5年度の児童数は、幼稚園は191人、認可保育所は686人と減少し、認定こども園は1,685人と横ばいで推移しています。

■幼稚園の入園児童数の推移

単位：人

	施設数	就学前児童数	定員	入園児童数				計
				2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
令和2年度	10	3,915	645	2	66	112	121	301
令和3年度	10	3,700	645	1	72	75	112	260
令和4年度	10	3,424	645	1	65	71	77	214
令和5年度	6	3,199	395	0	51	68	72	191

【資料】 就学前児童数：一関市住民基本台帳（各年6月4日現在）
入園児童数：一関市児童保育課調べ（各年6月5日現在）

■認可保育所の入所児童数の推移

単位：人

	施設数	就学前児童数	定員	入所児童数				計
				0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	
令和2年度	18	3,915	1,285	63	351	194	437	1,045
令和3年度	18	3,700	1,235	44	316	188	365	913
令和4年度	17	3,424	1,175	38	264	164	333	799
令和5年度	16	3,199	960	33	209	138	306	686

【資料】 就学前児童数：一関市住民基本台帳（各年6月4日現在）
入所児童数：一関市児童保育課調べ（各年6月5日現在）

■認定こども園の入園児童数の推移

単位：人

	施設数	就学前児童数	定員	入園児童数				計
				0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	
令和2年度	16	3,915	2,016	76	453	385	809	1,723
令和3年度	17	3,700	2,081	61	460	346	812	1,679
令和4年度	18	3,424	2,156	67	461	366	805	1,699
令和5年度	19	3,199	2,166	87	485	347	766	1,685

【資料】 就学前児童数：一関市住民基本台帳（各年6月4日現在）
入園児童数：一関市児童保育課調べ（各年6月5日現在）

(2) 多様な保育事業

多様な保育ニーズに対応するため、保育事業の充実を図っており、令和5年度は、延長保育事業を33か所、一時預かり事業を13か所、休日保育事業を2か所で実施しています。

■多様な保育事業の実施状況

単位：か所、人

	延長保育事業		一時預かり事業		休日保育事業	
	か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者
令和元年度	33	849	12	484	1	302
令和2年度	34	893	12	374	1	317
令和3年度	29	734	16	545	1	253
令和4年度	29	761	11	399	2	240
令和5年度	33	756	13	508	2	188

【資料】一関市児童保育課調べ（各年度末時点）

(3) 子育て短期支援事業

保護者が疾病及び仕事等の理由により、家庭において児童の養育が一時的に困難になった場合にショートステイ事業（7日以内の利用）、仕事等の都合で恒常的に児童の生活指導や夕食の賄い等を行うことが困難な場合にトワイライトステイ事業（1か月以内の利用）が利用できます。令和5年度のショートステイ事業の利用実人数は9人で、延べ利用日数は64日となっています。トワイライトステイ事業の利用実績はありませんでした。

■子育て短期支援事業の利用状況

単位：人、日

	ショートステイ事業	
	利用実人数	延べ利用日数
令和元年度	9	44
令和2年度	5	33
令和3年度	6	35
令和4年度	7	51
令和5年度	9	64

【資料】一関市こども家庭課調べ（各年度末時点）

2 こどもの健全育成の状況

(1) 放課後児童クラブ

共働き家庭の小学生を対象に、放課後の適切な遊びや生活の場として、市内 21 か所に放課後児童クラブが設置され、1,351 人の児童が登録、利用しています。

■放課後児童クラブの登録状況

単位：人

クラブ名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	待機児童
ひまわりクラブ	0	11	9	6	6	5	37	0
わかばクラブ	40	37	22	11	0	0	110	0
はしわクラブ	44	35	29	14	0	0	122	0
こぼとクラブ	18	20	19	23	13	15	108	0
萩の子クラブ	26	17	16	14	4	9	86	0
赤萩クラブ	31	31	38	20	14	12	146	0
滝沢児童クラブ	13	10	17	7	6	6	59	0
くまの子クラブ	21	9	18	8	7	8	71	0
舞川児童クラブ	2	5	5	2	3	3	20	0
厳美児童クラブ	7	10	3	4	7	4	35	0
放課後児童クラブ waninaru	11	21	11	7	2	1	53	0
花泉児童クラブ	29	40	27	18	14	7	135	0
放課後児童クラブ はずみの里	6	5	9	9	5	3	37	0
大東児童クラブ	15	16	13	12	4	4	64	0
千厩児童クラブ	23	23	15	16	9	11	97	0
千厩学童クラブ	9	6	7	2	3	1	28	0
東山児童クラブ	11	7	9	4	2	0	33	0
室根児童クラブ	6	10	6	4	4	6	36	0
川崎児童クラブ	9	7	7	8	5	0	36	0
ふじっ子学童クラブ	8	9	3	3	0	2	25	0
きのみっこクラブ	1	6	2	0	4	0	13	0
計	330	335	285	192	112	97	1,351	0

【資料】一関市児童保育課調べ（令和6年5月1日現在）

■放課後児童クラブの登録人数の推移

単位：人

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
令和2年度	312	289	225	152	81	51	1,110
令和3年度	311	304	246	158	95	48	1,162
令和4年度	321	293	258	183	104	61	1,220
令和5年度	340	317	261	177	129	59	1,283

【資料】一関市児童保育課調べ（各年5月1日現在）

（2）放課後子ども教室

全てのこどもたちを対象に、放課後において、地域の方々の参画を得て、学習や文化芸術活動、地域交流活動等を行う安全・安心なこどもの活動拠点として、市内16か所に放課後子ども教室が設置され、888人の児童が登録、利用しています。

■放課後子ども教室の登録人数

単位：人

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
やまのめ放課後子ども教室	13	11	17	13	11	23	88
あこおぎ子ども広場	36	45	33	28	35	26	203
中里放課後子ども教室	24	20	26	20	21	9	120
滝っこひろば	12	13	10	11	12	14	72
じきょうっ子広場	2	1	1	2	1	0	7
ながい子ども教室	3	1	6	2	3	2	17
わくわく広場	4	7	5	1	1	5	23
花泉子ども教室 (令和5年度まで)	2	0	4	3	3	0	12
日形子ども教室 (令和5年度まで)	2	1	0	2	1	3	9
かざわっ子クラブ	7	8	5	9	1	3	33
めめててキッズ	21	12	12	10	3	8	66
大原地区放課後子ども教室	9	16	10	8	8	10	61
興田地区放課後子ども教室	6	10	6	8	2	4	36
猿沢地区放課後子ども教室	6	7	6	9	4	9	41
ハッピースマイル東山	14	10	7	13	9	1	54
室根放課後子ども教室	8	5	15	9	7	2	46
計	169	167	163	148	122	119	888

【資料】一関市放課後子ども教室事業報告書（令和6年2月末現在）

■放課後子ども教室の登録人数の推移

単位：人

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
令和元年度	180	213	209	224	163	147	1,136
令和2年度	189	190	211	188	192	128	1,098
令和3年度	175	201	186	211	156	168	1,097
令和4年度	187	181	187	175	183	133	1,046
令和5年度	169	167	163	148	122	119	888

【資料】一関市放課後子ども教室事業報告書（各年2月末現在）

〈放課後児童クラブと放課後子ども教室の違い〉

	放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	放課後子ども教室 (放課後子ども教室推進事業)
根拠法	【厚生労働省】 児童福祉法第6条の3第2項	【文部科学省】 社会教育法に基づく社会教育事業
実施場所	専用施設、小学校の余裕教室等	市民センター、市スポーツ施設、学校
開設時間 ・日数等	正午～午後6時、日曜日・祝日は休所 原則、長期休業を含む年間250日以上で、 休業日（長期休業期間等）8時間以上、 放課後3時間以上	原則年間200日以下 1日当たり4時間以内
定員	1支援の単位は、おおむね40人以下	定めなし
指導者	放課後児童支援員等（専任） （1支援の単位当たり2人以上）	指導員（地域の協力者等、資格を問わない ボランティア）※必要数の定めなし
設備要件	専用区画面積・児童1人につきおおむね 1.65㎡以上	定めなし
利用料金	利用料7,000～8,000円/月、 時間延長100円/回、 おやつ代800～2,000円/月、暖房代等	無料 ※教材費・保険料等は実費徴収
児童引渡し	保護者へ直接	安全に帰宅できる時間での終了が原則
その他	集団生活が可能な障がい児についても利用を認めており、障がい児の受入は、増加しています。	

※放課後等デイサービスを利用する児童も増えています。

放課後等デイサービスとは、学齢期の障がいのある子どもを対象とし、放課後や夏休み等の長期休暇に、生活能力向上のための必要な支援等を行い、障がいのある児童の放課後等の居場所の確保を図るものです。

(3) 児童相談等の状況

家庭児童相談室における児童に関する相談件数の状況をみると、令和5年度は5,625件となっており、令和3年度と比べて1,552件増加しています。相談内容は、児童虐待を含む養護相談が5,080件と約9割を占めており、次いで不登校やぐ犯行為の相談が多くなっています。

■種目別相談件数の状況

単位：件

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
養護相談	児童虐待	2,291	3,346	3,496
	その他	1,385	1,422	1,584
保健相談		0	0	15
障がい相談	肢体不自由	0	0	0
	視聴覚障がい	0	0	0
	言語発達相談	0	0	0
	重症心身障がい	0	0	0
	知的障がい	0	0	0
	自閉症等	0	35	40
非行相談	ぐ犯行為	0	19	160
	無法行為等	0	0	0
育成相談	性格・行動	25	28	12
	不登校	157	194	241
	適正	0	0	0
	育児・しつけ	8	31	77
その他		207	200	0
計		4,073	5,275	5,625

【資料】一関市こども家庭課調べ（各年度末時点）

■虐待者の状況

単位：人

	実母	実父	継母	継父	同居人	その他	合計
令和3年度	5	8	0	0	0	1	14
令和4年度	3	7	0	0	0	0	10
令和5年度	9	1	0	0	0	3	13

【資料】一関市こども家庭課調べ（各年度末時点）

3 母子保健事業等の状況

(1) 母子保健事業の状況

医療や福祉と連携しながら母子保健事業を実施しています。乳児死亡数・死亡率は全国的に減少傾向にあり、本市では令和2年と3年には乳児死亡率が0となりましたが、令和4年は6.8%となっています。

■乳児死亡数・死亡率の推移

単位：人、‰

	全国		岩手県		一関市	
	実数	率	実数	率	実数	率
平成30年	1,748	1.9	23	3.0	1	1.6
令和元年	1,654	1.9	15	2.2	2	3.6
令和2年	1,512	1.8	8	1.2	0	0
令和3年	1,399	1.7	10	1.5	0	0
令和4年	1,356	1.8	15	3.6	3	6.8

【出典】保健福祉年報（岩手県保健福祉部）

※乳児死亡率：人口千人に対する生まれてから満1歳になるまでに亡くなったこどもの割合。

$$\text{乳児死亡率} = (\text{年間の乳児死亡数}) / (\text{年間の出生数}) \times 1,000$$

■母子等相談件数の推移

妊婦の健康管理や乳幼児の健全な発育・発達を支援するため、各種健診・相談事業、育児支援の教室等を開設しています。令和5年度の相談件数は1,938件となっており、産婦の相談が557件、次いで乳児が527件となっています。

単位：件

	妊婦	産婦	乳児	幼児	その他	計
令和元年度	635	576	726	427	22	2,386
令和2年度	589	539	695	398	11	2,232
令和3年度	515	502	649	390	13	2,069
令和4年度	517	575	592	347	36	2,067
令和5年度	443	557	527	393	18	1,938

【資料】一関市こども家庭課（各年度末時点）

(2) 障がい児療育事業の状況

① 発達支援相談

発達に関する支援が必要な子どもに対し「発達支援相談」を経て、適切な支援方針を支援者間で検討し、健全な発育・発達への支援や障がいの早期発見・早期療育への支援を行うとともに保護者が安心して育児ができるよう支援しています。

幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校に在籍する特別な支援を必要とする子どもへの園及び学校における指導を支援するため、特別支援コーディネーターや保健師等による巡回相談、専門家チームによる相談会などを実施しています。

■ 発達支援相談の実施推移

単位：回、人

	実施回数	相談者数
令和元年度	66	142
令和2年度	59	117
令和3年度	71	137
令和4年度	72	127
令和5年度	67	107

【資料】一関市こども家庭課調べ（各年度末時点）

■ 巡回相談の実施推移

単位：人、か所

	対象児童・生徒			巡回相談実施園等		
	幼児期	小学校	中学校	幼児期	小学校	中学校
令和元年度	668	782	198	62	28	16
令和2年度	668	857	223	62	28	16
令和3年度	592	794	245	62	28	16
令和4年度	615	771	270	61	27	16
令和5年度	581	675	263	56	21	14

【資料】一関市こども家庭課・学校教育課調べ（各年度末時点）

■ 専門家チーム相談会の実施推移

単位：回

	専門家チーム相談会	
	小学校	中学校
令和元年度	109	23
令和2年度	109	26
令和3年度	107	28
令和4年度	88	18
令和5年度	86	23

【資料】一関市こども家庭課・学校教育課調べ（各年度末時点）

②かるがも教室（児童発達支援事業）

心身の発達に何らかの支援を必要とする幼児を対象として、日常生活の基本的動作を習得し集団生活に適應できるよう、それぞれの発達に応じて個別及び小集団での指導・支援を行っています。令和5年度のかるがも教室の利用者数は、一関教室で45人、千厩教室で36人となっています。

■かるがも教室利用者の推移

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一関教室	39	38	36	41	45
千厩教室	34	36	36	36	36

【資料】一関市こども家庭課調べ（各年度末時点）

■かるがも教室利用者の内訳

単位：人

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
在園児	0	0	7	20	28	23	78
在宅児	0	0	1	1	0	1	3
計	0	0	8	21	28	24	81

【資料】一関市こども家庭課調べ（令和5年度実績）

〈児童通所支援施設〉

地域	施設名	設置（経営）主体	施設種別
一関	一関市かるがも教室	一関市	児童発達支援
	i i 療育センターコッコ ハンズ	特定非営利活動法人 レスパイトハウス・ハンズ	児童発達支援・放課後等デイサービス
	リトルハンズ		放課後等デイサービス
	いっすね笹谷事業所	特定非営利活動法人子育て支援 いっすね	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援
	いっすね宮下事業所		放課後等デイサービス・保育所等訪問支援
	あふたーすくーる・ にじいろ	一般社団法人 Piece of happiness	児童発達支援・放課後等デイサービス
	Harmony 一関	一般社団法人青葉の杜	放課後等デイサービス
	こぱんはうすさくら 一関狐禅寺教室	株式会社スマイル プロジェクト	児童発達支援・放課後等デイサービス
	晴れるや	合同会社桜んぼ	放課後等デイサービス
	そらのわ	特定非営利法人奏楽のたね	放課後等デイサービス
千厩	一関市かるがも 千厩教室	一関市	児童発達支援
	リトル・ピース	特定非営利活動法人 響生	放課後等デイサービス

【資料】一関市こども家庭課・福祉課調べ（令和6年11月1日現在）

③音楽療法等

障がい児の体力増強、交流及び創作的・療育的活動に対する意欲を助長するためのサービスを提供します。

■音楽療法等参加の状況

単位：回、人

	社会福祉法人 平成会		社会福祉法人 ふじの美会		特定非営利活動法人 レスパイトハウスハンス		さくら会		愛育会		計	
	開催回数	延べ参加者	開催回数	延べ参加者	開催回数	延べ参加者	開催回数	延べ参加者	開催回数	延べ参加者	開催回数	延べ参加者
令和元年度	12	116	22	210	23	90	0	0	0	0	57	416
令和2年度	11	146	0	0	33	109	4	48	5	43	53	346
令和3年度	10	119	0	0	12	53	5	72	7	38	34	282
令和4年度	12	176	0	0	27	147	2	47	9	81	50	451
令和5年度	12	122	0	0	30	151	10	130	10	87	62	490

【資料】一関市福祉課調べ（各年度末時点）

④幼児ことばの教室

言語に障がいのある幼児の言葉やコミュニケーションの発達を促すことを目的に、「幼児ことばの教室」を実施しています。令和5年度の相談総数は60人となっています。

■幼児ことばの教室相談・通級等の状況

単位：人

	通級	相談のみ	待機	相談総数
山目小学校	19	3	0	22
南小学校	24	0	0	24
千厩小学校	11	2	1	14
計	54	5	1	60

【資料】一関市こども家庭課調べ（令和5年度実績）

■幼児ことばの教室における相談総数の推移

単位：人

	山目小学校	南小学校	千厩小学校	相談総数
令和元年度	28	13	23	64
令和2年度	30	12	21	63
令和3年度	21	16	14	51
令和4年度	30	13	19	62
令和5年度	22	24	14	60

【資料】一関市こども家庭課調べ（各年度末時点）

第3節 現行施策・事業の評価等

第二期一関市子ども・子育て支援事業計画では、19の基本施策と57事業を掲げました。この57事業について、令和6年12月時点の取組状況を次の評価基準により、5段階で評価しました。

【事業の評価基準】

区分	評価基準
A	計画どおり又は計画を上回る（計画の80%以上）
B	おおむね計画どおり（計画の60%～80%未満）
C	計画を下回る（計画の60%未満）
D	見直しが必要
E	未実施

その結果、「計画どおり又は計画を上回る」が25事業（43.9%）、「おおむね計画どおり」が29事業（50.9%）、「計画を下回る」が2事業（3.5%）、「見直しが必要」が1事業（1.7%）となり、「未実施」はありませんでした。

■第二期一関市子ども・子育て支援事業計画における施策・事業の評価

施策名	事業数	計画どおり又は計画を上回る	おおむね計画どおり	計画を下回る	見直しが必要	未実施
計画全体	57	25	29	2	1	0
第1節 子ども・子育て支援事業の充実	24	14	7	2	1	0
基本施策1 教育・保育事業等の提供区域	-	-	-	-	-	-
基本施策2 教育・保育の区分の設定	-	-	-	-	-	-
基本施策3 教育・保育施設、地域型保育事業の確保策	1	1	0	0	0	0
基本施策4 教育・保育施設の確保の方策の今後の方向性	3	2	0	1	0	0
基本施策5 地域型保育事業の充実	1	0	1	0	0	0
基本施策6 幼児期の教育・保育の一体的提供	6	5	0	0	1	0
基本施策7 地域子ども・子育て支援事業の充実	13	6	6	1	0	0
第2節 子育てを支える仕組みづくり	9	7	2	0	0	0
基本施策1 相談支援の充実	2	2	0	0	0	0
基本施策2 母子保健の充実	3	3	0	0	0	0
基本施策3 経済的負担の軽減	1	1	0	0	0	0
基本施策4 地域で支える仕組みづくり	3	1	2	0	0	0
第3節 職業生活と家庭生活との両立の推進	5	2	3	0	0	0
基本施策1 多様な就労の実現	3	2	1	0	0	0
基本施策2 仕事と子育ての両立の推進	2	0	2	0	0	0
第4節 要保護児童等への対応と取組の推進	12	0	12	0	0	0
基本施策1 児童虐待防止対策等の充実	4	0	4	0	0	0
基本施策2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	2	0	2	0	0	0
基本施策3 障がい児施策の充実	4	0	4	0	0	0
基本施策4 特別な配慮を要する子どもへの配慮	2	0	2	0	0	0
第5節 低所得世帯の子どもへの支援の充実	7	2	5	0	0	0
基本施策1 社会的孤立の防止	3	1	2	0	0	0
基本施策2 支援情報の確実な提供	4	1	3	0	0	0

第4節 本市の課題

アンケート調査の結果や第二期計画の施策・事業の評価結果を受けて、次の6つを主な課題と捉え、これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

1 こどもや子育て世帯への切れ目のない支援と相談体制の充実

周囲に子育ての協力者がいない保護者の存在が確認されたことから、引き続き、各家庭の生活状況やニーズに沿った子育て支援が必要です。また、親族へこどもを預けることに不安を抱く保護者に対しても、身近な場所で気軽に利用できるサービスを提供する必要があります。

気軽に相談する相手がない保護者に対しては、相談窓口を周知するほか、保護者同士が交流できる場の提供や地域の保育施設等と連携しながら相談しやすい環境づくりを推進し、育児に負担や不安を抱えている全ての保護者を支える体制を充実させる必要があります。

2 多様な保育ニーズへの的確な対応

保護者の疾病などにより一時的に保育が困難となった場合のほか、保護者のリフレッシュを目的とした保育サービスの利用も増加しています。また、就園していないこどもに対しても、他のこどもと交流する機会が求められており、保護者の就労要件を問わず、多様な教育・保育ニーズに対応するための提供体制を確保する必要があります。

3 子育てと仕事を両立しやすい環境づくり

保護者の就労状況について、特に母親のフルタイム就労の割合が増加しているほか、現在就労していない方でも、末子の年齢に合わせて就労を希望する割合が高くなっており、就労と両立しやすい多様な保育サービスを利用できる環境整備が重要です。

育児休業の利用は年々増加していますが、職場に育児休業を利用しづらい雰囲気があったり、収入減になったりといった理由で、「利用していない」や「利用できていない」と回答した方が依然として多くいたことから、育児休業を取得しやすい職場環境の整備が求められています。

4 地域で安心して過ごせるこどもの居場所づくりの拡充

安心して過ごせる居場所について、「家庭」や「学校」と回答したこどもの割合は、年齢とともに減少する傾向がみられました。また、核家族化等により地域とのつながりが希薄になっているなかで、こどもたちが安心して過ごせる居場所や様々な世代とつながることができる居場所をこどもが利用しやすい地域内に整備する必要があります。

小学生のこどもの放課後の居場所として、保護者の多くが放課後児童クラブの利用を希望しており、こどもの年齢に合わせたこどもの成長につながる事業や人材確保など、受け入れ体制の充実が求められています。

5 経済的困窮がもたらす様々な影響を踏まえた対応

収入階層が低い世帯では、こどもの生活習慣や進学希望に格差があること、自己肯定感が低いこと、保護者の精神状態等への影響が確認されたことから、経済的な支援はもとよりこどもの生活や学習習慣の定着や食事提供などの支援が重要です。

また、経済的困窮と合わせて精神的不調を抱えている保護者に対しては、経済的支援・相談支援の充実を図り、子育てしながら安心して生活するための支援を進める必要があります。

6 困難を抱えるこども・若者へ向けた支援

貧困、虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、障がい、医療的ケア、外国籍等のこどもやヤングケアラーなど、こども・若者を取り巻く課題は多様化・複雑化しており、本市も例外ではありません。

それぞれが抱える課題や悩みに寄り添った支援を受けられる体制を構築するとともに、周囲の人が気づき、支えることができるよう関係機関が連携し、行政・地域・民間事業者が協力しながら、相談支援体制の充実を図る必要があります。

また、悩みや心配ごとを「誰にも相談できない・したくない」と回答したこどもの割合が、年齢とともに増加する傾向がみられました。困難を抱えるこども・若者の早期発見、早期対応が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

こども基本法において「こども」とは、「心身の発達過程にある者」とされ、年齢によって必要なサポートが途切れないよう支える方針が定められました。また、こども大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を、こども・若者の声を取り入れながら目指していくことが掲げられています。

全てのこども・若者が、自立した個人として夢をもち、幸せに成長することができるよう、地域全体でこどもと家庭を支え、喜びやいきがいを感じながら子育てができるまちを目指し、次の通り基本理念を定めます。

こどもの笑顔と夢いきる 未来つながる いちのせき

第2節 基本目標

- 1 切れ目なく子育てを支えるまち
- 2 こどもが自分らしく健やかに成長できるまち
- 3 困難を抱えるこども・若者とその家族を支えるまち
- 4 地域全体で子育てを支えるまち
- 5 若者の希望をかなえ安心して暮らせるまち

第3節 施策体系

【基本理念】

【基本目標】

【施策の方向】

こどもの笑顔と夢いきる
未来つながる
いちのせき

1 切れ目なく子育てを支えるまち

- 1-1 妊娠前から妊娠期、出産・子育て期までの切れ目のない支援
- 1-2 質の高い教育・保育サービスの提供
- 1-3 相談支援・情報発信の充実
- 1-4 子育て世帯の経済的な負担の軽減
- 1-5 多様な就労の実現・仕事と子育ての両立の推進

2 こどもが自分らしく健やかに成長できるまち

- 2-1 こども・若者の意見・権利の尊重と自立に向けた支援
- 2-2 多様な教育機会の確保
- 2-3 安心して過ごせるこどもの居場所づくり
- 2-4 悩みを抱えるこども・若者等への相談支援

3 困難を抱えるこども・若者とその家族を支えるまち

- 3-1 児童虐待の防止
- 3-2 ひとり親家庭等の自立に向けた支援
- 3-3 障がい児の支援
- 3-4 こどもの貧困対策
- 3-5 特別な配慮を要するこどもへの支援

4 地域全体で子育てを支えるまち

- 4-1 地域で支える仕組みづくり
- 4-2 安心・安全な子育て環境の整備

5 若者の希望をかなえ安心して暮らせるまち

- 5-1 結婚を希望する若者への支援
- 5-2 若者の就職支援

第4章 施策の展開

本市はこれまで、市としてできることも・子育て支援に最大限取り組んできており、その結果、若者世代や子育て世代などの住み良さに関する全国ランキングで上位にランクインしました。

今後も、目まぐるしく新設・改廃される国の施策に一つ一つの確に呼応しながら、“子育て支援のまち”として、全国に誇れる施策を展開していきます。

基本目標

1 切れ目なく子育てを支えるまち

施策の方向

1-1 妊娠前から妊娠期、出産・子育て期までの切れ目のない支援



妊娠・出産・子育てに負担感や不安を抱えている多くの若い世代が、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠前から子育て期まで切れ目のない支援のさらなる充実を図ります。

また、周囲に協力者や相談相手が少ない子育て世帯のため、育児や家事の支援を行うほか、自分から支援要請が難しい方のため、ポピュレーションアプローチ※により、支援を要する子育て世帯の早期発見を強化します。

【主な事業・取組】

事業名・取組	概要
不妊治療費助成金	不妊治療（一般不妊治療・生殖補助医療及び男性不妊治療）に対し助成します。
妊婦一般健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施します。
妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業（出産子育て応援交付金伴走型支援）	妊娠期の経済的負担を軽減するため、支援給付と妊婦等包括相談支援事業を効果的に組み合わせた総合的な支援を行います。
両親学級	妊婦及び家族の妊娠中の不安を和らげ、安心して出産を迎えることができるよう、妊娠・出産・育児などを学ぶ両親学級を開催します。
産後ケア事業（妊産婦サポート・ケア事業）	出産後1年以内の母子を対象に、助産師等が産婦の心身のケアや沐浴などの育児のサポートを行います。
新生児聴覚検査	生後1か月未満の新生児を対象に、聞こえ（聴覚）の障がいを早期に発見できるように検査費用を助成します。

※ポピュレーションアプローチ：集団全体を対象として働きかけを行い、全体としてリスクを下げる取組方法

事業名・取組	概要
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握などを行います。
乳児見守り訪問事業 (あんしんおむつ宅配便)	0歳児を子育てしている世帯へ紙おむつを配達しながら乳児と保護者の見守りを行い、支援が必要な家庭の早期発見につなげます。
乳幼児健康診査	乳幼児の病気や障がいの早期発見と健康の保持増進を目的とした健康診査を実施します。
【新規】 5歳児健康診査	こどもの特性を早期に把握し、就学前までに必要な支援につなげることができるよう、生活習慣や育児に関する保健指導等を行います。
各種予防接種	乳幼児・児童生徒を対象に定期の予防接種を行います。また、任意の予防接種についても必要に応じて接種費用を助成します。
もぐもぐ離乳食教室	生後5か月から10か月までの乳児の保護者や家族を対象に、離乳食に関する正しい知識を学ぶ教室を開催します。
すこやか幼児教室	生後10か月から1歳6か月までの乳幼児の保護者や家族を対象に、離乳完了に向けて適切な食生活習慣について学び、親子のふれあい遊びを体験する教室を開催します。
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児から小学生までのこどもについて預かり等の支援を受けることを希望する人と、支援を行う子育てボランティアを会員登録し、会員間でのサービスの利用調整を行います。
子育て世帯訪問支援事業 (こども家庭ヘルパー)	育児・家事等に対して不安や負担を抱える子育て世帯を支援員が訪問し、育児・家事の支援や相談に応じ、養育環境を整えます。
子育て短期支援事業	保護者の疾病、入院、就労等の理由により、家庭において養育を受けることが困難なこどもを児童養護施設等で一時的に養育します。

施策の方向	1-2 質の高い教育・保育サービスの提供		

保護者が安心して子育てができ、こどもが社会の中で健やかに育まれるよう、個々のニーズに対応した多様で質の高い教育・保育サービスの充実を図ります。

【主な事業・取組】

事業名・取組	概要
教育・保育の一体的な提供の推進	幼稚園や保育所から認定こども園への移行について、地域の実情を踏まえ、ニーズを的確に捉えた上で、必要な支援を行います。
【新規】 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	3歳未満の保育所等に通っていないこどもが他のこどもたちと触れ合うことで社会性が育まれるよう、保護者等の就労要件を問わず一定の利用可能時間内で保育を行います。
食育推進事業	地場産食材を使用した給食の提供に努めるとともに、栄養士等による食育指導を実施します。
適正な施設規模の確保、 保育サービス拡充	こどもの健やかな育ちに重要となる集団生活や異年齢交流等を幅広く実施するため、少子化に対応した定員の見直しを行い適正な施設規模を確保します。また、多様化する教育・保育ニーズに的確に対応するため、保育サービスを充実します。
教育・保育の質の向上	公立幼稚園・保育所の合同研修等の実施により、幼稚園教諭、保育士の交流を図り、教育・保育の一体的な提供に向けて相互理解を深めます。
幼児教育アドバイザー等の活用	教育・保育に関する専門知識を有する幼児教育アドバイザーが市内の教育・保育施設を訪問し、必要な指導・助言等を行います。
幼稚園、保育所及び認定こども園 と小学校との連携の推進	幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校との連携を進めるため、関係者による意見交換を行います。

施策の方向

1-3 相談支援・情報発信の充実



子育てしながら安心して生活できるよう、相談しやすい体制を充実させるとともに、子育てに関する情報発信に努めます。

また、こどもへの関わり方を学びながら、子育てに関する情報交換や親同士の交流を深めることができる場を提供します。

【主な事業・取組】

事業名・取組	概要
こども家庭センターの運営	全てのこども・子育て世帯を対象に、関係機関と連携しながら、妊娠、出産、子育てに関する相談に応じ、母子保健分野と児童福祉分野の一体的な支援を行います。
保育コンシェルジュの配置	子育て世帯からの保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援を行います。

事業名・取組	概要
【新規】 地域子育て相談事業	市内の保育施設等に相談機関を設置し、子育て世帯が身近な場所で相談しやすい環境を整備します。
親子関係形成支援事業	講義やグループワーク、ロールプレイなどを通じて、保護者が子どもへの関わり方の知識やスキルを習得するとともに、悩みや不安を共有し情報交換できる場を設け、必要な支援を行います。
【新規】 オンライン相談窓口の設置	妊娠・出産や育児に関する悩み、子どもの発達や体調管理等に関する心配ごとを、医師などの専門家に24時間オンラインで相談できる体制を整備します。
デジタル子ども手帳「てくてく」による健康管理と情報発信	妊娠期から親の健康状態や子どもの健診・発達記録を自ら入力することにより、親子の健康を管理することができます。また、子育てコラムなど子育てに役立つ情報を発信します。

【関連事業】乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）

施策の方向	1-4 子育て世帯への経済的な負担の軽減	
-------	----------------------	---

全ての子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、子育て世帯への経済的支援を実施します。

【主な事業・取組】

事業名・取組	概要
児童手当	0歳から18歳の子どもを養育している方を対象に、養育している子どもの年齢や人数に応じて手当を支給します。
第2子以降の保育料無償化	第2子以降について、年齢にかかわらず保育料を無料とします。
子育て応援在宅育児支援金	保育所等を利用せず、生後8週間を超え3歳未満の第2子以降を養育する世帯に対し、支援金を給付します。
高校生等までの医療費助成	0歳から18歳まで、医療機関で支払った医療費のうち、保険診療自己負担分を助成します。
奨学金の貸与	経済的な理由により高等学校等への修学が困難な方に学資を貸与します。



働き方が多様化している中で、子育てしながら安心して働くことができるよう仕事と子育ての両立を支援します。

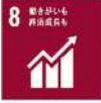
また、仕事と子育てを両立させるためには事業主や地域等、社会全体の理解と協力が不可欠となることから、地域社会が協力し合える子育て環境の意識啓発を行います。

【主な事業・取組】

事業名・取組	概要
一時預かり事業	家庭での保育が一時的に困難になった乳幼児を幼稚園、保育所、認定こども園等で一時的に預かり、必要な保育を行います。
延長保育事業	保育認定を受けたこどもについて、通常の保育時間外に保育所、認定こども園等で保育を行います。
病児保育事業	病院・保育所等に付設した専用スペースにおいて、看護師等が一時的に病児の保育を行います。
医療的ケア児保育支援事業	医療的ケアが必要な児童が、就学前の教育・保育を必要とする場合に、市内保育施設等において安全に受け入れられる体制を整備します。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を支援します。また、学校の余裕教室の活用を含めて受入体制を整備します。
事業所への周知・啓発	事業所における育児・介護休業制度やこどもの看護のための休暇制度の普及と、これらの制度を活用しやすい職場環境づくりを促進するため、事業所への周知・啓発を行います。

〔関連事業〕 放課後子ども教室の運営

基本目標	2 こどもが自分らしく健やかに成長できるまち
-------------	--------------------------------------

施策の方向	2-1 こども・若者の意見・権利の尊重と自立に向けた支援	 
--------------	--	---

こども・若者自身が自ら権利を行使する主体であると認識し、こども・若者一人ひとりの意見を尊重するため、意見聴取の機会を設けるとともに、人権尊重に関する周知・啓発活動を行います。

また、こども・若者が学校や企業等の関係機関の協力のもと、自らの意思で将来を選択し、社会の一員として自立できるように支援します。

【主な事業・取組】

事業名・取組	概要
こども・若者の意見聴取	こどもたちから意見や考えを聞き、こども施策に反映できるよう、相談、イベント、SNSなどを活用し、こどもの意見を聴く機会を設けます。
こども・若者の人権尊重に関する周知・啓発	こども・若者を含む市民向けに、こどもの権利条約の周知・啓発を行います。
中学生の社会体験学習事業	生徒が働くことの意義や目的を理解するため、授業の一環として実施する社会体験学習事業を支援します。
学校支援活動	学校・地域・家庭が一体となってこどもたちを育てることで、地域と家庭及びこどもたちの学びと成長を支えます。

〔関連事業〕 少年センターの運営

施策の方向	2-2 多様な教育機会の確保	
--------------	------------------------------	---

こどもたちが、豊かな人間性や思いやりの心を持ち、心身ともに健やかに成長できるよう、多様な教育機会を確保します。

【主な事業・取組】

事業名・取組	概要
思春期保健事業 (プレコンセプション教育)	小中学校において、思春期における心と体の変化について、児童生徒の発達段階に応じた知識を学ぶ機会を設けます。また、思春期保健とあわせて将来のライフプランを考え実現するために、正しい知識を得て日々の生活や健康と向き合えるよう、プレコンセプション教育を行います。
学校における外国籍児童生徒の日本語指導	外国籍の児童・生徒の日本語能力に合わせた日本語指導を行います。

事業名・取組	概要
多様な教育機会の確保・周知	多様な学びの場を確保できるよう、教育支援センター（たんぼぼ広場）を運営するほか、民間施設等とも連携し、学校以外でも教育を受けられる機会について必要に応じて保護者に周知します。

施策の方向	2-3 安心して過ごせるこどもの居場所づくり	 
-------	------------------------	---

全ての子ども・若者が社会との関わりの中で健やかに成長できるよう、居場所の充実を図り、成長を見守り支える環境を整備します。

また、放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型※・連携型※の推進に取り組み、放課後児童対策の充実を図ります。

【主な事業・取組】

事業名・取組	概要
児童育成支援拠点事業 （こども第三の居場所）	家庭や学校以外の第三の居場所を必要とする学齢期以降の子どもを対象に、安心・安全な居場所の提供を行い、生活習慣の形成や体験活動、学習サポートなど必要な支援を行います。
子どもの居場所づくり推進事業	こどもが健やかに成長できる環境を整備するため、こどもの居場所づくりに取り組む団体にこども食堂等の開催に要する経費の一部を助成します。
放課後子ども教室の運営	放課後に全ての子どもたちが参加できる学習や文化芸術活動、地域交流活動等を行います。未開設の小中学校区においては、放課後子ども教室の設置に向けて関係団体と協議を進めます。また、今後の児童数の減少や児童の移動の距離・時間の短縮等から、小学校の余裕教室を活用できるよう、学校と連携し、推進します。
放課後児童クラブと 放課後子ども教室の連携	校内交流型・連携型による放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の共通プログラムを実施するため、また、それぞれの運営について協議する場を設け、スタッフ間での連携や共通認識を深めます。

〔関連事業〕：放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

※校内交流型：同一小中学校内等で放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室のプログラムに参加し、交流できるもの。

※連携型：同一小中学校内等で放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施しているもの。

施策の方向	2-4 悩みを抱える子ども・若者等への相談支援	 
-------	-------------------------	---

子どもや若者が、学校や家庭、地域の中で悩みを抱えたり、将来への不安を感じたりしたときに、気軽に相談できる体制を整備し、いじめや不登校、友人・家族関係、将来の進路選択等に関する悩みなど、多様な相談に対応します。

【主な事業・取組】

事業名・取組	概要
こどものための相談窓口の体制強化・周知	SNSやオンラインを活用し、こどもが利用しやすい相談体制を強化するとともに、無料・匿名で相談できる窓口について広く周知します。
こころの健康相談事業	心の悩みや不安のある人を対象に、公認心理師等によるこころの健康相談会を実施します。
子ども悩みごと相談電話	市教育研究所において、友人関係やいじめ、学校生活等のこどもの教育に関する相談に応じます。

基本目標	3 困難を抱えるこども・若者とその家族を支えるまち
-------------	----------------------------------

施策の方向	3-1 児童虐待の防止	 
--------------	--------------------	---

子育て世帯の育児不安や孤立の解消を図るとともに、虐待リスクのある家庭を早期に発見し支援するため、関係機関が連携して地域全体で支え合う体制の充実を図ります。

【主な事業・取組】

事業名・取組	概要
要保護児童対策地域協議会	要保護児童の適切な保護や支援を行うため、関係機関で情報を共有し支援方法などの協議を行います。
養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した養育支援が必要なこどもやその保護者、出産前から支援を行うことが必要な妊婦を保健師等が訪問し、相談支援を行います。
家庭児童相談事業	児童虐待の未然防止や早期発見のため、養育支援が必要な家庭に対して、こども家庭支援員等が相談・助言・指導等を行います。また、こども家庭支援員等が的確に対応できるよう研修等を行い、知識の習得と対応力の向上を図ります。

〔関連事業〕 里親制度の周知、ヤングケアラー認知度向上のための広報啓発

施策の方向	3-2 ひとり親家庭等の自立に向けた支援	 
--------------	-----------------------------	---

ひとり親が自立して生活できるよう、相談体制の充実や就業支援の促進を図ります。

【主な事業・取組】

事業名・取組	概要
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親が、就業に必要な技術や資格を取得するための教育訓練講座を修了した場合に給付金を支給します。
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親が、資格を取得するために養成機関で修業する場合及び修了した場合に給付金を支給します。
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業	高等学校を卒業していないひとり親及びそのこどもが、高卒認定試験の合格を目指して講座を受け修了した場合に、受講費用の一部を支給します。



障がいのあるこどもや、支援を必要とするこどもとその家族が、地域で安心して生活することができるよう、成長に応じて切れ目なく支援できる体制の充実を図ります。

【主な事業・取組】

事業名・取組	概要
発達支援相談の充実	発達に関する支援が必要と思われるこどもの保護者の相談に応じて発達障がいの早期発見及び健全な発育・発達への支援や療育の援助を行います。
発達支援教室	言葉の遅れや発達に心配がある就学前のこどもと保護者を対象に、遊びなどの活動を通じてこどもの心身の発達を支援するとともに、必要に応じて助言・指導を行います。
児童発達支援事業所等との連携	児童発達支援事業所や相談支援事業所などの関係機関と連携し、一人ひとりの状態に応じた支援を行います。
特別支援教育の推進事業	特別な支援を必要とする幼児・児童生徒の保護者に対し、発達や就学にかかる適切な支援環境について相談支援を行います。
育成医療給付費	身体の障がいについて、治療によって確実に効果が期待できる児童を対象に、生活能力を得るために必要な医療費を支給します。
一関地区障害者地域自立支援協議会との連携	地域の課題について情報共有及び協議を行い、障がいのあるこどもや保護者等を支援するための体制づくりに取り組みます。

〔関連事業〕 医療的ケア児の相談窓口の設置



生活の経済面に困難を抱えるこどもや家庭の実態把握に努め、教育支援、生活支援、経済的支援、保護者に対する就労支援など、必要な支援を行います。

また、全てのこどもが自身の生まれ育った環境にかかわらず、夢や希望を持つことができるよう支援します。

【主な事業・取組】

事業名・取組	概要
生活困窮者自立相談支援事業	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人が、社会的孤立に至らないよう、本人とともに自立に向けた生活の改善を図ります。
修学支援・生活支援	教育扶助や生活扶助、進学・就職準備金等を給付するなど、要保護世帯を支援します。
児童生徒就学援助事業	経済的な理由で小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費など、就学する上で必要な経費の一部を援助します。

〔関連事業〕 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業、母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業、奨学金の貸与、こどもの居場所づくり推進事業

施策の方向	3-5 特別な配慮を要する子どもへの支援	 
-------	----------------------	---

医療的ケア児、外国籍の子どもなどのうち、特別な配慮が必要な子どもとその家族に対し、個々の状況に応じた支援を行います。

また、里親制度の周知やヤングケアラーの認知度を高めるとともに、必要な支援につなげます。

【主な事業・取組】

事業名・取組	概要
外国人も利用しやすい窓口体制	日本語でのコミュニケーションが難しい保護者が、安心して窓口での手続きや相談ができるよう、来庁時に利用可能な翻訳アプリや通訳サービス等を活用します。
多文化共生の啓発・環境整備	市民を主体とする多様な国際交流、多文化共生事業を展開し、市民の国際理解を深め、多文化共生社会の形成を図ります。また、日本語教室の開催、外国語表記や、やさしい日本語での情報提供を行うなど、外国人が住みやすい環境整備に努めます。
養育医療給付費	身体の発育が未熟な状態で生まれた子どもが入院治療をする場合に、その医療費を給付します。
【新規】 医療的ケア児の相談窓口の設置	医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケアを必要とする子どもとその家族の相談窓口を設置します。
里親制度の周知	岩手県と連携し里親委託を推進するとともに、里親制度の理解促進に向けた普及啓発を行います。
【新規】 ヤングケアラー認知度向上のための広報啓発	市民がヤングケアラーの状況等を正しく理解し、関心を持つよう啓発活動を行います。

基本目標	4 地域全体で子育てを支えるまち
-------------	-------------------------

施策の方向	4-1 地域で支える仕組みづくり	 
--------------	-------------------------	---

地域の人たちが子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子育て世帯を支えることができるよう、年代や国籍を問わず全ての人が参加できる交流事業を推進します。

【主な事業・取組】

事業名・取組	概要
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援ひろば)	乳幼児及びその保護者が相互に交流する場を提供し、子育てに関する相談、情報提供、助言を行います。
子育てサロンの開催支援	就学前の子育て世帯の育児不安の解消や、参加者が互いに交流し、仲間づくりを行う住民主体のサロンの開催を支援します。
【新規】 みんなの食堂支援事業	地域のつながり拠点として年代や国籍を問わず全ての人が交流でき地域の居場所となる「みんなの食堂」の開催を支援します。
SDGs×ふるさと納税 (こども食堂支援)	ふるさと納税の返礼相当額や企業版ふるさと納税を原資として、市内のこども食堂や希望する全国のこども食堂に一関市の特産品などを提供します。

【関連事業】 放課後子ども教室の運営、学校支援活動

施策の方向	4-2 安心・安全な子育て環境の整備	 
--------------	---------------------------	---

こどもや子育て世帯はもとより、地域住民がゆとりをもって安全かつ快適に過ごせるよう、こどもの遊び場や公園、交通事故防止に向けた整備を図ります。

また、こども・若者にとって、有害な環境の排除や非行等の防止活動を推進していくため、地域と連携し見守りを行います。

【主な事業・取組】

事業名・取組	概要
こどもの遊び場づくり	季節や天候によらず安全に遊べる場所の充実を図るとともに、市内でこども連れで安心して遊べる場の情報を発信します。
通学路等の安全確保	通学路交通安全プログラムにより、学校・道路管理者・警察などが、継続的に通学路の点検を実施します。
少年センターの運営	少年非行の早期発見、早期指導の拠点となる少年センターにおいて、地域活動（街頭指導）を実施します。

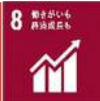
基本目標	5 若者の希望をかなえ安心して暮らせるまち
-------------	------------------------------

施策の方向	5-1 結婚を希望する若者への支援	 
--------------	--------------------------	---

結婚を望む若者が希望を実現することができるよう、結婚等に関する支援や情報発信に努めるとともに、安心して結婚生活をスタートできるよう各種支援を行います。

【主な事業・取組】

事業名・取組	概要
いきいき岩手結婚サポートセンター等入会登録料助成金	広域的な出会いの場を創出し独身男女の結婚への支援をするため、公益財団法人いきいき岩手支援財団が運営するいきいき岩手結婚サポートセンター又は宮城県が設置するみやぎ結婚支援センターの入会に要する入会登録料を助成します。
結婚新生活支援補助金	婚姻に伴う新生活の開始に係る経済的負担の軽減を図り、地域における人口減少を抑制するため、新婚世帯を対象に、住居費用及び引っ越し費用等を補助します。

施策の方向	5-2 若者の就職支援	 
--------------	--------------------	---

こども・若者の職業観等を養い、職業的自立に必要な能力を身に付けるとともに、キャリア教育及び職業教育の充実を通じ、学校から社会へスムーズに移行できるよう支援します。

また、移住定住や就職活動、UIターン等に役立つ情報提供を行います。

【主な事業・取組】

事業名・取組	概要
キャリア教育支援事業	若者が自立して社会で活躍していくため、企業や学校と連携し、中学生、高校生、大学生等の職業観を醸成するキャリア教育を支援します。
就職に関する情報提供	若者の市内企業への就職意識を高められるよう、市内企業の紹介や就職活動に役立つ情報を就職情報サイトやSNSで発信します。
新規高卒者地元就職応援事業	若者の地元就職・定着を促進するため、市内の事業所に就職した新規高卒者に対し、生活を応援するため地元商品券を交付します。
奨学金返還補助金	若者の地元定着、市内の事業所の人材確保のため、市内に居住し勤務する保育士、医療従事者などに対し、奨学金返還額を補助します。

事業名・取組	概要
若者の就業定着支援事業	若者の就業定着を図るため、市内企業の新入社員及び若手社員、人材育成担当者等を対象としたセミナーを開催します。
女性等活躍推進事業	女性や若者が活躍できる職場づくりを推進するため、企業が開催する職場で働く職員の相互理解や若手社員のキャリア形成などに関する研修会開催に要する経費を補助します。また、働きやすい職場環境づくりを推進するためのセミナーを開催します。
障がい者の就労機会の拡大と就労後の定着支援	就労移行支援事業所、障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク、その他関係機関と連携し、それぞれの障がい特性に応じた就労機会の拡大と就労後の定着を支援します。

6 評価指標と検証・評価

本計画の成果指標を次の通りとし、その進捗状況を一関市子ども・子育て会議において検証・評価するとともに、根拠に基づき多面的に施策を立案し、評価し、改善していくEBPM (Evidence Based Policy Making) の考え方にに基づき計画を推進していきます。

(1) 成果指標

指標	現状値 (R6)	目標値(R11)
一関市で子育てをしたいと思う市民の割合	94.4%	95.0%
産後ケア利用で満足した市民の割合	100.0%	100.0%
こどもセンターを知っている市民の割合	89.6%	90.0%
保育所等利用待機児童数	0人	0人
出生数における第2子以降の割合	54.7%	55.0%
将来の夢や目標をもっている生徒の割合	65.3%	70.0%
ヤングケアラーに該当するこどもの割合	8.6%	5.0%
地域が居場所と感ずるこどもの割合	63.8%	70.0%

(2) 活動指標

指標	現状値 (R6)	目標値(R11)
産後ケア事業利用回数	73人	650人
こども誰でも通園制度利用時間数	—	2,180時間
地域子育て相談機関設置か所数	—	27か所
思春期保健講演会実施回数	18回	20回
こども第三の居場所登録人数	—	40人
児童数に占める放課後子ども教室の登録者数の割合	18.0%	19.0%
こども家庭支援員の関わりが終了したケースの割合	30.0%	40.0%
こどものいる世帯で経済的自立に向けた支援が終了した世帯の割合	50.0%	70.0%
子育て支援ひろばの利用人数	937人/年	960人/年
みんなの食堂実施団体数	—	20団体

第5章 子ども・子育て支援サービスの見込量

本計画は、市の子ども・子育て支援事業計画を包含した計画です。子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の中で、「幼児期の学校教育・保育」「地域子ども子育て支援事業」の量の見込みを推計し、具体的な確保方策を記載することを義務付けています。

第1節 量の見込みを算出する項目及び教育・保育の提供区域の設定

幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業において必要とされる需給量を分析し、今後の提供方策を考えていくうえで、事業の内容や地域性等を考慮し、以下のとおりに提供区域を設定します。

分類	事業名	区域
幼児期の 学校教育・ 保育	教育・保育施設	2区域ごと
	地域型保育事業	
地域子ども・ 子育て支援事業	① 利用者支援事業	市全域
	② 地域子育て支援拠点事業（子育て支援ひろば事業・おやこ広場事業）	
	③ 妊婦健康診査	
	④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	
	⑤ 養育支援訪問事業	
	⑥ 子育て短期支援事業	
	⑦ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	
	⑧ ファミリー・サポート・センター事業	2区域ごと
	⑨ 一時預かり事業	
	⑩ 延長保育事業	
	⑪ 病児保育事業	市全域
	⑫ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	2区域ごと
	⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域
	⑭ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	
	⑮ 子育て世帯訪問支援事業（こども家庭ヘルパー）	
	⑯ 児童育成支援拠点事業（こども第三の居場所）	
	⑰ 親子関係形成支援事業	
	⑱ 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業（出産子育て応援交付金伴走型支援）	
	⑲ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	
	⑳ 産後ケア事業（妊産婦サポート・ケア事業）	

※2区域は、一関・花泉地域（一関地域、花泉地域の2地域）と旧東磐井地域（大東地域、千厩地域、東山地域、室根地域、川崎地域、藤沢地域の6地域）とする。

※8区域は、一関地域、花泉地域、大東地域、千厩地域、東山地域、室根地域、川崎地域、藤沢地域とする。

第2節 教育・保育の区分

1 施設型給付・地域型保育給付の認定区分

子ども・子育て支援新制度では、3つの認定区分に応じて施設等の利用先が決まります。

区分	対象		該当する施設等
1号認定子ども	3～5歳	教育を希望するもの	幼稚園・認定こども園
2号認定子ども	3～5歳	保育を必要とし、保育所等での保育を希望するもの（共働き家庭等）	保育所・認定こども園
3号認定子ども	0～2歳	保育を必要とし、保育所等での保育を希望するもの（共働き家庭等）	保育所・認定こども園・地域型保育事業

2 施設等利用給付の認定区分（新認定区分）

本市では、3歳から5歳までの全てのこどもに加えて0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもに対して、令和元年10月から幼稚園・保育所・認定こども園や認可外施設等において幼児教育・保育の無償化を実施しています。施設等利用給付とは、幼児教育・保育の無償化に伴い新たに創設された給付制度です。無償化による給付を受けるためには、新2号又は新3号認定を受ける必要があります。

認定区分	対象	該当する施設等
新1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	幼稚園・特別支援学校等
新2号認定子ども	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前のこどもであって、保育を必要とするもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
新3号認定子ども	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前のこどもであって、保育を必要とするもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村住民税非課税者であるもの	

3 施設等利用給付の円滑な実施の確保

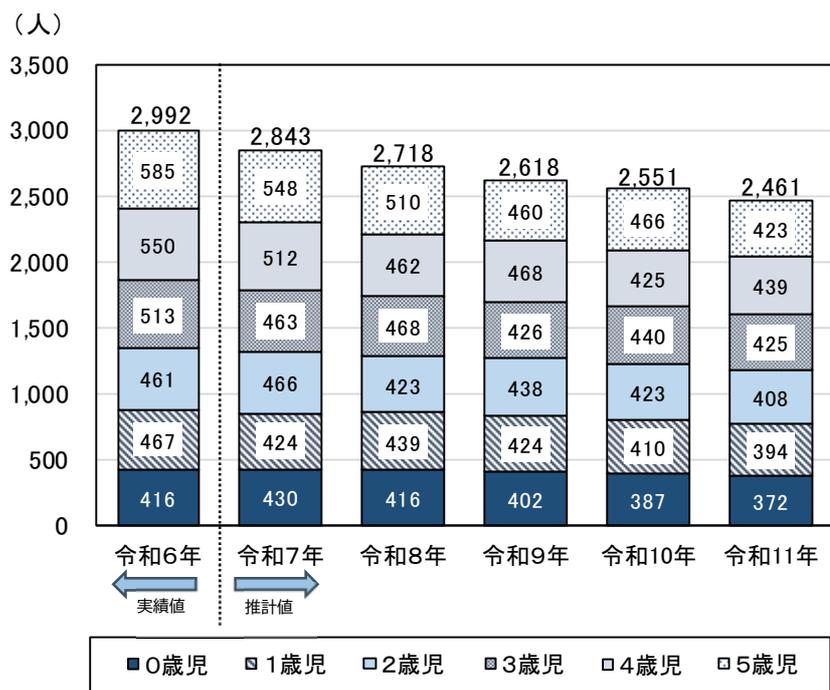
市では、対象施設に対し、運営状況や無償化事務の指導、監督を行い、公正かつ適正な支給の確保に努めます。

また、保護者の経済的負担や利便性等に配慮しつつ、県と連携しながら適切かつ円滑な実施を図ります。

第3節 量の見込み方法

幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みにあたっては、就学前児童及び就学児の保護者を対象者としたニーズ量調査の結果を基に、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出しつつ、推計値と実績の乖離が大きい項目については、実績等を基に量を見込みました。

■ 0～5歳児の将来人口推計



【資料】コーホート変化率法による人口推計（一関市）

■ 認定区分別人数の見込み

単位：人

認定区分	年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	3～5歳	369	322	275	228	181
2号認定	3～5歳	1,131	1,052	974	895	816
3号認定	0歳	118	117	115	113	111
	1歳	358	348	338	328	318
	2歳	365	350	334	319	304

■認定区別教育・保育の量の見込みに対する確保方策

教育・保育施設：幼稚園、保育所、認定こども園

特定地域型：小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

【一関・花泉地域】

単位：人

令和7年度		1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳
量の見込み①		299	772	79	261	266
確保数 計②		613	866	199	259	291
内訳	特定教育・保育	613	866	167	223	252
	特定地域型	-	-	32	36	39
差し引き②—①		314	94	120	-2	25
令和8年度		1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳
量の見込み①		261	718	78	254	255
確保数 計②		613	866	199	259	291
内訳	特定教育・保育	613	866	167	223	252
	特定地域型	-	-	32	36	39
差し引き②—①		352	148	121	5	36
令和9年度		1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳
量の見込み①		223	665	77	246	243
確保数 計②		613	866	199	259	291
内訳	特定教育・保育	613	866	167	223	252
	特定地域型	-	-	32	36	39
差し引き②—①		390	201	122	13	48
令和10年度		1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳
量の見込み①		185	611	76	239	233
確保数 計②		613	866	199	259	291
内訳	特定教育・保育	613	866	167	223	252
	特定地域型	-	-	32	36	39
差し引き②—①		428	255	123	20	58

単位：人

令和11年度	1号	2号	3号			
			0歳	1歳	2歳	
量の見込み①	147	557	74	232	222	
確保数 計②	613	866	199	259	291	
内 訳	特定教育・保育	613	866	167	223	252
	特定地域型	-	-	32	36	39
差し引き②—①	466	309	125	27	69	

【旧東磐井地域】

単位：人

令和7年度	1号	2号	3号			
			0歳	1歳	2歳	
量の見込み①	70	359	39	97	99	
確保数 計②	165	588	86	157	184	
内 訳	特定教育・保育	165	588	85	155	182
	特定地域型	-	-	1	2	2
差し引き②—①	95	229	47	60	85	
令和8年度	1号	2号	3号			
			0歳	1歳	2歳	
量の見込み①	61	334	39	94	95	
確保数 計②	165	588	86	157	184	
内 訳	特定教育・保育	165	588	85	155	182
	特定地域型	-	-	1	2	2
差し引き②—①	104	254	47	63	89	
令和9年度	1号	2号	3号			
			0歳	1歳	2歳	
量の見込み①	52	309	38	92	91	
確保数 計②	165	588	86	157	184	
内 訳	特定教育・保育	165	588	85	155	182
	特定地域型	-	-	1	2	2
差し引き②—①	113	279	48	65	93	

単位：人

令和10年度	1号	2号	3号			
			0歳	1歳	2歳	
量の見込み①	43	284	37	89	86	
確保数 計②	165	588	86	157	184	
内 訳	特定教育・保育	165	588	85	155	182
	特定地域型	-	-	1	2	2
差し引き②-①	122	304	49	68	98	
令和11年度	1号	2号	3号			
			0歳	1歳	2歳	
量の見込み①	34	259	37	86	82	
確保数 計②	165	588	86	157	184	
内 訳	特定教育・保育	165	588	85	155	182
	特定地域型	-	-	1	2	2
差し引き②-①	131	329	49	71	102	

■確保に向けての対応策

- ・ 少子化の進行や教育・保育ニーズに的確に対応し、定員見直しや保育サービスの充実を図ります。
- ・ 出生数は減少していますが、支援の必要な児童が増えており、必要とする保育士数は当分の間は増加することから、国の障がい児保育事業や産休等代替職員費補助金、保育人材確保事業などの制度を活用し、引き続き保育士の確保に努めます。

第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

計画期間における人口推計及び過去3年の地域子ども・子育て支援事業の実績等を基に、量の見込みと確保数を以下のとおりとします。

①利用者支援事業

■現状

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のないきめ細やかな相談支援を行うため、妊娠・出産・育児に関する相談にワンストップで対応します。保育所等入所待機者への情報提供や利用支援は、平成28年11月に専門職員を配置して実施しています。地域の子育て支援事業等の利用に関する情報提供や相談は、令和6年4月に設置したこども家庭センター（市こどもセンター）及び各支所において実施しています。また、こどもや保護者等が身近な場所で気軽に相談でき、地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、令和7年度以降、市内保育所等に地域子育て相談機関を設置することを予定しています。

■量の見込みと確保方策

利用者支援事業のうち、特定型とこども家庭センター型は、現在の体制を引き続き維持します。利用者支援事業のうち、基本型は、地域子育て相談機関として実施します。地域子育て相談機関は、中学校区に1か所に設置することを目安とし、児童数が多い地区には複数か所の設置を検討しますが、事業実施が可能な実施か所数を、市内保育所等施設数の半数程度として量を見込みました。

単位：か所

【実施か所数】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	特定型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	基本型	27	27	27	27	27
	(地域子育て相談機関)	27	27	27	27	27
確保数	特定型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	基本型	27	27	27	27	27
	(地域子育て相談機関)	27	27	27	27	27

■確保に向けての対応策

特定型とこどもセンター型は、現在の体制を引き続き維持し、こどもや保護者を支援します。基本型・地域子育て相談機関は、市内のどの地域からも利用しやすい場所に設置し、運営委託を行います。

②地域子育て支援拠点事業（子育て支援ひろば事業・おやこ広場事業）

■現状

乳幼児と保護者が気軽に集まり、相互に交流する場として、また、育児相談や情報提供等を行う場として、一関保健センターで「ふれあいひろば」を、一関地域と千厩地域で「おやこ広場」を開設しています。また、各地域において子育てひろば事業を実施しています。

■量の見込みと確保方策

過去3年(令和3年度から令和5年度まで)の利用実績の伸び率を基に量を見込みました。

単位：回

【利用回数】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	928	938	947	957	966
確保数	928	938	947	957	966

■確保に向けての対応策

こどもの数の減少や就園の低年齢化等により、利用者数の伸び率は低調となる傾向にありますが、本事業を最大限に利用してもらえるよう、利用者にとって居心地の良い場所となるよう事業内容の充実を図るとともに、引き続き妊婦健康診査事業、両親学級事業及び乳幼児健康診査事業の場やSNS等を活用した周知を積極的に行います。

③妊婦健康診査

■現状

妊婦が心身ともに良好な状態で出産を迎えることができるよう、妊娠期間中に必要とされる14回の健康診査を実施しています。

■量の見込みと確保方策

出生見込数から妊婦数を算出し、妊婦1人当たりが現行の14回の健診を全て受診することとして量を見込みました。

単位：回

【受診回数】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	6,020	5,824	5,628	5,418	5,208
確保数	6,020	5,824	5,628	5,418	5,208

■確保に向けての対応策

岩手県医師会、市外を含む契約医療機関と連携して実施します。

契約締結していない医療機関での受診については、当該医療機関と委託契約を締結し、契約できない医療機関においては償還払いの方法により受診できる体制を整えます。

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

■現状

保健師や助産師（委託を含む）が、乳児がいる全ての家庭を訪問し、乳児の健康状態の把握や育児相談を行っています。

■量の見込みと確保方策

出生見込数に訪問率 100%を乗じて量を見込みました。

単位：件

【訪問件数】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	430	416	402	387	372
確保数	430	416	402	387	372

■確保に向けての対応策

引き続き全戸訪問を実施し、訪問の結果、支援が必要な家庭には、関係機関と連携して養育支援訪問事業につなげるなどの支援を行います。

⑤養育支援訪問事業

■現状

養育の支援が特に必要な家庭に対して、保健師やこども家庭支援員などが訪問し、養育に関する相談、助言及び指導等を行っています。

■量の見込みと確保方策

令和5年度の訪問実績を基に量を見込みますが、こどもの数は減少しているものの、訪問件数は増加傾向にあるため、各年度同数とします。

単位：件

【訪問件数】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	100	100	100	100	100
確保数	100	100	100	100	100

■確保に向けての対応策

引き続き訪問を実施し、支援が必要な家庭に対して関係機関と連携して支援の充実に努めます。

⑥子育て短期支援事業

■現状

保護者の疾病、出産、就労等により、一時的に家庭での養育が困難となった児童について、児童養護施設等に委託し、日中・夜間に預かる事業を実施しています。

単位：人

【利用者数】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所生活援助（ショートステイ）	33	35	51	64
夜間養護等（トワイライトステイ）	5	5	7	9

■量の見込みと確保方策

年度により利用状況にばらつきがあることから、過去5年（令和元年度から令和5年度まで）の実績値の伸び率を基に量を見込みました。

単位：人

【利用者数】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	86	97	107	110	112
確保数	87	100	110	110	115

■確保に向けての対応策

引き続き、児童養護施設2か所、乳児院2か所に事業を委託して実施します。

⑦子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

■現状

要保護児童対策地域協議会を設置し、行政・医療・福祉・教育等の各関係機関と連携を密にしながら要保護児童等に対する支援を行っています。

■今後の方向性

児童家庭相談システムを導入し要支援者情報の一元化を図るとともに、各関係機関の専門性を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応と要保護児童等に対する迅速な支援を行います。

⑧ファミリー・サポート・センター事業

■現状

子育て支援が必要な人（依頼会員）と子育てボランティア（協力会員）によるサービスの利用調整や、各会員登録などを、一関市社会福祉協議会に委託して実施しています。

単位：人、回

【登録者数】	年度	依頼会員	協力会員	うち両方会員	【延べ利用回数】
一関・花泉地域	令和4年度	407	96	19	380
	令和5年度	411	95	22	354
旧東磐井地域	令和4年度	46	33	3	57
	令和5年度	47	31	3	23

■量の見込みと確保方策

年度により利用状況にばらつきがあることから、過去5年（令和元年度から令和5年度まで）の実績値の伸び率を基に量を見込みました。

単位：人

一関・花泉	【利用者数】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	量の見込み	349	349	349	349	349
	確保数	350	350	350	350	350
旧東磐井	【利用者数】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	量の見込み	33	33	33	33	33
	確保数	35	35	35	35	35

■確保に向けての対応策

引き続き、一関市社会福祉協議会に事業を委託して実施します。安定したサービスを提供するため、事業の周知を積極的に行い、協力会員数の増加を図ります。

⑨-1 一時預かり事業（幼稚園型）

■現状

公立幼稚園3園・こども園6園、私立幼稚園2園・こども園15園の計26園で実施しています。

■量の見込みと確保方策

私立幼稚園・こども園の利用については、過去3年（令和2年度から令和5年度まで）の利用実績を基に量を見込みました。公立幼稚園・こども園については、利用実績が減少傾向にあるため、令和5年度の実績値を各年度同数として量を見込みました。

単位：件

一関・花泉	【利用件数】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	量の見込み	40,083	42,707	45,332	47,956	50,580
確保数	40,083	42,707	45,332	47,956	50,580	
旧東磐井	【利用件数】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	量の見込み	19,091	20,656	22,221	23,786	25,352
確保数	19,091	20,656	22,221	23,786	25,352	

■確保に向けての対応策

引き続き事業を実施し、保護者のニーズに対応できるよう保育士の確保に努めます。

⑨-2 一時預かり事業（一般型）

■現状

公立保育所1園、公立こども園3園、私立こども園5園、私立小規模保育事業所2園の計11園で実施しています。

単位：件

【利用件数】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一関・花泉地域	297	435	291	309
旧東磐井地域	77	110	108	199

■量の見込みと確保方策

教育・保育施設及び地域型保育事業の利用率が上がっていることから、一時預かりの利用者の大幅な増加が見込めないため、過去3年（令和2年度から令和5年度まで）の実績の最大値を量を見込みました。

単位：件

一関・花泉	【利用件数】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	量の見込み	309	309	309	309	309
確保数	309	309	309	309	309	
旧東磐井	【利用件数】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	量の見込み	199	199	199	199	199
確保数	199	199	199	199	199	

■確保に向けての対応策

引き続き事業を実施し、保護者のニーズに対応できるよう保育士の確保に努めます。

⑩延長保育事業

■現状

保育標準時間として提供される 11 時間の保育時間を超える時間帯に提供される保育であり、公立保育園 6 園、公立こども園 6 園、私立保育園 3 園、私立こども園 15 園、私立小規模保育事業所 4 園、私立事業所内保育事業所 1 園の計 35 園で実施しています。

単位：園、人

【利用人数】	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施園数	利用者数	実施園数	利用者数	実施園数	利用者数
一関・花泉地域	18	572	17	487	19	472
旧東磐井地域	11	162	11	137	11	128

■量の見込みと確保方策

利用実績が横ばいであることから、過去3年（令和3年度から令和5年度まで）の平均値を各年度同数として量を見込みました。

単位：人

一関・花泉	【利用人数】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	量の見込み	484	484	484	484	484
	確保数	484	484	484	484	484
旧東磐井	【利用人数】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	量の見込み	132	132	132	132	132
	確保数	132	132	132	132	132

■確保に向けての対応策

引き続き、事業を実施し、延長保育に従事する保育士の勤務体系等、円滑な運営が可能となるよう、保育士の確保に、突発的な利用、短時間の利用、長時間の利用等、利用形態や利用時間等、保護者のニーズに応じた利用しやすい事業運営に努めます。

⑪病児保育事業

■現状

企業主導型保育施設1施設、私立こども園1施設、医療機関1施設において実施しています。

■量の見込みと確保方策

実施している3施設のうち、2施設が令和5年度からの事業実施であることから、令和5年度の実績値を各年度同数として量を見込みました。

単位：人

一関・花泉	【利用人数】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	量の見込み	379	379	379	379	379
確保数	2,740	2,740	2,740	2,740	2,740	
旧東磐井	【利用人数】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	量の見込み	132	132	132	132	132
確保数	132	132	132	132	132	

■確保に向けての対応策

引き続き、企業主導型保育施設1施設、私立こども園1園、医療機関1施設において実施します。

⑫放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

■現状

一関地域に11か所、花泉・千厩・藤沢地域に各2か所、大東・東山・室根・川崎地域に各1か所の計21か所で実施しています。

■量の見込みと確保方策

ニーズ調査による推計値より実績が上回ることから、実績を基に期間中の推計児童数を踏まえて量を見込みました。

単位：人/月

一関・花泉	【登録人数】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	量の見込み	1,063	1,068	1,073	1,079	1,084
確保数	1,128	1,128	1,128	1,168	1,168	
旧東磐井	【登録人数】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	量の見込み	331	335	337	337	339
確保数	368	368	368	368	368	

※放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携見込み数

単位：件

【実施件数】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
校内交流型	1	1	2	2	3
連携型	1	2	2	3	3

■確保に向けての対応策

放課後児童クラブの設備や運営に関しては、条例において児童1人当たりの専用区画面積や支援の単位等について基準が設定されていることから、放課後児童クラブの事業者や市教育委員会と協議しながら、小学校の余裕教室の活用を原則としつつ、必要に応じて施設の改修計画等についても検討し、基準に適合するよう整備を進めます。

⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

■現状

低所得で生計が困難な世帯の子どもが特定教育・保育等の提供を受けた場合において、保護者が支払うべき給食費や日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の一部を補助しています。

■量の見込みと確保方策

令和5年度における園児数に対する対象者の割合を期間中の推計園児数に乗じて、量を見込みました。

単位：人

【給付人数】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	226	215	207	203	197
確保数	226	215	207	203	197

■確保に向けての対応策

引き続き、給食費及び教材費・行事費等の実費徴収額について、対象者に応じて補助を実施します。

⑭多様な事業者の参入促進・能力活用事業

■現状

地域型保育事業にかかる平成27年4月から令和6年6月までの新規事業者の開所実績

- 小規模保育事業A型 2施設
- 小規模保育事業B型 2施設
- 家庭的保育事業 6施設
- 事業所内保育事業 1施設

■今後の方向性

現在の体制維持を図りながら保護者の支援に努めます。新規の事業者参入については、児童数の推移等を踏まえ検討します。

⑮子育て世帯訪問支援事業（こども家庭ヘルパー）

■現状

育児や家事における支援を必要とする世帯に訪問して食事提供等の支援を実施する事業を、市内の訪問介護事業所等に委託して実施します。

■量の見込みと確保方策

利用開始に至ると、原則3か月の支援期間が延長となるケースが多いことから、確保数は見込み量よりも多めに設定しています。

単位：回

【延べ利用回数】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	173	165	158	151	141
確保数	300	300	324	324	324

■確保に向けての対応策

学習支援などニーズに応じたサポートを充実するほか、事業の委託先について、旧東磐井地域の地域資源を開拓し、支援体制の強化を図ります。

困難なケースに対応するため、訪問支援員への研修等により支援スキルの向上を図り、安定的な支援体制を整えます。

⑯児童育成支援拠点事業（こども第三の居場所）

■現状

様々な事情により居場所を必要とするこどもに対し、安心して過ごせる居場所で支援を行う事業を、委託により実施します。

■量の見込みと確保方策

市内2か所の拠点における定員の合計により、量を見込みました。

単位：人

【実利用者数】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	40	40	40	40	40
確保数	40	40	40	40	40

■確保に向けての対応策

市内全域の対象児童が利用できるよう、市内2か所に拠点を整備します。

⑰親子関係形成支援事業

■現状

子育てに悩みや不安を抱える保護者を対象に、親子間における適切な関係性の構築を支援することを目的に、子どもとの関わり方の相談助言などを行っています。1クール4回の講座（定員8名程度）を、年に2クール実施しています。

■量の見込みと確保方策

全児童数の推移と子育て支援の対象世帯数が占める割合を基に、量を見込みました。

単位：人

【実利用者数】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	16	16	15	14	13
確保数	16	16	16	14	14

■確保に向けての対応策

引き続き、委託により4回1クールの講座（定員8名程度）を年2クール実施します。

⑱妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業（出産子育て応援交付金伴走型支援）

■現状

妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、支援給付金（妊婦認定時50,000円、出産後子ども1人につき50,000円）を支給するとともに、伴走型相談支援を併せて行い妊婦の経済的及び精神的な負担の軽減を図っています。

■量の見込みと確保方策

妊娠届出数に面談の回数（1人当たり3回）を乗じ、量を見込みました。

単位：回

【面談回数】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,255	1,214	1,173	1,130	1,086
確保数	1,255	1,214	1,173	1,130	1,086

■確保に向けての対応策

引き続き、妊婦1人に対し、妊娠届時、妊婦レターの送付（希望者に面談）、出生後（乳児家庭全戸訪問）に面談を実施します。

⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

■現状

令和6年度から公立2施設、私立1施設で試行的事業を実施しています。令和7年度に向けては、令和6年度の実績を踏まえて、施設数、実施日数を検討し、こども誰でも通園制度に取り組みます。令和8年度から本格的実施となりますが、2か年度の実績を踏まえて、実施方法等を決定します。

■量の見込みと確保方策

推定出生数を基本に、アンケート調査や試行的事業の実績などを踏まえた量の見込みとし、確保数については、令和10年度に必要量を確保できるよう段階的に整備を進めます。

単位：(児童数) 人、(時間数) 時間/月

【利用人数・時間】		年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	就園前児童数	0歳児	86	83	80	78	75
		1歳児	96	93	90	88	85
		2歳児	69	66	63	61	58
		合計	251	242	233	227	218
	必要時間	0歳児	860	830	800	780	750
		1歳児	960	930	900	880	850
		2歳児	690	660	630	610	580
		合計	2,510	2,420	2,330	2,270	2,180
確保数	受入可能時間数	0歳児	280	420	590	790	750
		1歳児	300	450	650	890	860
		2歳児	220	330	460	620	590
		合計	800	1,200	1,700	2,300	2,200

■確保に向けての対応策

各地域最低1施設で実施することとし、公立保育施設のほか、私立保育施設にも事業を委託し、利用時間数を確保します。

⑳産後ケア事業（妊産婦サポート・ケア事業）

■現状

出産後1年未満の母子を対象に心身のケアや育児のサポートを実施しています。令和5年度までは助産師が居宅を訪問してケアを行う「訪問型」を実施していましたが、令和6年度からは母子が委託先の開業助産施設でケアを受ける「通所型」を開始するとともに、利用可能回数を3回から7回に拡充して実施しています。

■量の見込みと確保方策

令和6年度における対象産婦の利用割合を推計産婦数に乗じて利用人数を算出し、それぞれが7回利用することとして、量を見込みました。

単位：回

【利用回数】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,191	1,152	1,114	1,072	1,031
確保数	1,191	1,152	1,114	1,072	1,031

■確保に向けての対応策

引き続き、開業助産師に委託して実施します。今後訪問型や通所型以外の実施方法を検討します。

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

本計画及び本市の上位・関連計画に基づき、市の部局を横断した全庁的な体制により、本市のこども・子育て施策を総合的に推進していきます。

本計画の実行や関連事業の実施にあたっては、こどもや子育て当事者から幅広く意見を聴く機会を確保し、その意見を反映するよう努めます。

こどもの育ちを地域全体で支えていくためには、関係機関や関係団体等の委員で構成する一関市子ども・子育て会議で協議・検討を行いつつ、地域や地域の子育て支援団体、企業などと連携を図り協力し合いながら計画を推進します。

第2節 計画の進行管理

計画の取組状況については、毎年度把握し、計画の適切な進行管理に努めます。

資料編

第1節 一関市こども計画策定までの経過

期 日	会 議 等	主な内容
4月	第1回一関市子ども・子育て会議 (書面開催)	一関市こども計画策定にかかるアンケート調査の実施について(実施方法・調査項目の確認)
7月16日	第2回一関市子ども・子育て会議	①第二期一関市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について ②特定教育・保育施設の利用定員について ③一関市こども計画について ・アンケート調査結果(速報値)の報告 ・策定スケジュール
10月3日	第3回一関市子ども・子育て会議	一関市こども計画の構成案について 一関市こども計画の骨子案について
11月1、2日	こどもの意見聴取	テーマ「安心して住めるまち」について ・放課後児童クラブ利用児を対象とした意見聴取 ・小学生から高校生までを対象としたイベントにおける意見聴取
11月7日	第4回一関市子ども・子育て会議	一関市こども計画の計画案について
1月31日～ 2月14日	パブリックコメントの募集	一関市こども計画の計画案について
2月13日	一関市地域福祉計画推進会議	一関市こども計画の計画案について
2月14日	第5回一関市子ども・子育て会議	一関市こども計画の計画案について
3月10日	庁議	一関市こども計画の計画案について
3月12日	市長決裁	一関市こども計画の策定

第2節 一関市子ども・子育て会議条例（平成25年9月6日条例第27号）

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、一関市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）子どもの保護者

（2）子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関する事業に従事する者

（3）子ども・子育て支援の関係団体から推薦された者

（4）知識経験を有する者

（5）公募に応じた者

（6）その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康こども部こども家庭課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月12日条例第2号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（令和 4 年 12 月 16 日条例第 33 号抄）
（施行期日）
- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（令和 5 年 3 月 16 日条例第 5 号抄）
（施行期日）
- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第3節 こども大綱の概要

1 こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状況（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会をいう。

2 こども施策に関する基本的な方針（6本の柱）

- (1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- (2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- (3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- (4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- (5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。
- (6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

3 こども施策に関する重要事項

(1) ライフステージを通じた重要事項

- ▶こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- ▶多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- ▶こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- ▶こどもの貧困対策
- ▶障害児支援・医療的ケア児等への支援
- ▶児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- ▶こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

(2) ライフステージ別の重要事項

①誕生前から幼児期まで

- ▶妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
- ▶こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

②学童期・思春期

- ▶こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
- ▶居場所づくり
- ▶いじめ防止

▶不登校の子どもへの支援 ほか

③青年期

▶高等教育の修学支援

▶就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

▶結婚を希望する方への支援

▶悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実 ほか

(3) 子育て当事者への支援に関する重要事項

▶経済的負担の軽減

▶地域子育て支援、家庭教育支援

▶共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

▶ひとり親家庭への支援

4 こども施策を推進するために必要な事項

(1) こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

(2) こども施策の共通の基盤となる取組

▶「こどもまんなか」の実現に向けた EBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）

▶こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

▶地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開等）

▶子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

▶こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

(3) 施策の推進体制等

▶数値目標と指標の設定 ほか

第4節 アンケート調査結果の概要

1 調査の概要

(1) 調査の目的

本市はこれまで、「一関市子ども・子育て支援事業計画」等に基づき様々な子育て支援施策に取り組んできましたが、このたび、令和7年度を始期とする「一関市こども計画」を策定するに当たり、実態やニーズを把握するためアンケート調査を実施しました。

(2) 調査の種類

① ニーズ調査

教育・保育・地域の子育て支援等の量の見込み及び支援ニーズを把握するもの

② こどもの生活に関する実態調査（貧困実態調査）

子育て世帯の生活実態と課題及びそれらに対する支援ニーズを把握するもの

③ 子ども・若者調査

当事者の意見を施策に反映させることを目的に、子ども・若者の意見を幅広く聴取するもの

(3) 回収状況

調査種別	対象者	配布数	有効回収数（率）	マッチングができた世帯（率）※2
① ニーズ調査	就学前児童の保護者	1,200 件	455 件 (37.9%)	-
	小学生の保護者	1,191 件	546 件 (45.8%)	-
② こどもの生活に関する実態調査※1	小学5年生	768 件	467 件 (60.8%)	252 件(32.8%)
	小学5年生保護者	768 件	318 件 (41.4%)	
	中学2年生	829 件	527 件 (63.6%)	273 件(32.9%)
	中学2年生保護者	829 件	333 件 (40.2%)	
	16～17 歳	952 件	198 件 (20.8%)	159 件(16.7%)
	16～17 歳保護者	952 件	256 件 (26.9%)	
③ 子ども・若者調査※1	小学5年生	768 件	467 件 (60.8%)	-
	中学2年生	829 件	527 件 (63.6%)	-
	16～17 歳	952 件	198 件 (20.8%)	-
	19～29 歳	1,000 件	223 件 (22.3%)	-

※1 小学5年生、中学2年生、16～17 歳に関しては、②③調査を同一の調査票内で実施

※2 保護者とその児童・生徒について双方の調査結果を回収し、親子と判別することができた世帯親子に共通の ID 番号を付与し、調査時に各自が ID を入力する方法により親子の判別（回答の紐づけ）を実施

(4) 調査方法

① ニーズ調査

就学前児童の保護者：郵送による調査依頼から入力フォーム誘導

小学生の保護者：学校経由のメール配信から入力フォーム誘導

② こどもの生活に関する実態調査、③ こども・若者調査

小学5年生・中学2年生とその保護者：学校経由のメール配信とプリント配布による調査依頼から入力フォーム誘導

16～17歳とその保護者・19～29歳：郵送による調査依頼から入力フォーム誘導

(5) 回答期間

令和6年5月20日（月）から令和6年5月31日（金）まで

(6) 調査結果の見方

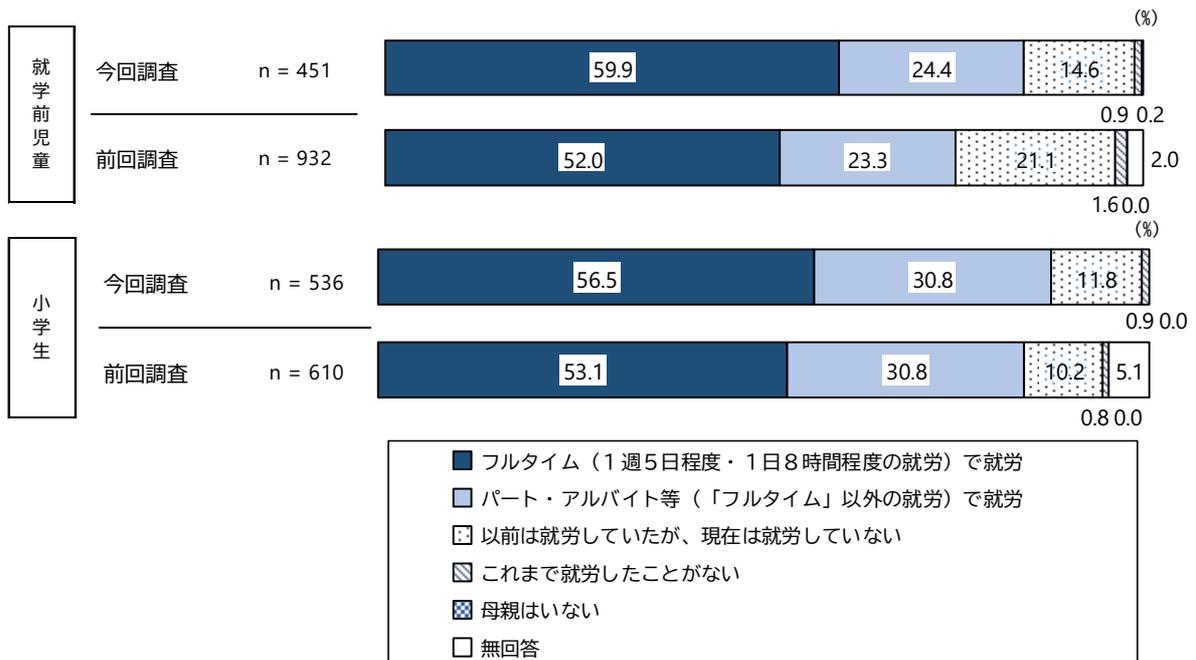
- ① グラフ・表中の「n (number of cases)」はアンケートの有効回収数を示しています。
- ② 割合は全て百分率（％）で表し、小数点第2位を四捨五入して算出しています。従って、合計が100.0%にならない場合もあります。
- ③ 複数回答の場合、回答の合計割合が100.0%を超える場合があります。
- ④ 「無回答」の回答が0件（0.0%）の場合は、グラフ中の表記又は割合の記載を省略している場合があります。
- ⑤ グラフ及び文章中で「前回調査」と表しているのは、平成30年度に実施したニーズ調査のことであり、参考として比較を行っています。

2 ニーズ調査

(1) 保護者の就労状況について

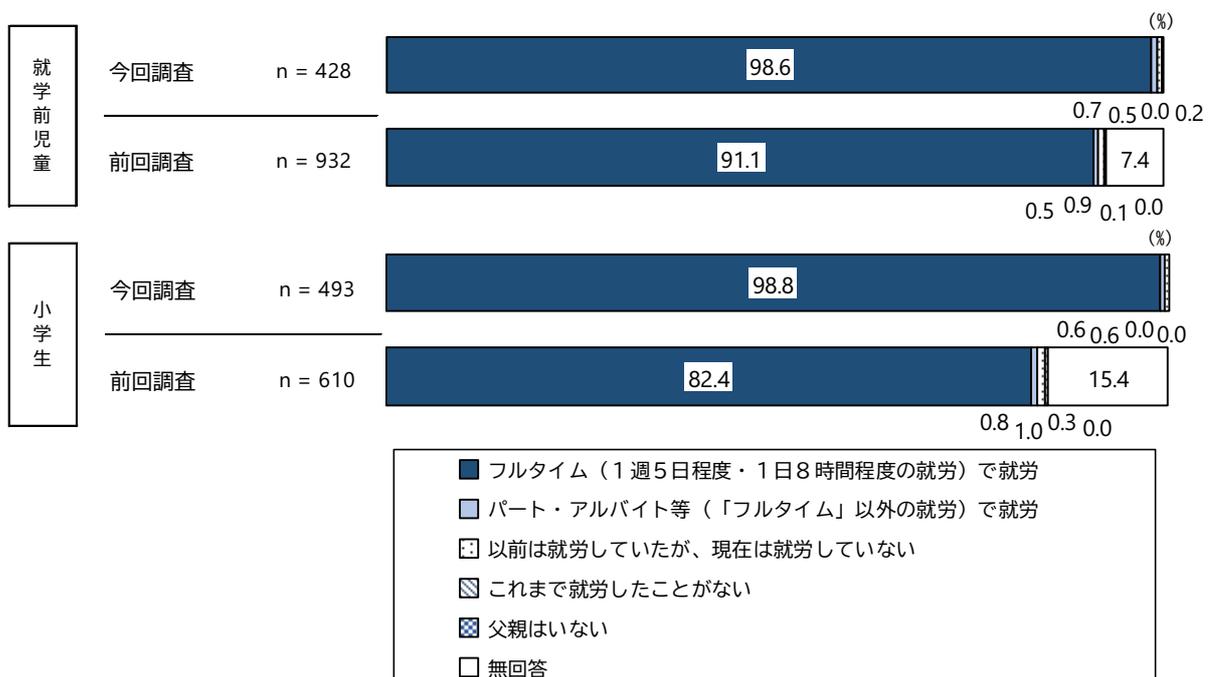
■母親の就労状況

「フルタイムで就労している」が就学前児童・小学生ともに約6割となっており、前回調査と比較すると、就学前児童が7.9ポイント、小学生は3.4ポイント上昇し、フルタイムで就労している母親が増加している状況がうかがえます。



■父親の就労状況

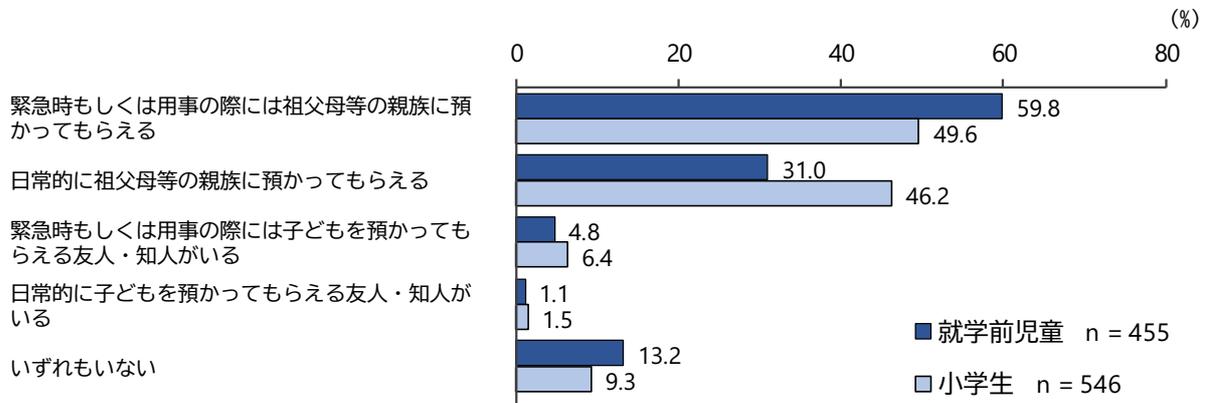
「フルタイムで就労している」が就学前児童・小学生ともに9割以上を占めており、前回調査と比較すると、就学前児童が7.5ポイント、小学生は16.4ポイント上昇し、フルタイムで就労している父親が増加している状況がうかがえます。



(2) 子育ての協力者について

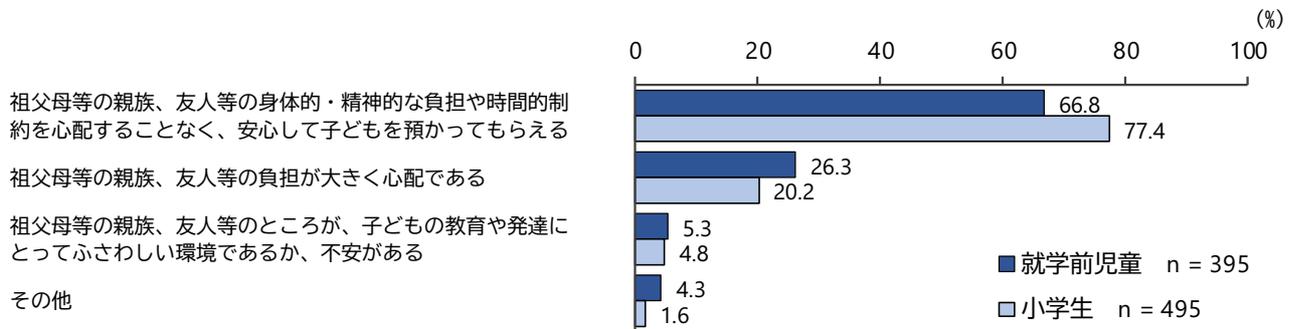
■子どもを預かってもらえる親族・知人の有無（複数回答可）

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」が就学前児童は約6割、小学生は約5割と最も高くなっている一方で、約1割が「いずれもない」と回答しています。



■子どもを預かってもらっている状況（複数回答可）

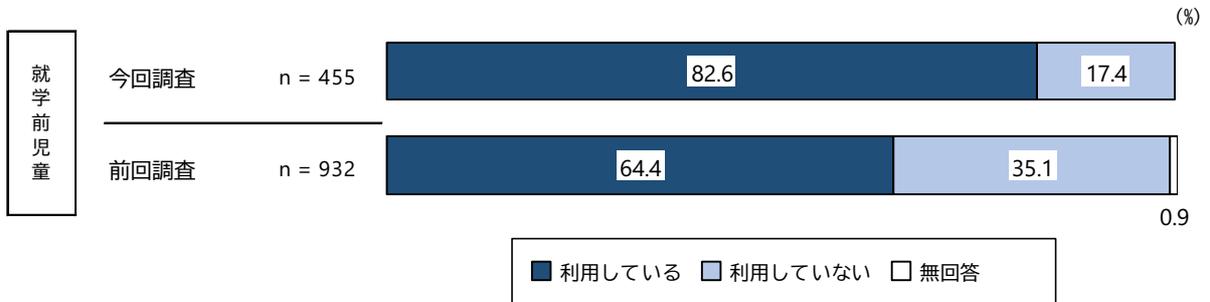
「祖父母等の親族、友人等の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもを預かってもらえる」が就学前児童で6割以上、小学生は7割以上と最も高くなっています。



(3) 定期的な教育・保育事業について

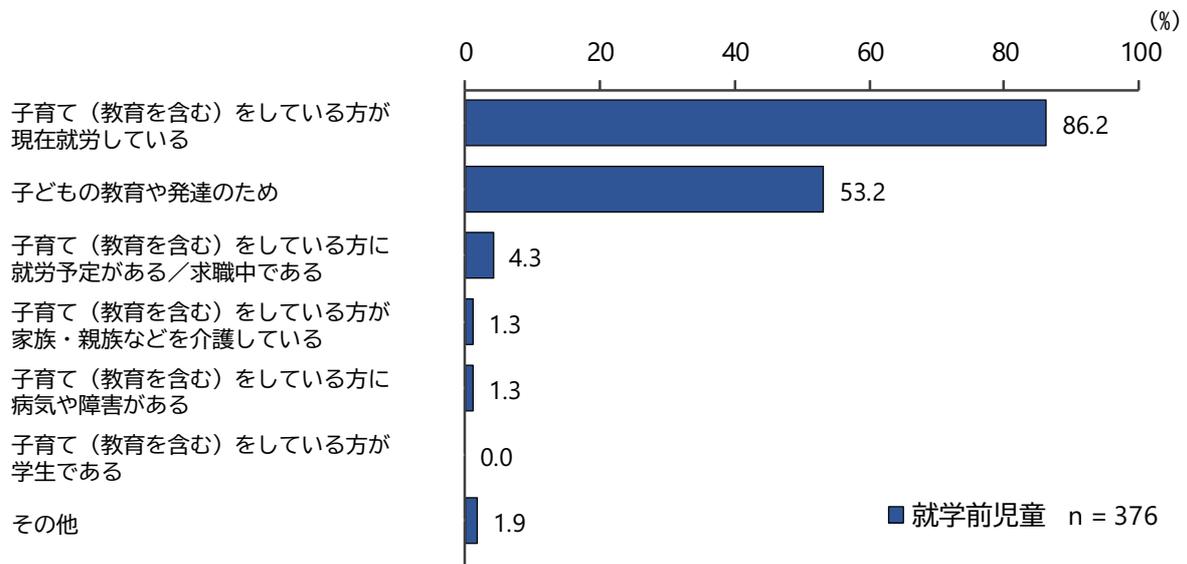
■利用状況

「利用している」が8割以上を占めており、前回調査と比較すると 18.2 ポイント上昇し、利用者が増えている状況がうかがえます。



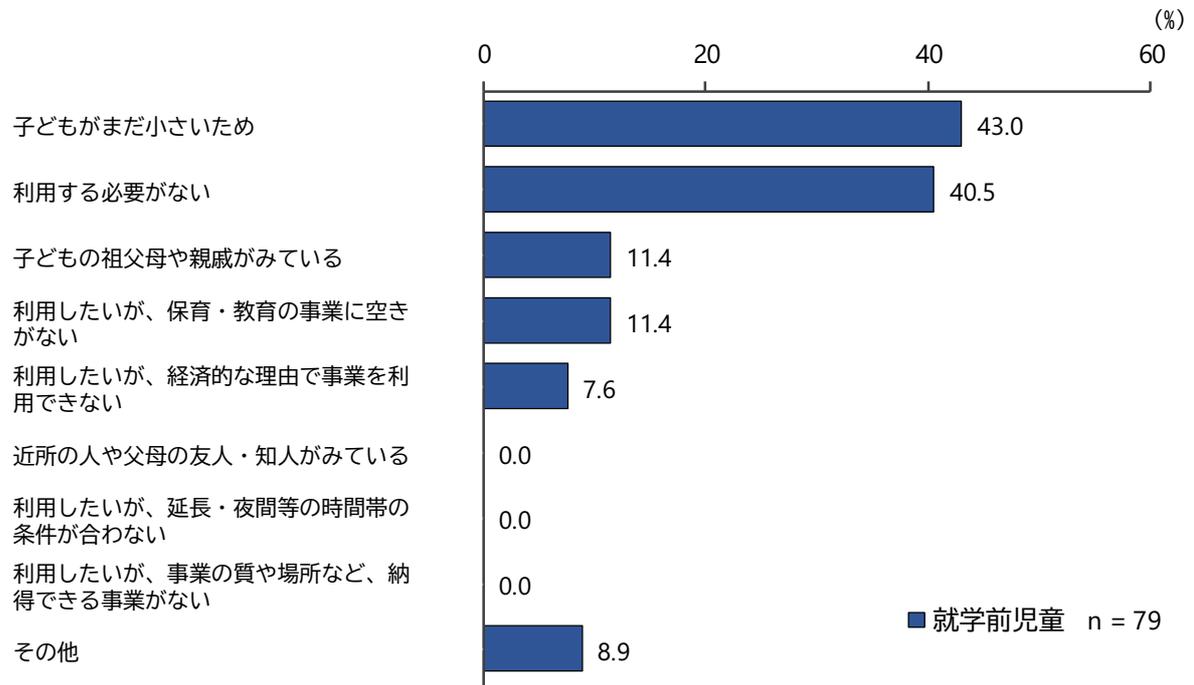
■利用している理由（複数回答可）

「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」が8割以上と最も高くなっており、次いで「子どもの教育や発達のため」が約5割となっています。



■利用していない理由（複数回答可）

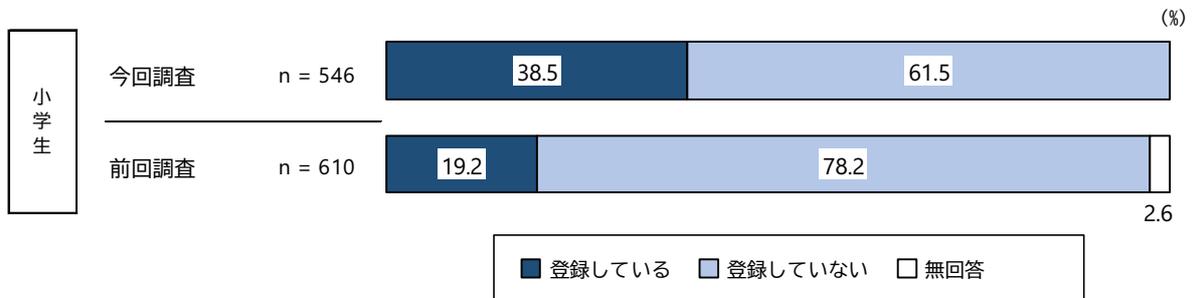
「子どもがまだ小さいため」と「利用する必要がない」が約4割となっています。



(4) 放課後児童クラブについて

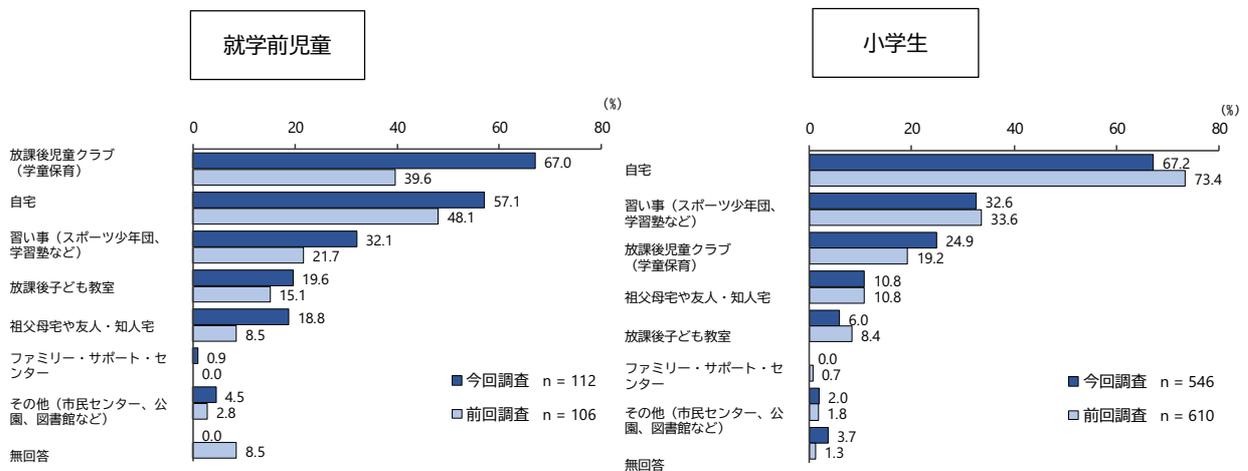
■利用状況

「登録している」が約4割となっており、前回調査と比較すると19.3ポイント上昇しています。



■希望する放課後の居場所（複数回答可）

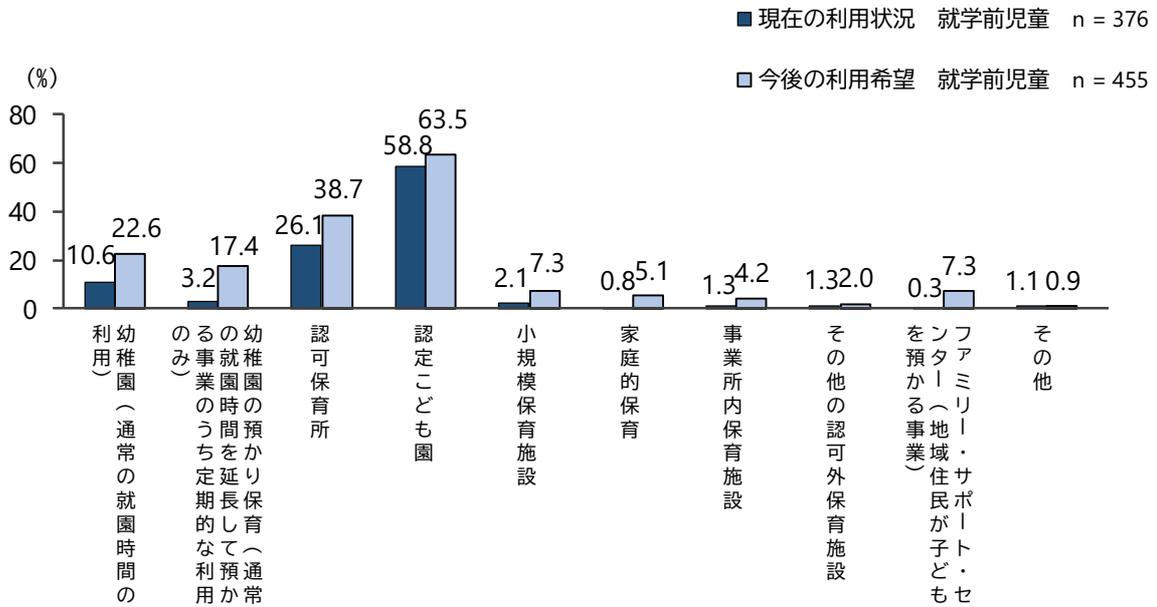
就学前児童は「放課後児童クラブ（学童保育）」が6割以上と最も高く、「自宅」、「習い事（スポーツ少年団、学習塾など）」が続きます。小学生は「自宅」が6割以上と最も高く、「習い事（スポーツ少年団、学習塾など）」、「放課後児童クラブ（学童保育）」が続きます。



(5) 定期的な教育・保育事業の利用状況・利用希望について

■利用状況と利用希望（複数回答可）

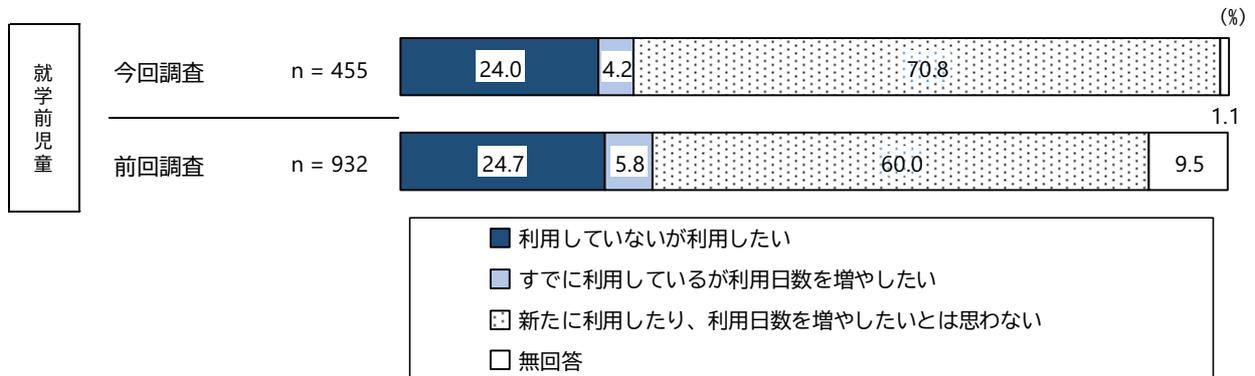
『現在の利用状況』、『今後の利用希望』ともに「認定こども園」が約6割と最も高く、「認可保育所」、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が続きます。



(6) 地域子育て支援拠点事業について

■利用希望

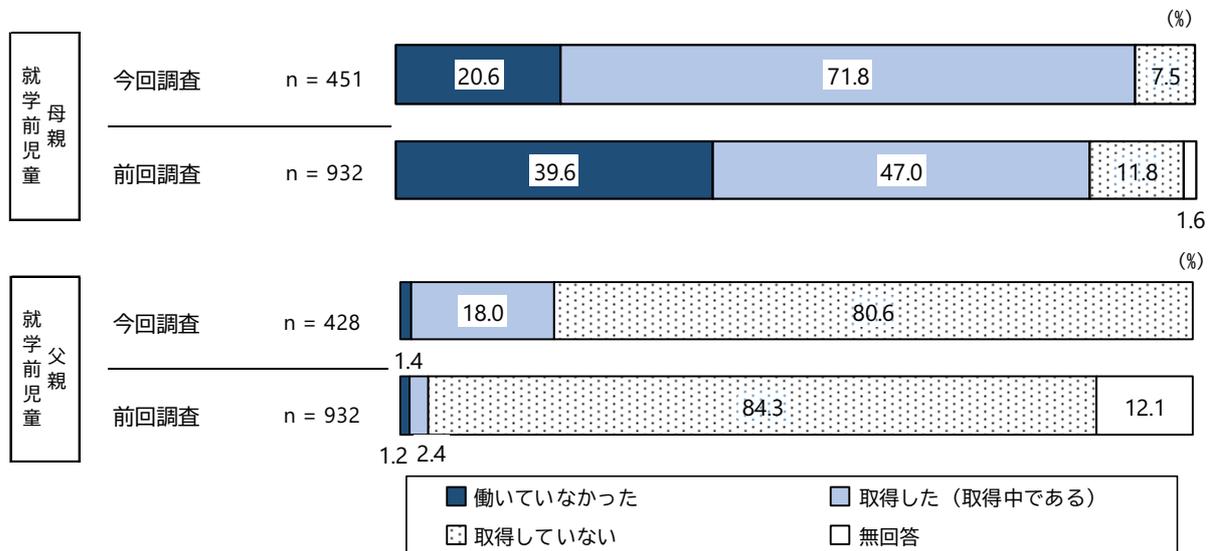
「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が7割以上を占めており、前回調査と比較すると10.8ポイント上昇しています。



(7) 職業生活と家庭生活の両立について

■ 母親・父親の育児休業の取得状況

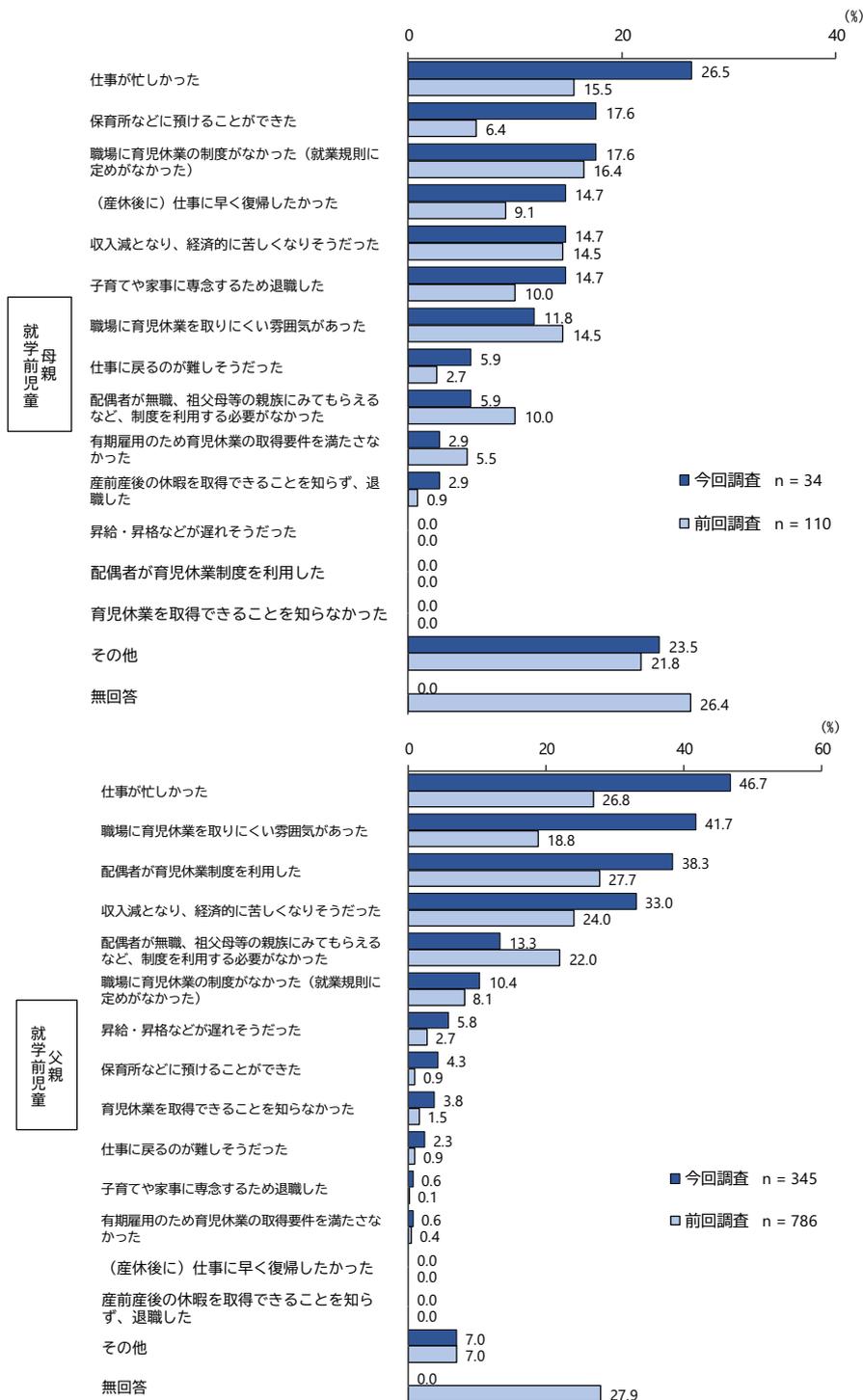
「取得した（取得中である）」が母親では7割以上を占めており、父親では約2割となっています。前回調査と比較すると、母親は24.8ポイント、父親は15.6ポイント上昇しています。



■母親・父親が育児休業を取得していない理由（複数回答可）

母親では「仕事が忙しかった」が2割以上と最も高く、「保育所などに預けることができた」、「職場に育児休業の制度がなかった」が続きます。前回調査と比較すると「仕事が忙しかった」が11ポイント、「保育所などに預けることができた」が11.2ポイント上昇しています。

父親では「仕事が忙しかった」が4割以上と最も高く、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「配偶者が育児休業制度を利用した」が続きます。前回調査と比較すると「仕事が忙しかった」が19.9ポイント、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が22.9ポイント上昇しており、職場環境が理由で育児休業を利用していない割合が増加しています。



3 こどもの生活に関する実態調査（貧困実態調査）

【調査結果の分析方法】

子育て世帯の生活実態の差を比較するため、次の基準により収入階層及び世帯類型によるクロス集計を行いました。

【収入階層】

①収入階層の分類基準

小学5年生、中学2年生、16～17歳の保護者票の「前年の世帯全体の所得総額」より把握した可処分所得より、世帯員単位の所得（可処分所得を世帯員数の平方根で除して得た値）を算出し、「中央値（1,795,331円）以上」、「中央値（1,795,331円）未満」及び「中央値の1/2（897,666円）未満」の3階層に分類しました。

※「中央値未満」は、「中央値未満～中央値の1/2以上」を指します。

②収入階層別世帯の分類結果

上記の基準による収入階層別世帯の分類結果は次のとおりです。

収入階層別（世帯数（＝保護者数））				
収入階層	総世帯数	中央値以上	中央値未満	中央値の1/2未満
小学5年生保護者 中学2年生保護者 16～17歳保護者	680世帯	352世帯 (51.8%)	247世帯 (36.3%)	81世帯 (11.9%)

※小学5年生、中学2年生、16～17歳の保護者については、児童・生徒票と保護者票の両方の回答が得られた（親子のマッチングができた）世帯のみクロス集計の対象としている。

【世帯類型】

①世帯類型の分類基準

小学5年生、中学2年生、16～17歳保護者票について、家族構成、親の婚姻状況等の回答を基に世帯類型の分類基準を設定しました。

世帯類型別（世帯数（＝保護者数））					
世帯類型		①家族の内訳 (父母)	②家族の内訳 (祖父母等※1)	③17歳以下 家族人数※3	④親の婚姻関係
両親のいる世帯		父親と母親を含む	-	-	結婚している
母子世帯	母及び18歳未満の子のみ	母親のみ	祖父母等がない	18歳以上の親族かいない	離婚、死別、未婚、 わからない、しない
	18歳以上の親族同居	母親のみ	祖父母等がある	18歳以上の親族がいる	離婚、死別、未婚、 わからない、しない
父子世帯	父及び18歳未満の子のみ	父親のみ	祖父母等がない	18歳以上の親族かいない	離婚、死別、未婚、 わからない、しない
	18歳以上の親族同居	父親のみ	祖父母等がある	18歳以上の親族がいる	離婚、死別、未婚、 わからない、しない
その他※2		-	-	-	-

※1 祖父母等：回答者のこどもからみた「祖父母」「その他」

※2 その他：両親がおらず祖父母等と同居しているなど、分類基準に合致しない世帯

※3 ③の判別にあたっては、家族の人数、17歳以下家族人数、家族の内訳の内容を勘案している

②世帯類型別世帯の分類結果

世帯類型別（世帯数（＝保護者数））		
世帯類型		
小学5年生・中学2年生・16～17歳 （親子のマッチングができた世帯）		
681世帯		
両親のいる世帯		590世帯（86.6%）
母子世帯	母及び18歳未満の子のみ	27世帯（4.0%）
	18歳以上の親族同居	45世帯（6.6%）
父子世帯	父及び18歳未満の子のみ	6世帯（0.9%）
	18歳以上の親族同居	10世帯（1.5%）
その他		3世帯（0.4%）

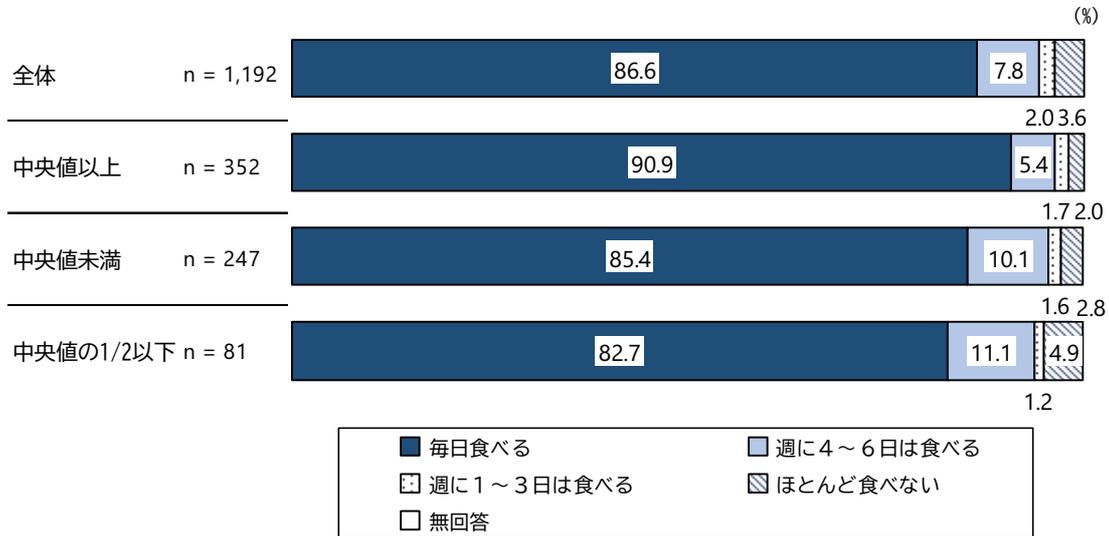
※小学5年生、中学2年生、16～17歳の保護者については、児童・生徒票と保護者票の両方の回答が得られた（親子のマッチングができた）世帯のみクロス集計の対象としている。

※回答不備等により世帯類型の分類ができなかった世帯（3世帯）は上記に含めていない。

(1) 普段の生活について

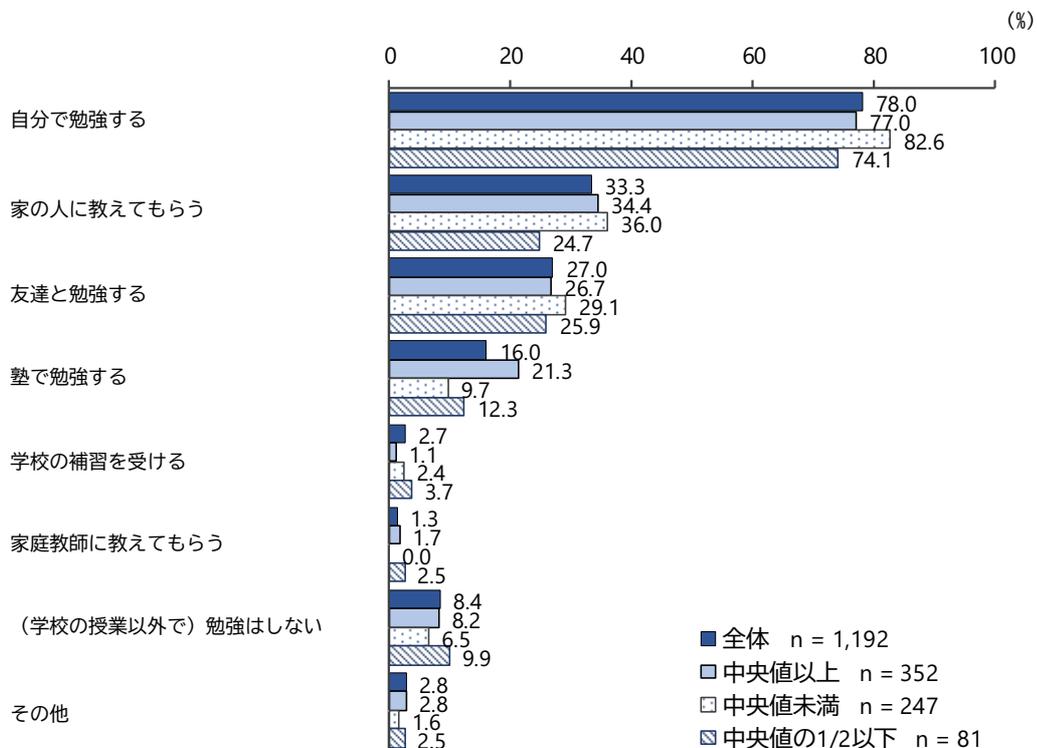
■朝食の摂取状況（こども）

全体では「毎日食べる」が8割以上を占めています。収入階層別にみると、収入階層が高いほど「毎日食べる」の割合が高くなっています。



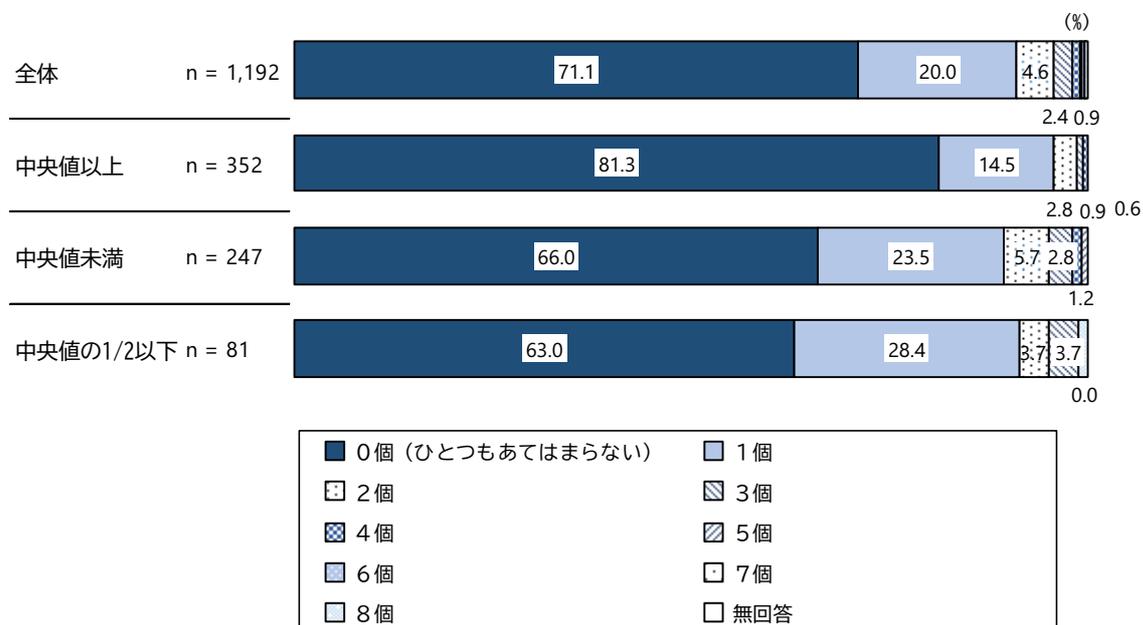
■授業以外の学習の状況（こども）（複数回答可）

全体では「自分で勉強する」が約8割と最も高くなっています。収入階層別にみると、「塾で勉強する」で中央値以上の回答割合が他の階層と比べて高くなっています。



■逆境体験の有無（子ども）

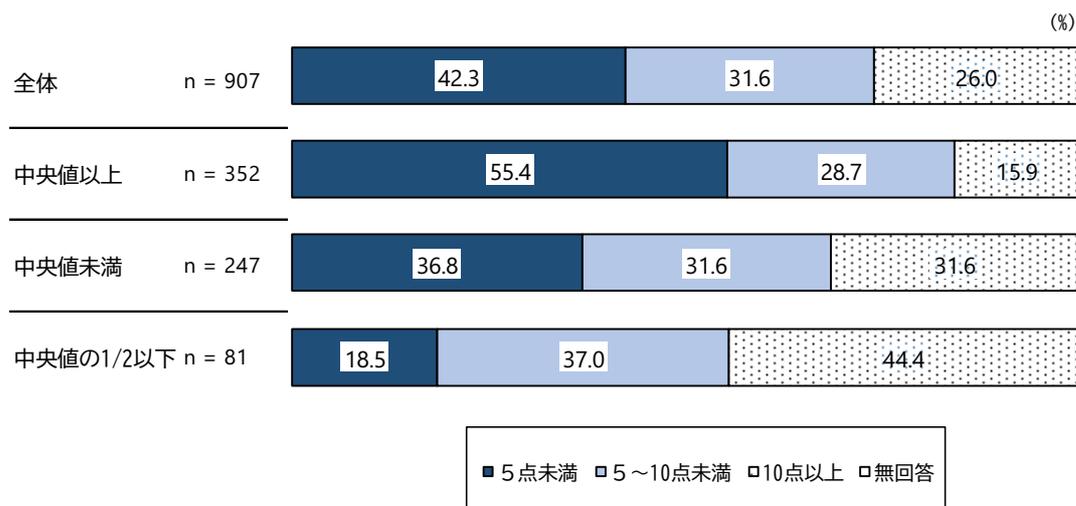
全体では「0個（ひとつもあてはまらない）」が約7割を占めています。収入階層別にみると、収入階層が低いほど1個以上の割合が高くなっています。



※割合は「0～4個」の数値のみを記載しています。

■精神状況（保護者）

全体では「5点未満（異常なし）」が約4割となっています。収入階層別にみると、収入階層が低いほど点数が高くなっており、中央値の1/2以下では8割以上が5点以上（心に何らかの精神的不調をかかえている状態）に該当しています。

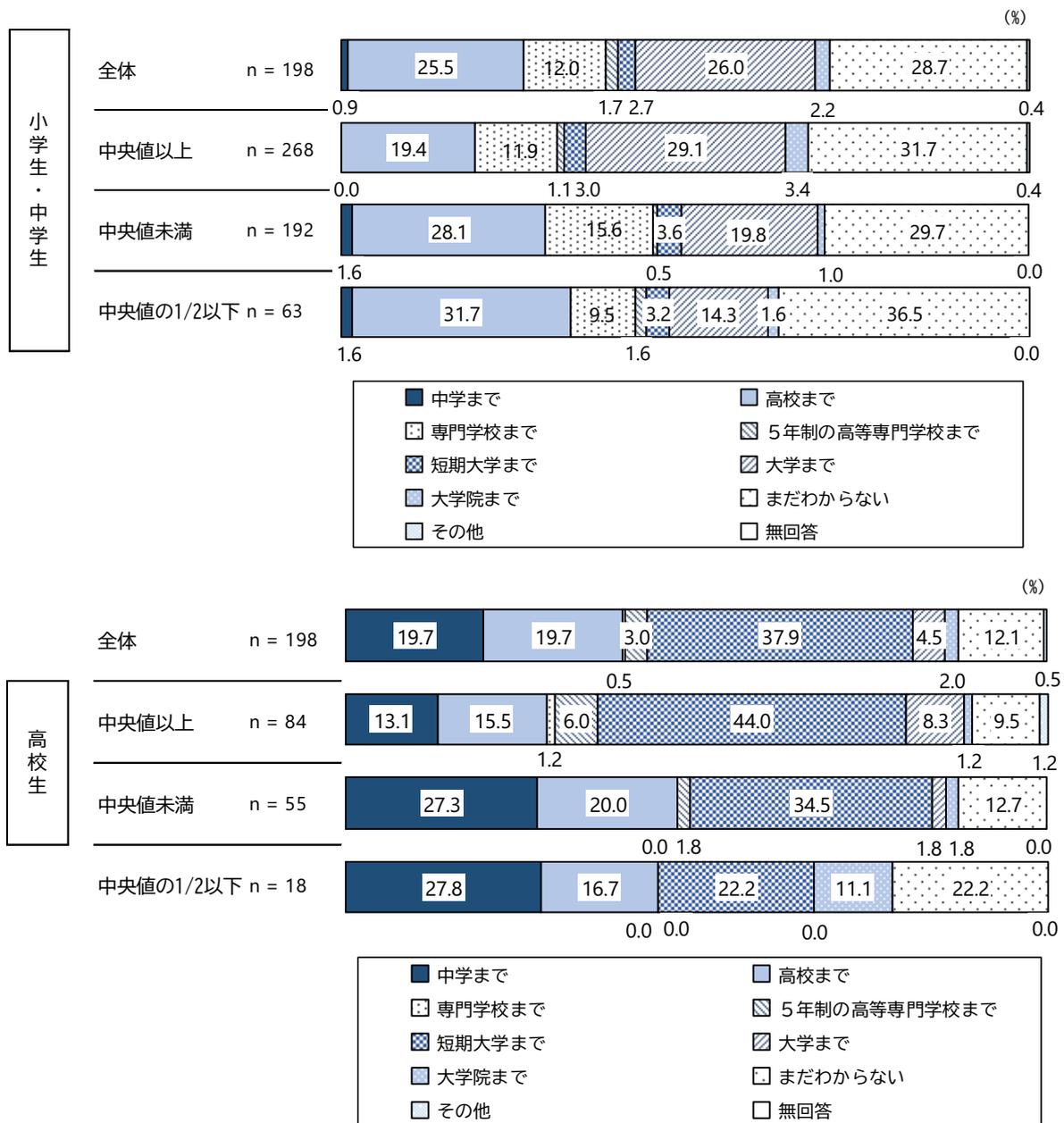


(2) 進学について

■進学希望（こども）

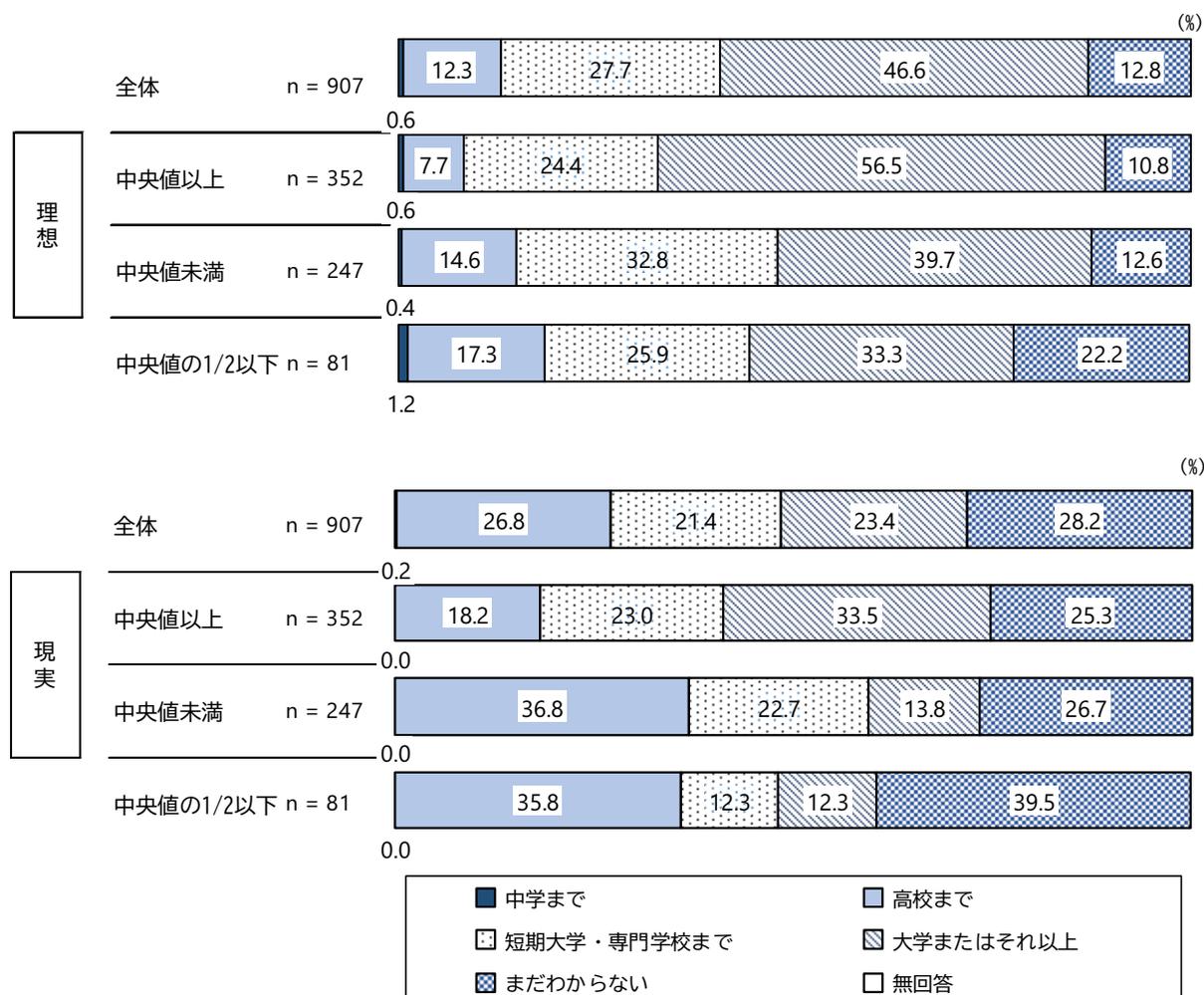
小学生・中学生は、全体では「まだわからない」が約3割と最も高くなっており、収入階層別に見ると、収入階層が低いほど「高校まで」の割合が高くなっており、「大学まで」の割合が低くなっています。

高校生は、全体では「短期大学まで」が約4割と最も高くなっており、収入階層別に見ると、収入階層が低いほど「短期大学まで」、「大学まで」の割合が低くなっている一方、「まだわからない」の割合が高くなっています。



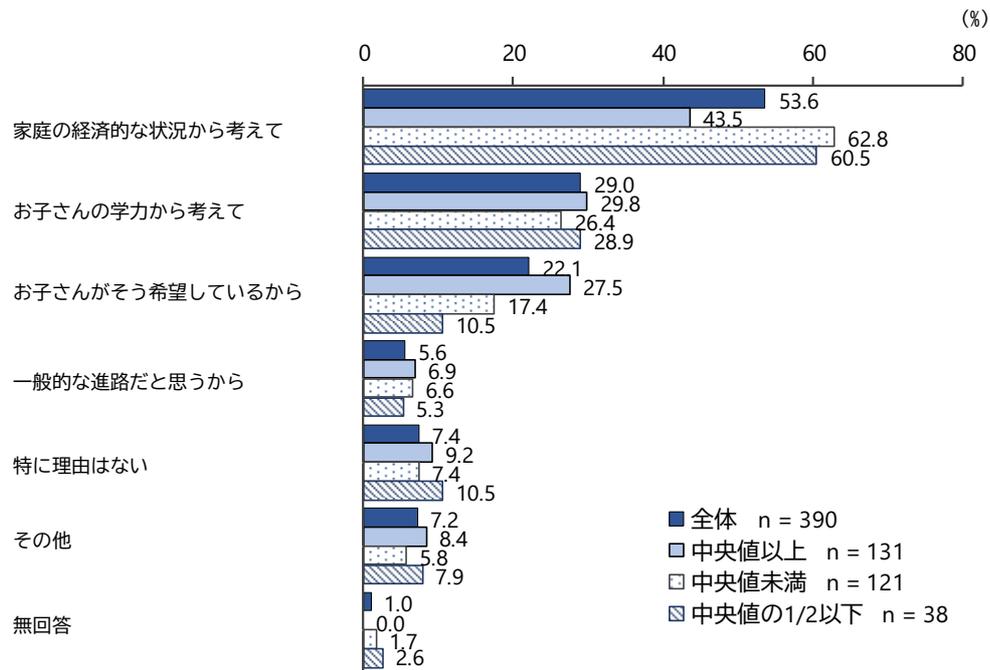
■進学希望（保護者）

理想の進学希望は、全体では「大学又はそれ以上」が5割近くと最も高くなっています。収入階層別にみると、理想の進学希望、現実の進学希望ともに、収入階層が高いほど「大学又はそれ以上」の割合が高くなっている一方、「まだわからない」の割合が低くなっています。



■進学の実現と理想が異なる理由（保護者）（複数回答可）

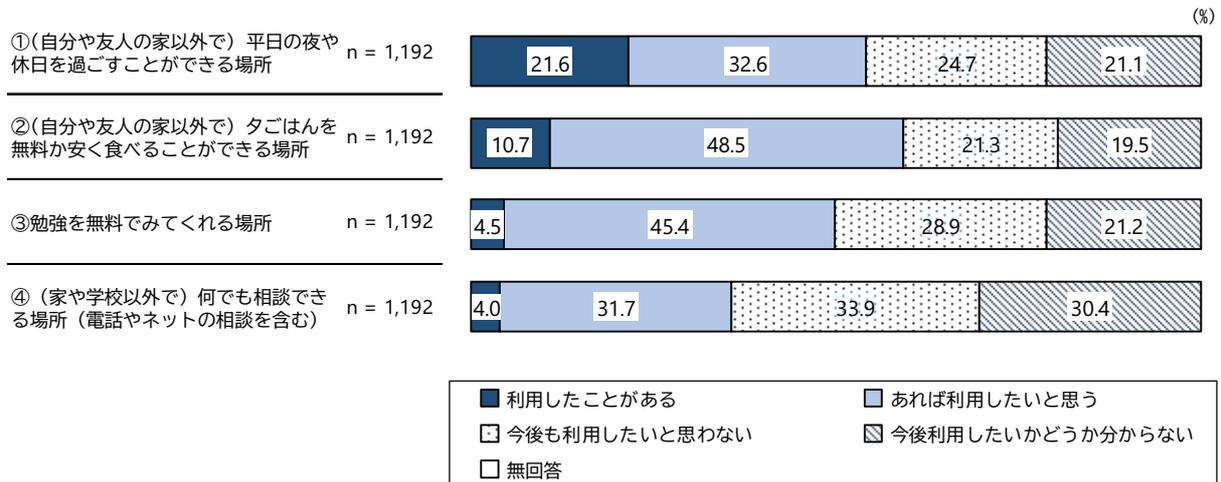
全体では「家庭の経済的な状況から考えて」が約5割と最も高くなっています。収入階層別にみると、収入階層が低いほど「お子さんがそう希望しているから」の割合が低くなっています。



(3) 各種支援の利用について

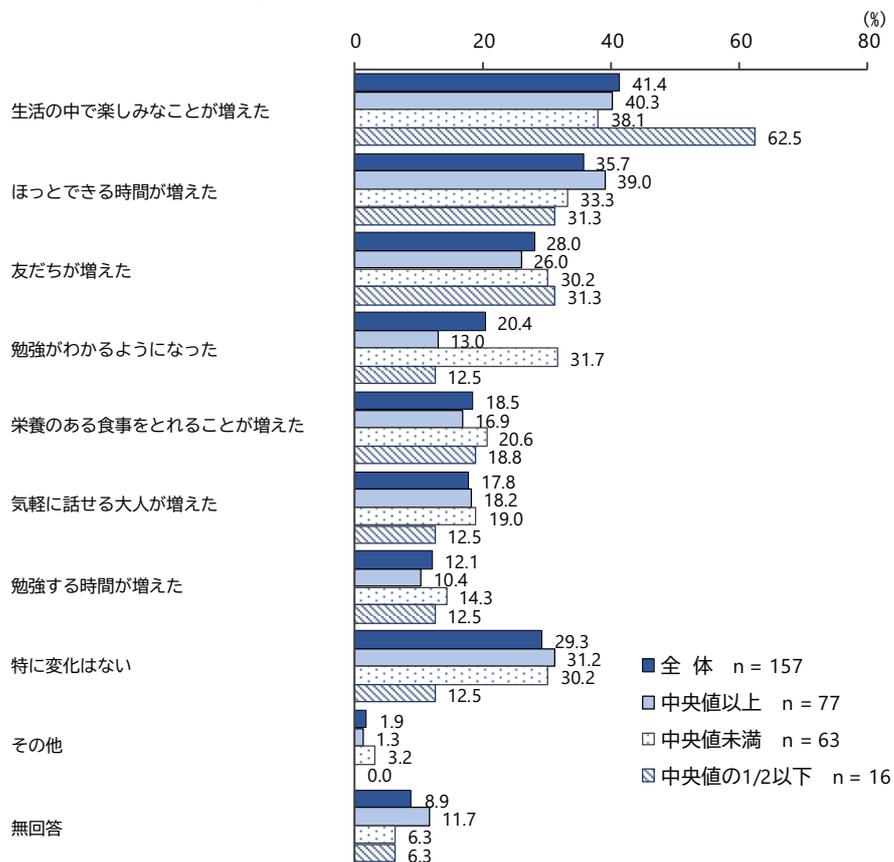
■支援の利用状況（こども）

『①平日の夜や休日を過ごすことができる場所』『②夕ごはんを無料か安く食べることができる場所』『③勉強を無料でみてくれる場所』では「あれば利用したいと思う」が最も高くなっている一方で、『④何でも相談できる場所』では「今後も利用したいと思わない」が約3割と最も高くなっています。



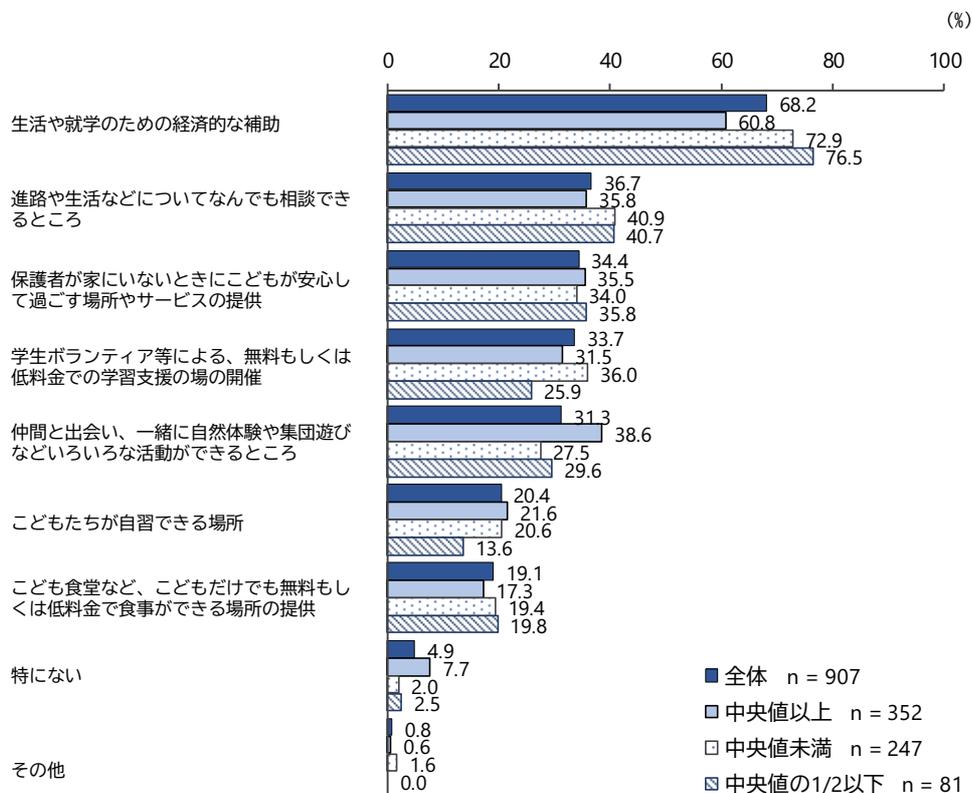
■利用による変化（こども）（複数回答可）

全体では「生活の中で楽しみなことが増えた」が約4割と最も高くなっています。収入階層別にみると、中央値の1/2以下では「生活の中で楽しみなことが増えた」が約6割と最も高く、収入階層が高いほど「ほっとできる時間が増えた」の割合が高くなっています。



■現在又は将来的に利用したい支援（保護者）（複数回答可）

全体では「生活や就学のための経済的な補助」が約7割と最も高くなっています。収入階層別に見ると、収入階層が低いほど「生活や就学のための経済的な補助」、「こども食堂など、こどもだけでも無料もしくは低料金で食事ができる場所の提供」の割合が高くなっています。

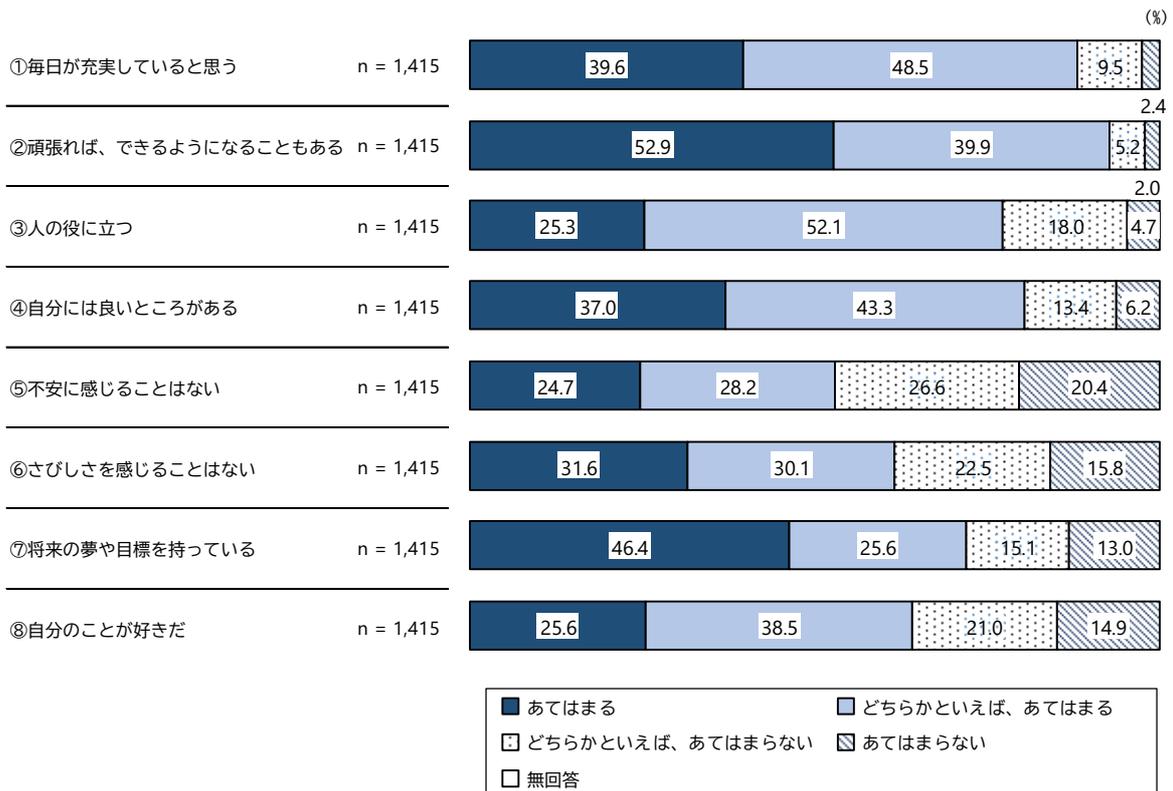


4 こども・若者調査

(1) 自己肯定感について

■自分自身をどう思うか（孤独感や将来の目標等）

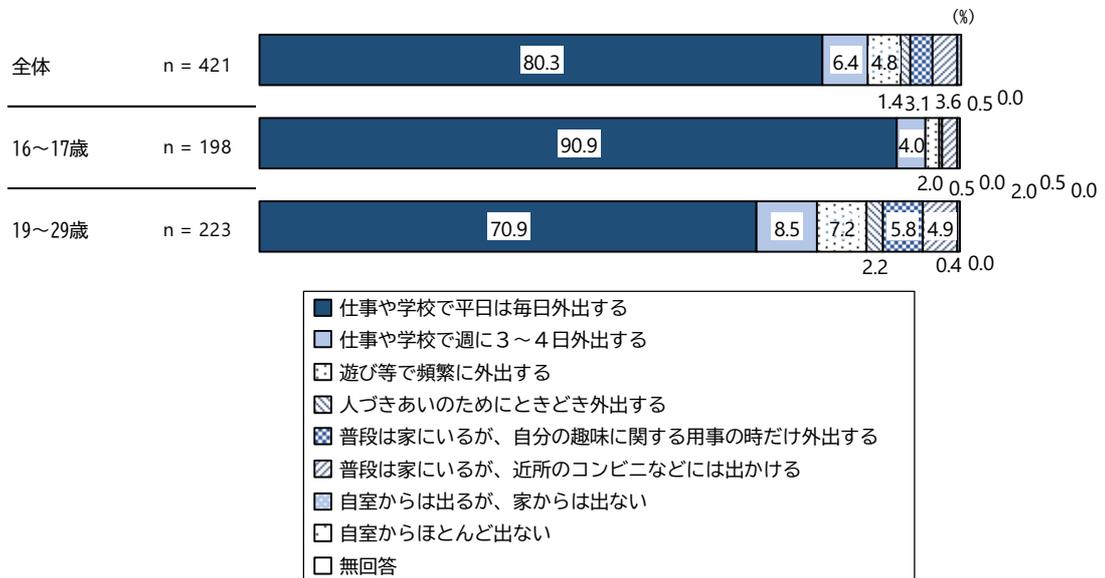
『②頑張れば、できるようになることもある』では「あてはまる」と「どちらかといえば、あてはまる」が約9割を占めています。『⑤不安に感じることはない』では「どちらかといえば、あてはまらない」と「あてはまらない」が4割以上を占めています。



(3) 普段の外出状況や悩みごとについて

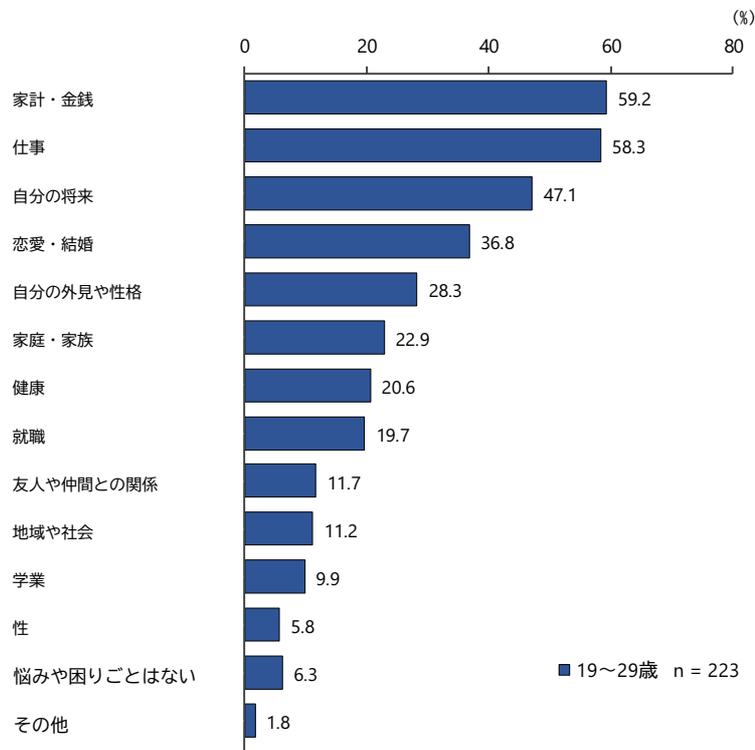
■外出状況

全体では「仕事や学校で平日は毎日外出する」が約8割を占めています。年齢別にみると、16～17歳は「仕事や学校で平日は毎日外出する」が約9割、19～29歳では約7割となっています。



■悩みや困りごと（複数回答可）

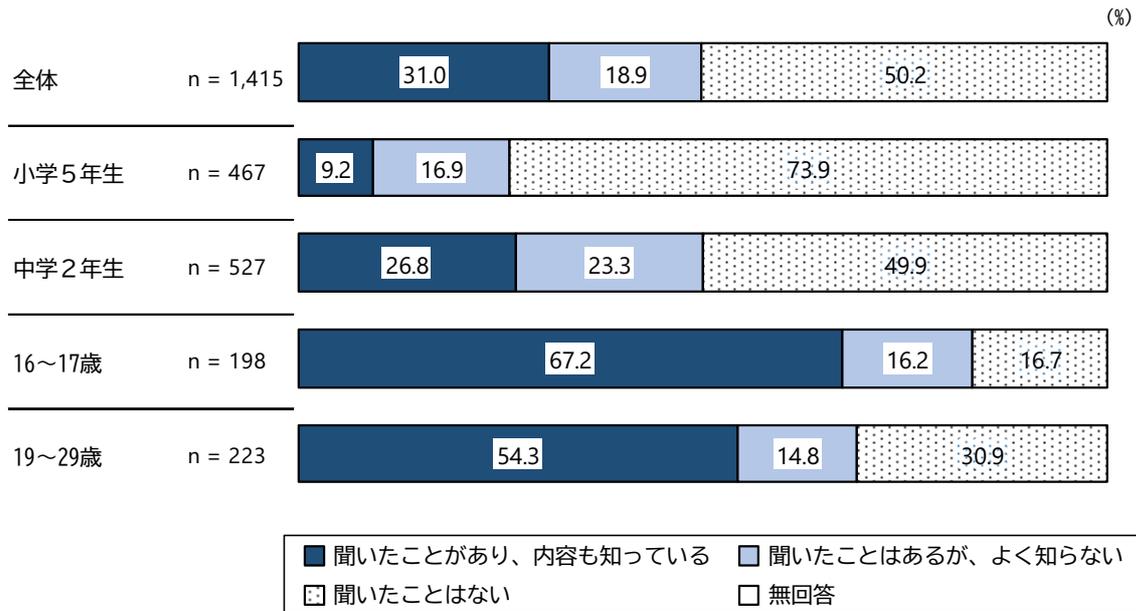
「家計・金銭」、「仕事」が約6割と高く、「自分の将来」、「恋愛・結婚」が続きます。



(4) ヤングケアラーについて

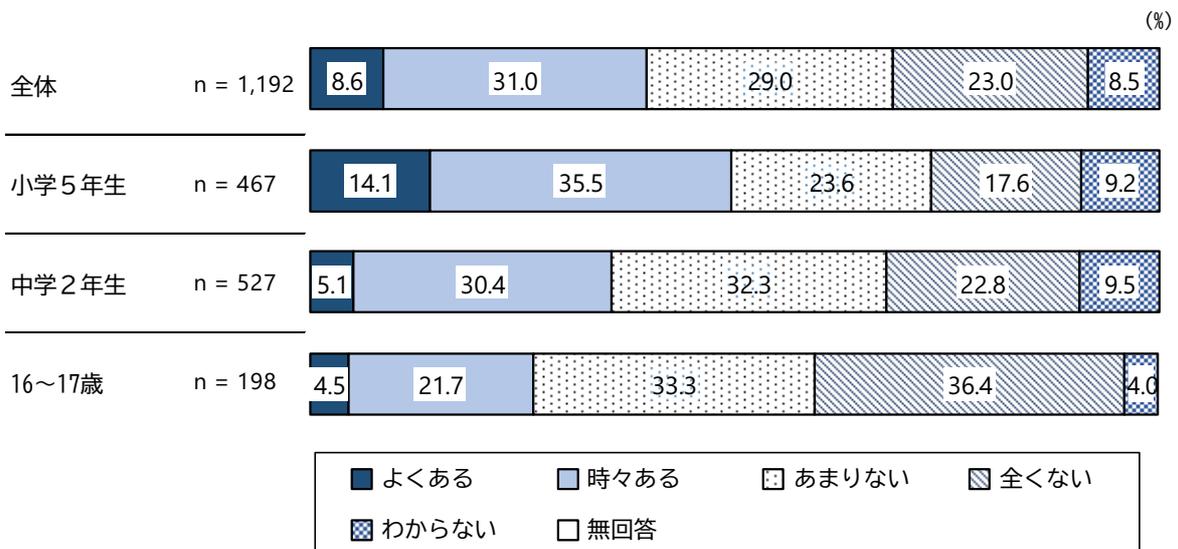
■「ヤングケアラー」(「若者ケアラー」)の認知度

全体では「聞いたことはない」が約5割と最も高くなっています。年齢別にみると、小学5年生では「聞いたことはない」が約7割と最も高くなっている一方、16~17歳では、知名度(「聞いたことがあり、内容も知っている」と「聞いたことはあるが、よく知らない」を合わせた割合)は約8割と最も高く、認知度(「聞いたことはあり、内容も知っている」)の割合も他に比べ高くなっています。



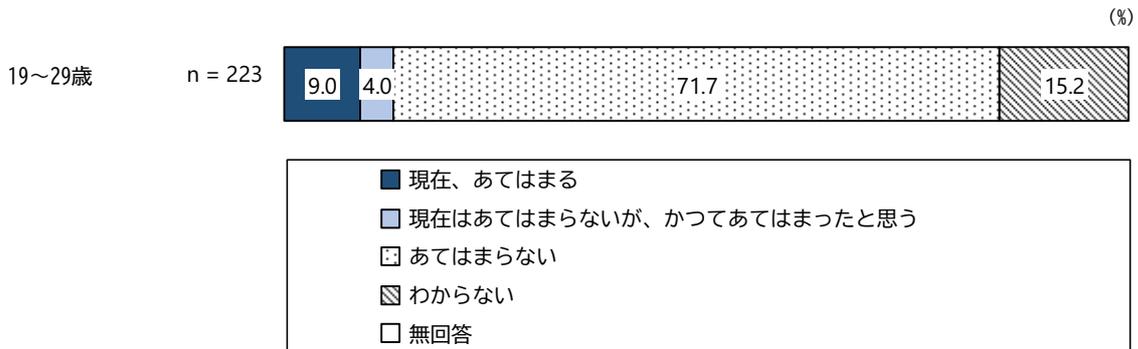
■家事や家族のお世話の状況

全体では「よくある」と「時々ある」が約4割となっています。年齢別にみると、年齢が低くなるほど「よくある」と「時々ある」の割合が高く、小学5年生は約5割となっています。



■ヤングケアラーにあてはまるか

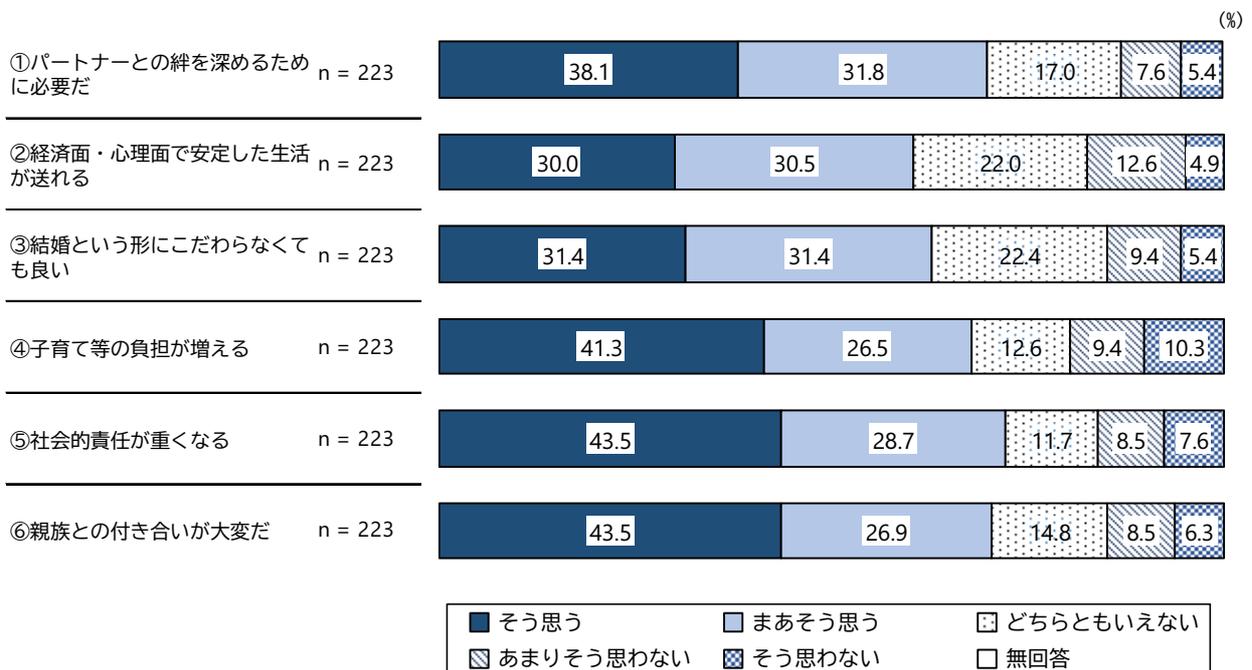
19歳～29歳では、「あてはまらない」が約7割を占めている一方、「現在、あてはまる」が約1割となっています。



(5) 結婚について

■結婚に対するイメージ

『①パートナーとの絆を深めるために必要だ』『⑤社会的責任が重くなる』『⑥親族との付き合いが大変だ』では「そう思う」と「まあそう思う」が約7割を占め、『④子育て等の負担が増える』『⑤社会的責任が重くなる』『⑥親族との付き合いが大変だ』では「そう思う」が約4割と高くなっています。

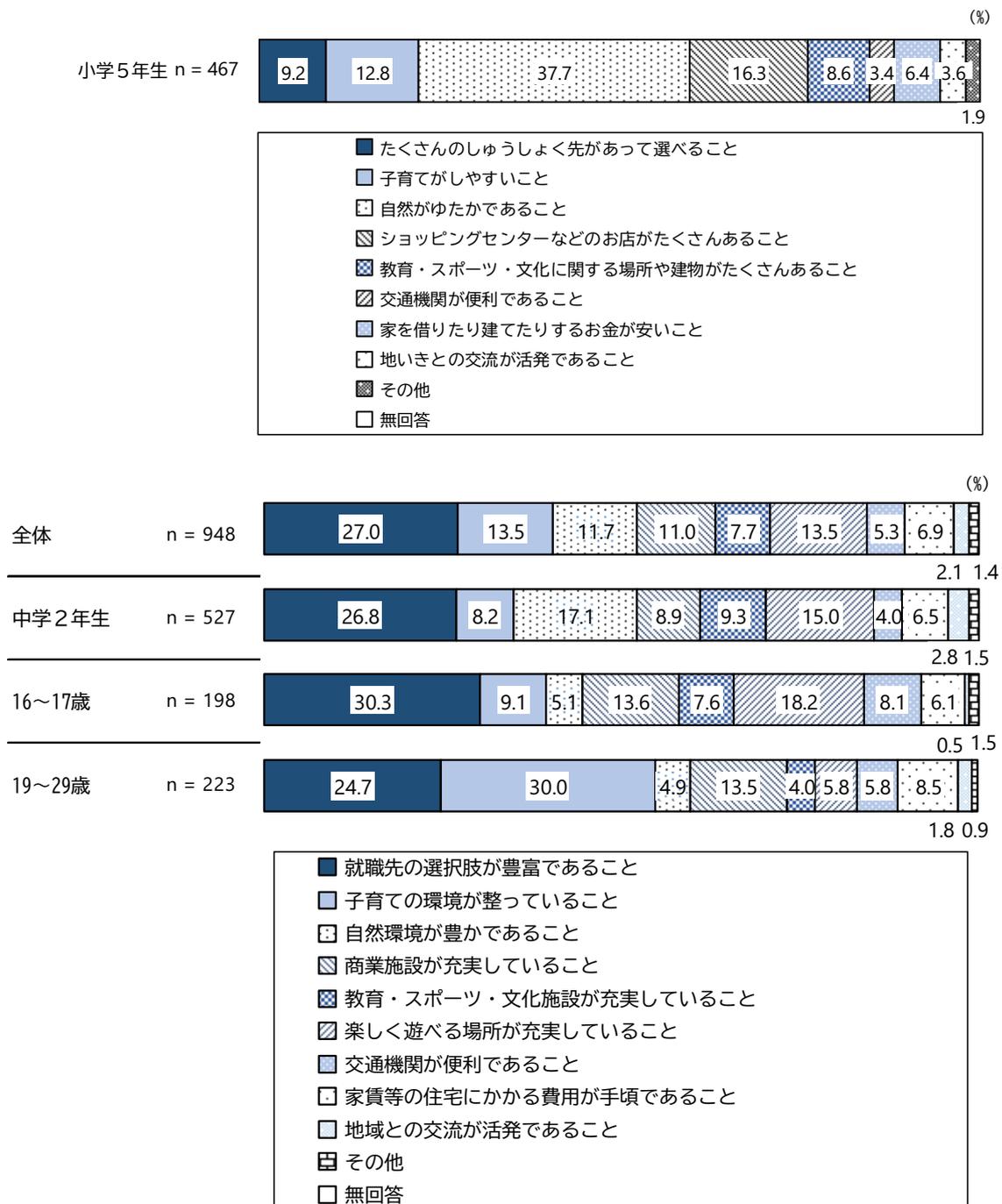


(6) 市の施策について

■一関市に住み続けるために重要なこと

1番目に重要なことでは、小学5年生は「自然がゆたかであること」、中学2年生と16～17歳は「就職先の選択肢が豊富であること」、19～29歳は「子育ての環境が整っていること」の割合が最も高くなっています。

2番目・3番目に重要なことでは、小学5年生は「ショッピングセンターなどのお店がたくさんあること」、中学2年生と16～17歳では「楽しく遊べる場所が充実していること」、19～29歳は「商業施設が充実していること」などの割合が高くなっています。



第5節 現行施策・事業の評価の内訳

<評価区分> 【A】計画どおり又は計画を上回る 【B】おおむね計画どおり 【C】計画を下回る 【D】見直しが必要
【E】未実施

第1節 子ども・子育て支援事業の充実

基本施策	NO	取組内容	取組内容の詳細	評価	
1 教育・保育事業等の提供区域					
2 教育・保育の区分の設定					
3 教育・保育施設、地域型保育事業の確保策	1	教育・保育の量の見込みと確保の方策	<p>■施設型給付・委託費 幼稚園、保育所、認定こども園に対し、施設型給付費（保育所は委託費）を支給した。</p> <p>■地域型保育給付 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業の実施者に対し、地域型保育給付を支給した。</p> <p>■認可外保育施設 市が運営する児童館についても、確保の方策に加えた。</p>	A	
4 教育・保育施設の確保の方策の今後の方向性	2	定員見直し、保育サービスの拡充	各保育施設の利用需要に合わせて利用定員の見直しを行った。	A	
	3	地域の教育・保育施設の再編	教育・保育施設等の適正な規模を維持するため、随時定員の見直しを行った。	A	
	4	保育人材の確保	障がい児保育事業や産休等代替職員費補助金等の活用のほか、保育人材確保事業を実施する保育施設を支援し、保育人材の確保に努めたが、年度途中の待機児童が発生しており、保育人材の十分な確保には至らなかった。	C	
5 地域型保育事業の充実	5	待機児童の解消	4月1日現在の待機児童は平成29年度以降ゼロを継続できているが、年度途中の待機児童の解消には至らなかった。	B	
6 幼児期の教育・保育の一体的提供	6	幼稚園・保育所・こども園の機能及び質の向上	園内研究会や保育協議会等での活動を通し、保育士、幼稚園教諭等が共に研究する機会を設け、質の高い幼児教育・保育の提供に努めた。	A	
	7	1 質の高い幼児期の教育・保育の提供	公立幼稚園・保育所間の交流の推進	公立幼稚園、保育園については人事異動方針に基づく人事異動の継続実施のほか、幼稚園教諭と保育士の合同研修を実施し幼児教育の充実に努めた。	A
	8		教育・保育に関する専門性を有する幼児教育アドバイザー等の配置・確保	いわて幼児教育センターが行う幼児教育専門員の訪問支援事業を活用し、教育・保育に関する専門性を有する幼児教育アドバイザーが市内の教育・保育施設を訪問し、幼児教育・保育の質の向上に努めたが、アドバイザー等の確保には至らなかった。	D
	9	2 教育・保育の一体的な提供の推進	適正な施設規模の確保	公立保育施設及び公立幼稚園の再編についての基本的な方針に基づき、適正な規模での望ましい保育サービスの提供に努めた。 公立教育・保育施設数 令和2年度26施設→令和6年度20施設 教育・保育施設等の再編を検討し、認定こども園化への移行を推進した。 認定こども園数 令和2年度17園→令和6年度22園	A
	10		施設整備	地域の実情や財政状況等を考慮するとともに、地域の理解を十分得たうえで、認定こども園化や施設の再編等を行った。	A
11	3 幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校との連携の推進	幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校との連携の推進	一関市幼小教育連絡協議会等において、幼稚園・保育園・こども園・小学校と連携を図り、幼児教育と学校教育の充実に努めた。	A	

基本施策	NO	取組内容	取組内容の詳細	評価	
7 地域子ども・子育て支援事業の充実	12	1 利用者支援事業	妊娠・出産・育児に関する相談へのワンストップ対応、本庁と各支所の連携による事業実施	令和6年度にこども家庭センターの機能を備えた「一関市こどもセンター」を設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援を行った。また、本庁と健康推進室が連携しながら、子育て世帯への支援を行った。	A
			子育てガイドブックの充実と情報発信	子育てガイドブックの掲載内容の充実を図るとともに、市ホームページ等で子育てに関する情報発信を行った。	
	13	2 地域子育て支援拠点事業【おやこ広場事業・子育て支援センター事業】	「子育て支援センター」の機能の充実と活動の拡充	市の組織再編等により一関・花泉・室根の各子育て支援センターは廃止したが、同センター機能を維持しながら子育て支援ひろばや各種相談事業を実施した。	B
			おやこ広場事業の積極的なPR活動	おやこ広場の周知を各種母子保健事業や市ホームページ等により行った。	
	14	3 妊婦健康診査	契約未締結の医療機関との契約等による経済的負担の軽減	契約未締結の医療機関とは速やかに契約を行い、妊婦のスムーズな受診につなげた。一方、契約できない医療機関での受診を希望する人に対しては償還払いを行い、経済的負担の軽減に努めた。	B
	15	4 乳児家庭全戸訪問事業【こんちには赤ちゃん事業】	全戸訪問の継続と支援が必要な家庭への対応	入院等特別な事情がない全ての乳児を訪問し、必要な支援につなげた。	A
	16	5 養育支援訪問事業その他の要支援児童要保護児童の支援に資する事業	関連機関と連携した支援内容の充実	支援が必要な家庭に対し、関係機関と連携し支援を行うとともに、支援内容の充実に努めた。	B
	17	6 子育て短期支援事業	施設側との連絡調整の維持	児童養護施設に事業を委託して実施した。施設との連絡調整を密に行い、円滑に支援した。	B
	18	7 ファミリー・サポート・センター事業	事業の周知と会員数の増加	一関市社会福祉協議会に事業を委託し実施した。委託事業者がSNSを活用したPR活動を行い、会員数の増加に努めた。	C
			旧東磐井地域における事業のPR活動	旧東磐井地域に重点をおいたPR活動はできなかったが、市内全域に対してSNSを活用したPR活動を行った。	
			産後の切れ目のないサポートの促進	産後サポーター事業を利用した後も継続利用ができるよう協力会員の研修等を充実させた。	
	19	8 一時預かり事業	①幼稚園型事業実施園の拡大と保育士の確保	公立保育園等12施設、私立保育園等11施設で事業を実施し、円滑な事業の実施と保護者のニーズに対応するため保育士の確保に努めた。	A
			②一般型保育士の確保	公立保育園等5施設、私立保育園等8施設で事業を実施し、計画期間内における事業の円滑な実施と保護者のニーズに対応するため、保育士の確保に努めた。	
	20	9 延長保育事業	保育士の確保	公立保育園等17園、私立保育園等18園で事業を実施し、計画期間内における保護者のニーズに対応するため、保育士の確保に努めた。	A
			保護者のニーズに応じた事業運営の検討	公立保育園等17園で延長保育を実施し、私立保育園等18園に対して延長保育事業を委託した。	
	21	10 病児・病後児保育事業	■病後児対応型 早期の再開を目指すための検討と病児対応型の導入	病後児対応型については、利用実績が極端に少ないことから令和5年度をもって事業を廃止した。病児対応型については、令和2年度に企業主導型保育施設1園で病児保育室を開所、令和5年度に私立認定こども園と医療機関それぞれ1施設に事業を委託した。	A
			■体調不良児対応型 新たに取り組む施設への支援	保育中に体調不良となった児童について、児童を看護する看護師を配置する私立認定こども園2園に対し、体調不良児保育事業を委託した。	

基本施策	NO	取組内容	取組内容の詳細	評価	
	22	11 放課後児童クラブ【放課後児童健全育成事業】	必要に応じた施設の改修計画等の検討	施設整備や余裕教室の活用など、様々な手法により施設整備を実施するとともに、必要な施設改修を行った。	B
			放課後児童クラブが設置されていない小学校区においての子どもたちの安全・安心な居場所づくり	放課後児童クラブが設置されていない学区で、隣接する学区の放課後児童クラブが、長期休業中に余裕教室を使用して事業を実施するなどの取り組みに対して支援するなどし、子どもたちの安全安心な居場所づくりを推進した。	
			放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携と実施状況や課題共有による課題解決等	放課後子ども教室を実施する学区の放課後児童クラブが、放課後子ども教室と連携するため、情報提供などを行った。	
			事業運営を行う団体等への財政支援等	放課後児童健全育成事業実施団体に対し、必要な財政支援を行った。	
			研修会の充実	県や県児童館・放課後児童クラブ協議会などが実施する研修について、適宜情報提供を行い、支援員の資質向上の機会確保に努めた。	
	23	12 実費徴収に係る補足給付を行う事業	給食費及び教材費・行事費等の実費徴収額についての補助の実施	保育所、幼稚園等を利用する低所得世帯に対し、実費徴収された給食費および教材費・行事費の一部を補足給付した。	A
	24	13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	保護者への支援と必要に応じた事業導入の検討	少子化により地域の保育需要が現在の体制で概ね充足している。	B

第2節 子育てを支える仕組みづくり

基本施策	NO	取組内容	取組内容の詳細	評価
1 相談支援の充実	25	切れ目のない支援	子育て世帯に対し、母子健康相談事業や妊娠出産包括支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業など妊娠前から子育て期にわたる相談及び切れ目のない支援を行い、子育てに対する不安解消に努めた。	A
	26	子育て支援総合窓口	令和6年度に子ども家庭センターの機能を備えた「一関市子どもセンター」を設置し、妊娠前から子育て期にわたり、ワンストップで相談に対応した。	A
2 母子保健の充実	27	相談体制の充実	令和6年度に子ども家庭センターの機能を備えた「一関市子どもセンター」を設置し、母子保健分野と児童福祉分野の連携を図り、困りごとなどの相談体制を強化した。	A
	28	子ども・母親の健康保持のための事業継続実施	妊婦健康診査、産婦健康診査、乳児健康診査等の各種健康診査や保健指導、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）のほか、医療機関と連携し、子どもと母親の健康の保持増進を図った。	A
	29	産後ケアの推進	出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行った。また、令和5年度より利用料を無料、令和6年度よりアウトリーチ型に加え、デイサービス型（半日）の開始しや利用回数を増やし、産婦の心身や育児負担の軽減を図った。	A
3 経済的負担の軽減	30	経済的負担の軽減	不妊治療助成事業、妊婦・産婦健康診査事業や妊産婦医療費助成事業を実施し、妊娠前の経済的負担軽減を行うとともに、0歳から2歳の第2子以降の保育料無償化、3歳からの幼児教育・保育の無償化、高校生までの医療費助成事業を実施した。	A
4 地域で支える仕組みづくり	31	関係機関の連携強化	民生児童委員定例会議や子ども子育て会議、自立支援協議会子ども部会などで意見・情報交換を行った。	B
	32	子育てサロンの支援	子育て支援ひろば利用者を中心に周知活動を行った結果、自主的に仲間を募って子育てサロン団体を立ち上げる動きが見られ、団体数も微増した。	A
	33	子どもの安全・安心の確保	各施設において、通園・通所時の防犯対策、交通安全の確保について、地域と協力し取り組んだ。	B

第3節 職業生活と家庭生活との両立の推進

基本施策	NO	取組内容	取組内容の詳細	評価
1 多様な就労の実現	34	多様な保育ニーズへの対応	以前から実施している延長保育事業・一時預かり事業のほか、多様化する保育ニーズに対応するため休日保育事業・病児保育事業・医療的ケア児保育事業の実施施設を拡充し、子育て支援の充実に努めた。	A
	35	職場環境づくり促進のための事業所への周知・啓発	事業所に対して、休暇制度の周知やセミナーを開催することで、働きやすい職場環境づくりを促進した。	B
	36	女性の再雇用支援	主な相談先は公共職業安定所が多く、関係機関と情報共有を図り、連携した相談窓口対応を行った。	A
2 仕事と子育ての両立の推進	37	仕事と子育ての両立に関する講座や相談、指導	仕事と子育ての両立ができるよう子育て中の就労者に対し、子育て支援の各種制度の情報提供を行った。	B
	38	放課後の居場所づくり	国で策定した「放課後児童対策パッケージ」を踏まえ、両親の就業等により下校後に保護者が不在となる児童の健全な育成を図るため、教育委員会とまちづくり推進部との連携の下、安全・安心な放課後の居場所づくりを計画的に進めた。	B

第4節 要保護児童等への対応と取組の推進

基本施策	NO	取組内容	取組内容の詳細	評価
1 児童虐待防止対策等の充実	39	関係機関との連絡調整緊密化	こどもの養育環境に問題を抱える家庭を把握した際は、支援内容の方向性を保持するため、家庭児童相談室、庁内関係課、児童相談所及び学校等の関係機関との連絡調整を密に図った。	B
	40	地域で支える環境づくり	こどもの健やかな成長を地域で支えることができるような環境づくりのため、民生委員・児童委員のほか地域住民によるこどもの見守りへの協力を得ることができた。	B
	41	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、相談・対応機能の充実、再発防止	家庭児童相談室の拠点の集約及び職員体制の強化を図り様々な相談に対応したほか、一関市要保護児童対策地域協議会の実施により児童相談所等の各関係機関とも連携し、児童虐待の未然防止に努めるとともに事案発生時は早期に対応した。	B
	42	里親支援の拡充	家庭的な養育環境を充実するため県と連携し、里親制度説明会やパネル展示を実施し、制度の理解促進を図った。	B
2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	43	相談支援体制の充実と情報提供	ひとり親家庭の相談を丁寧に聞き取り、必要としている支援制度等について情報提供を行った。	B
	44	経済的支援等の自立支援の実施	ひとり親家庭等が安定した生活を送れるよう、経済的支援につながる施策を実施した。 関係機関と連携し、各種給付金等事業の活用により就業に必要な技能や資格取得を促し、経済的自立に向けた支援を行った。	B
3 障がい児施策の充実	45	発達支援相談の充実	支援が必要な乳幼児を早期に発見し、適切な支援につなげるため、乳幼児健康診査等において支援を必要とする乳幼児を把握し、医師、臨床心理士、言語聴覚士による発達支援相談を実施した。	B
	46		療育施設と連携しながら、幼児期特別支援コーディネーター、保健師及び保育士による巡回相談を市内全保育施設等で実施し障がい児への理解を促したほか、保育者を対象にスーパーバイズ事業を行い支援を必要とするこどもの関わり方についてのノウハウを助言指導した。	B
	47	保護者の交流の場の拡大	発達支援教室やペアレントトレーニングを開催し、保護者同士の情報交換をする場を提供した。	B

基本施策	NO	取組内容	取組内容の詳細	評価
3 障がい児施策の充実	48	切れ目のない支援の実施	一関地区障害者地域自立支援協議会と連携し、地域課題について共通理解を深め、課題解決に向けた取組を実施した。	B
			就学児童を対象に、教育委員会と幼児期特別支援コーディネーターが連携し、就学が円滑に進むよう相談・検査を行った。	
			児童発達支援事業所と連携を密にし、一人ひとりの希望に応じた適切な支援につながるよう調整を行った。	
			ライフステージに応じた支援を行うため、庁内関係課のほか関係機関とも連携しながら妊娠期から学齢期までの総合的な支援を行ったほか、成人期に移行する場合においても関係部署や関係期間間へ報提供を行うなどして、支援が途切れないよう努めた。	
4 特別な配慮を要する子どもへの配慮	49	施設との意思疎通	保育・教育施設との情報交換のほか、窓口では外国語を話す来所者に対し、タブレットの翻訳機能や、電話通訳者による対応を配備した。	B
	50	医療機関・関連機関等との連携による環境整備	医療的ケア児については、医療機関や関係機関・施設等と連携し、受入れ態勢を確保した。	B

第5節 低所得世帯の子どもへの支援の充実

基本施策	NO	取組内容	取組内容の詳細	評価
1 社会的孤立の防止	51	総合的な相談支援事業の推進	「生活困窮者自立相談支援窓口」を一関市社会福祉協議会に設置し、福祉課の生活保護面接相談員とともに、生活困窮者に寄り添った対応を行った。関係機関等で構成する支援調整会議を毎月実施し、より実践的な支援を行えるようになった。	B
	52	新たな居場所づくりの施策や事業の検討	放課後子ども教室の実施により、児童の安全安心な活動拠点として、遊び・体験・交流・学習等の機会を提供するとともに、放課後児童健全育成事業の実施により、両親の就業等により放課後の保育に欠ける児童に対し、安心安全な居場所を提供した。	B
	53	各ライフステージに即した切れ目ない支援	両親学級や育児支援教室、子育て支援ひろばを開催し、妊娠期から子育て期における育児不安の軽減・解消を行った。	A
2 支援情報の確実な提供	54	子育て世帯への経済的支援	市ホームページ等を通じ、保育料の軽減や児童扶養手当・実費徴収の補給給付・就学援助・奨学金の貸付・医療費助成等の各制度について、対象児童・生徒への周知を行い、子育て世帯への経済的支援を行った。	B
	55	生活保護受給世帯への支援	生活保護受給世帯への支援のため、教育扶助や生活扶助、進学・就職準備給付金の給付、中高生向けしおり「HOPE」を作成し、子育て世帯が利用できる保護制度や奨学金制度について支援や助言を行った。また、こどもの進路の決定に関わる時期から訪問回数を増やすなど、子育て世帯と接触する機会を増やした。	A
	56	子育て短期支援事業の実施	家庭での養育が一時的に困難となった世帯に対し、実施施設と連携を図り、適時適切に支援することができた。	B
	57	ひとり親家庭を中心とした就労支援	関係機関と連携し、各種給付金等事業の活用により就業に必要な技能や資格取得を促し、経済的自立に向けた支援を行った。	B

一関市子ども計画

令和7年3月

発行 一関市

編集 一関市健康子ども部子ども家庭課

〒021-0026 岩手県一関市山目字前田 13 番地 1

電話 0191-21-2165

FAX 0191-21-4656

<https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/>